

廣井鏡涯著

讚岐名勝地誌

高松開益堂藏版



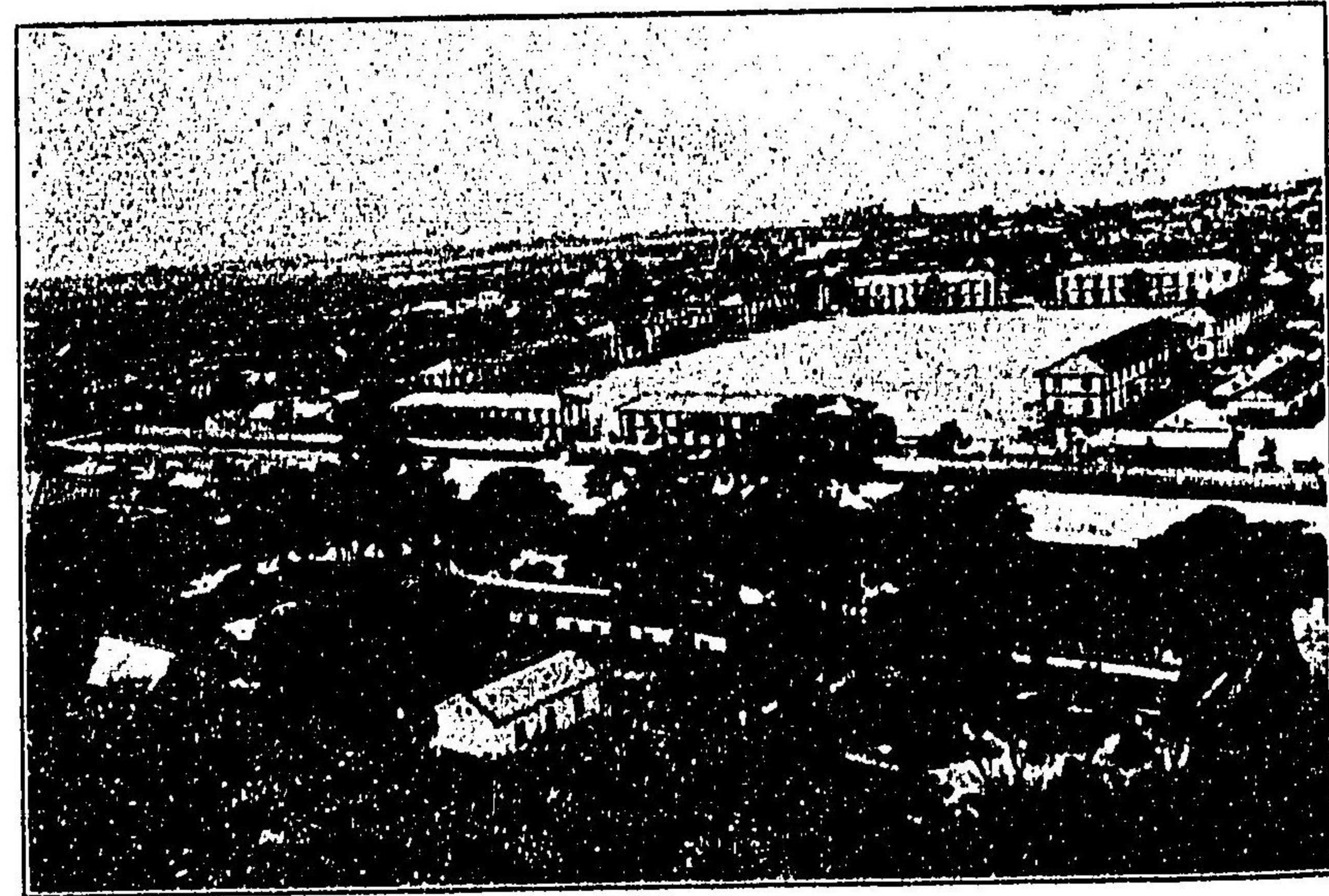
栗林公園



津田松原



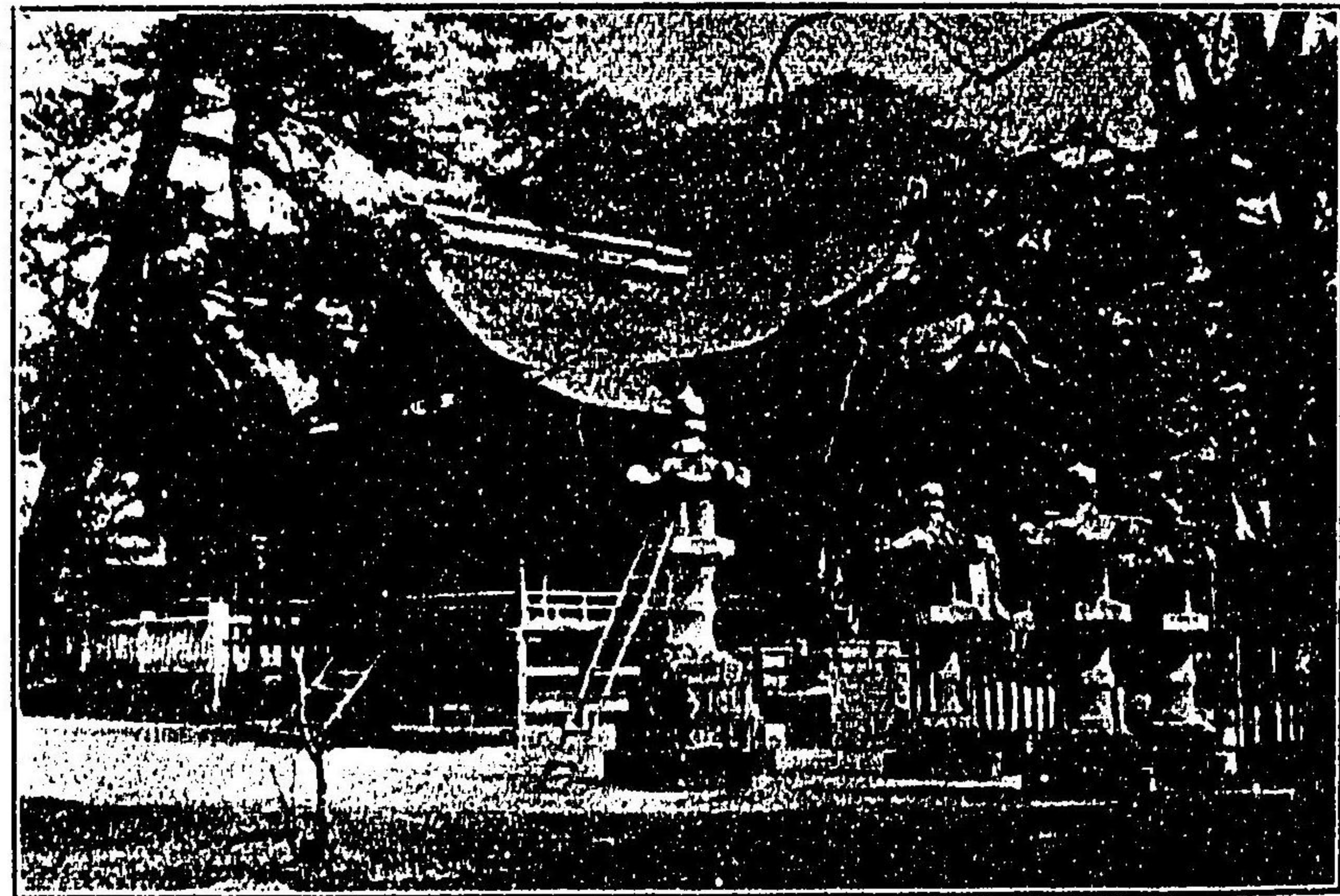
社 神 平 琴



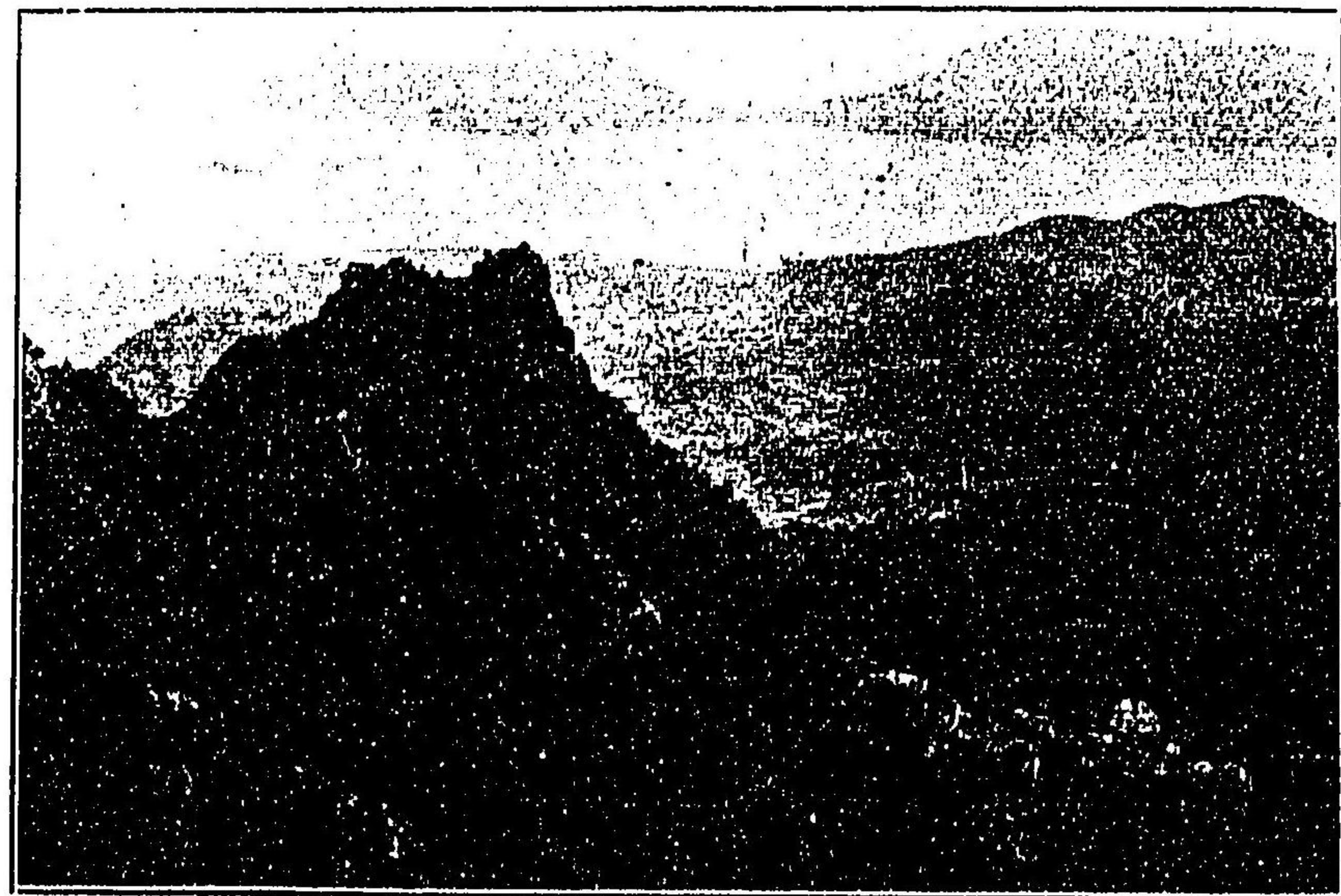
市 臨 丸



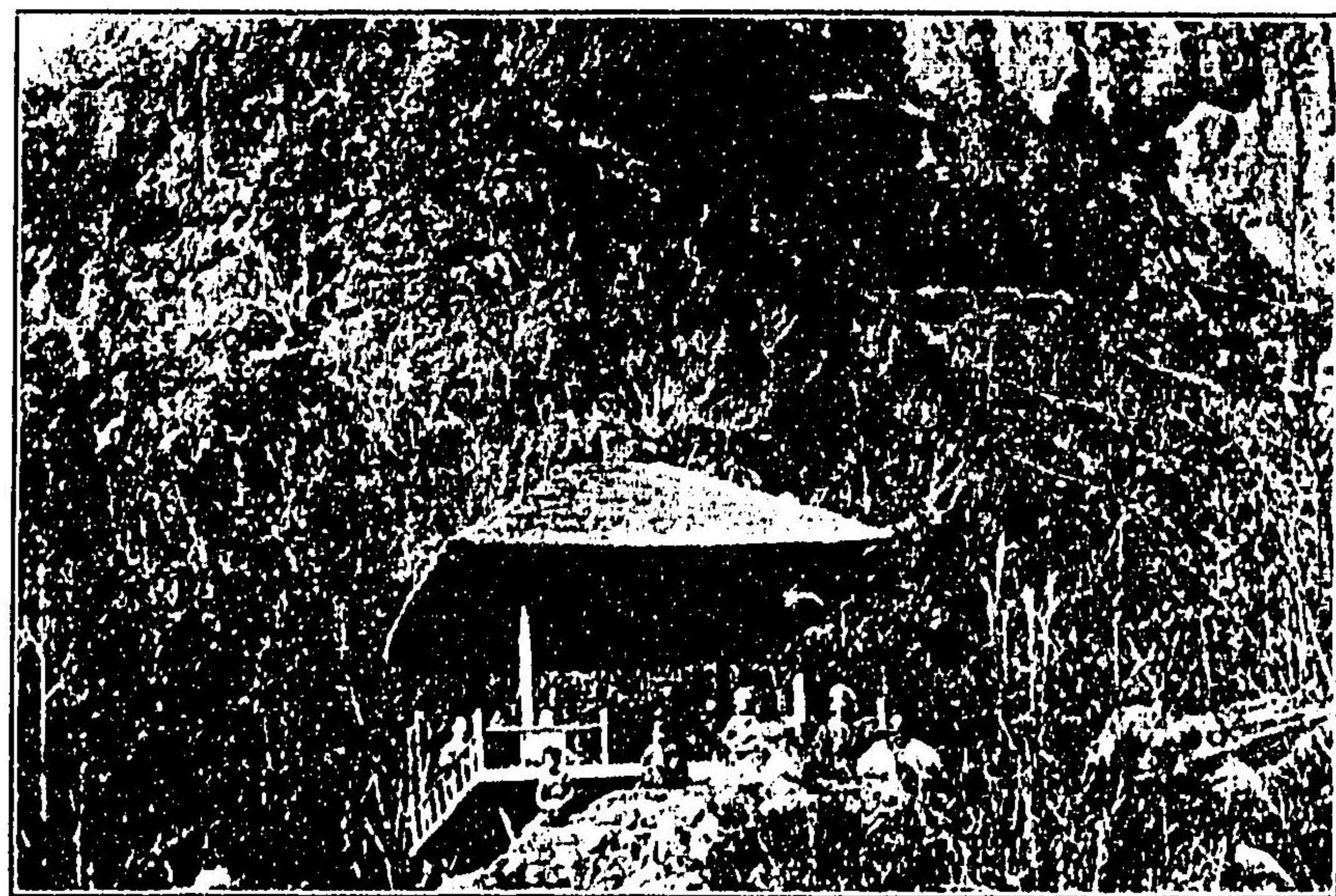
飯之山



白鳥神社



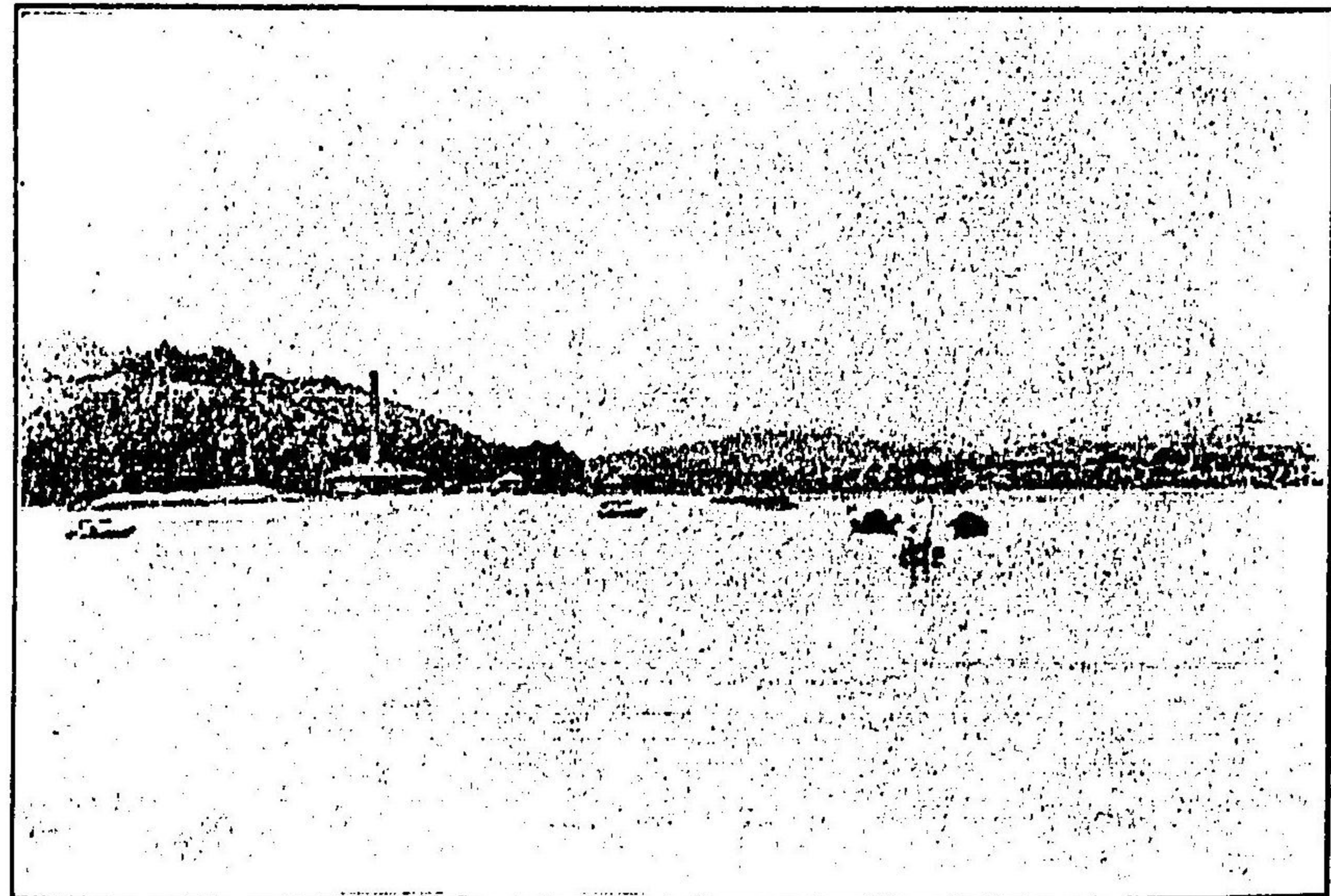
(一其) 溪 館 寒



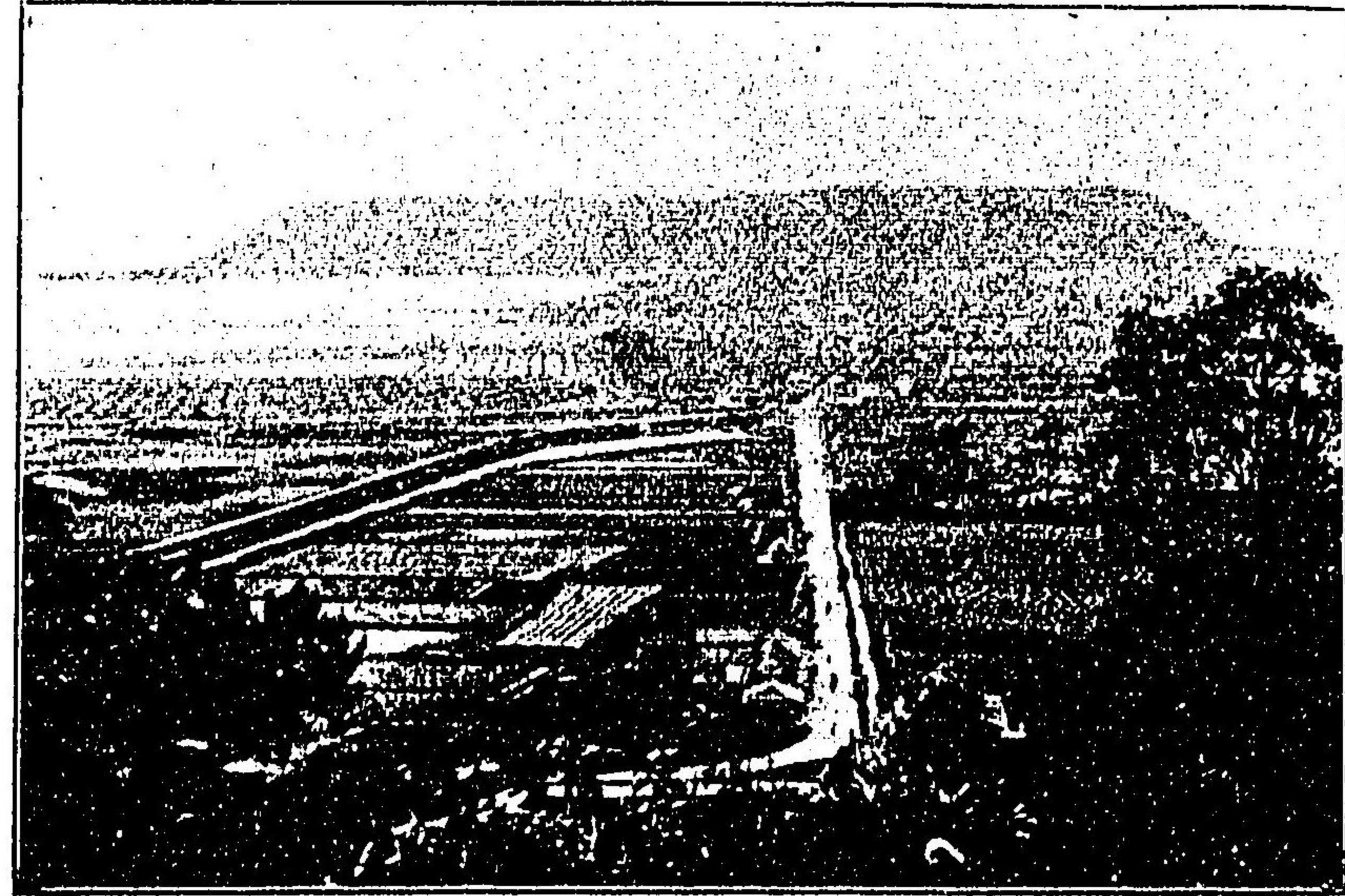
(二其) 溪 館 寒



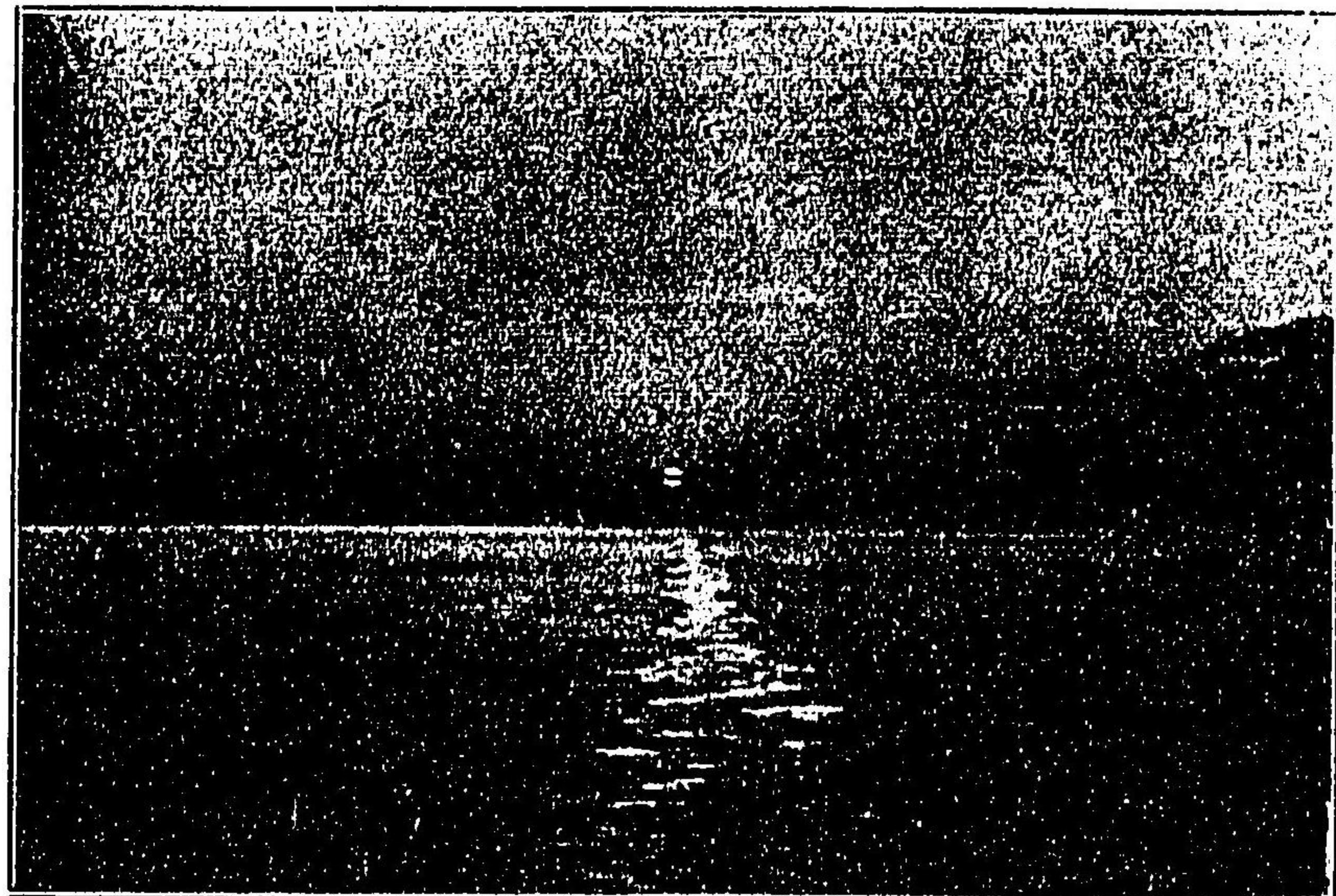
石平村尾仁



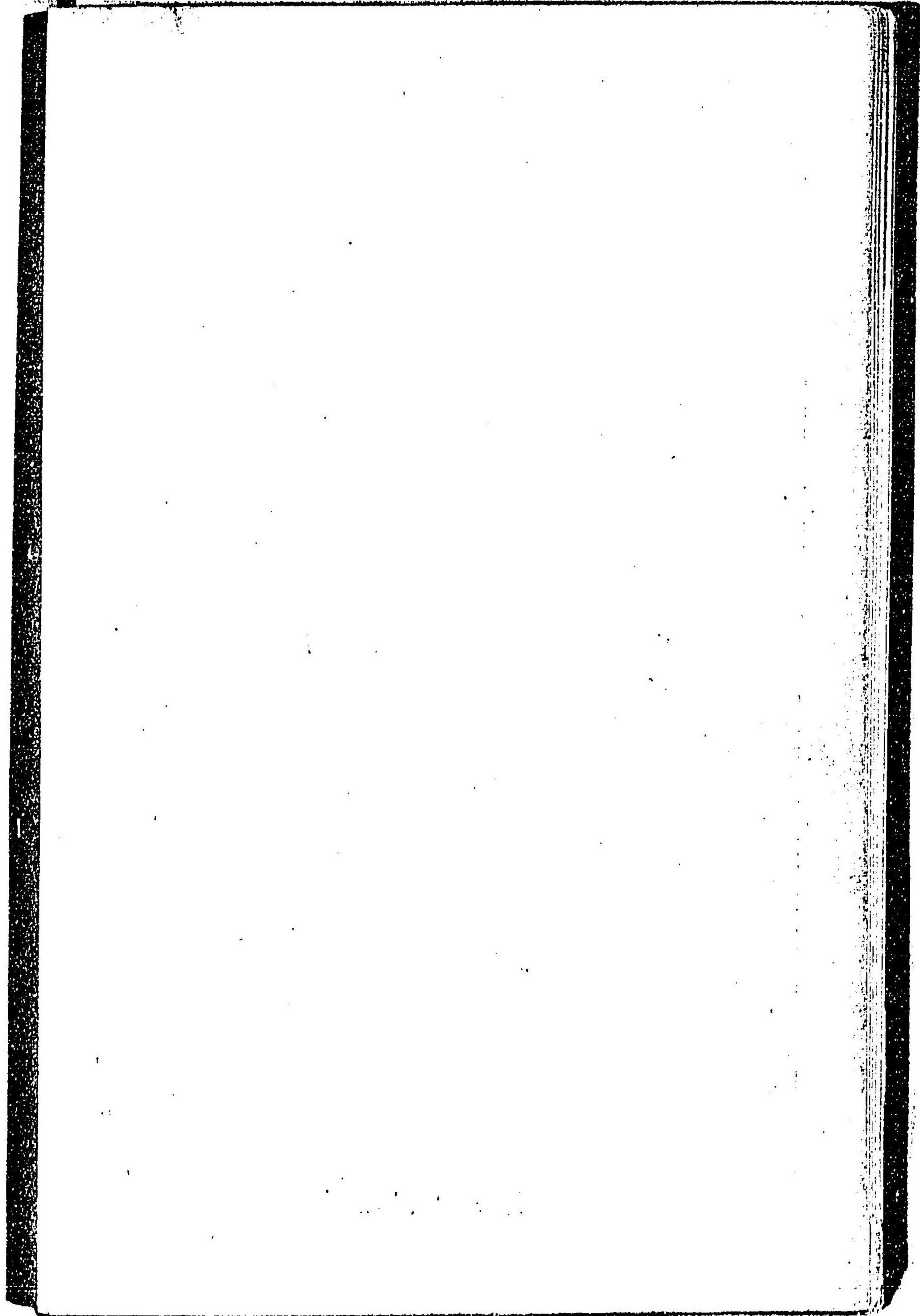
町寺音觀



望遠島屋ヨ日街市松高



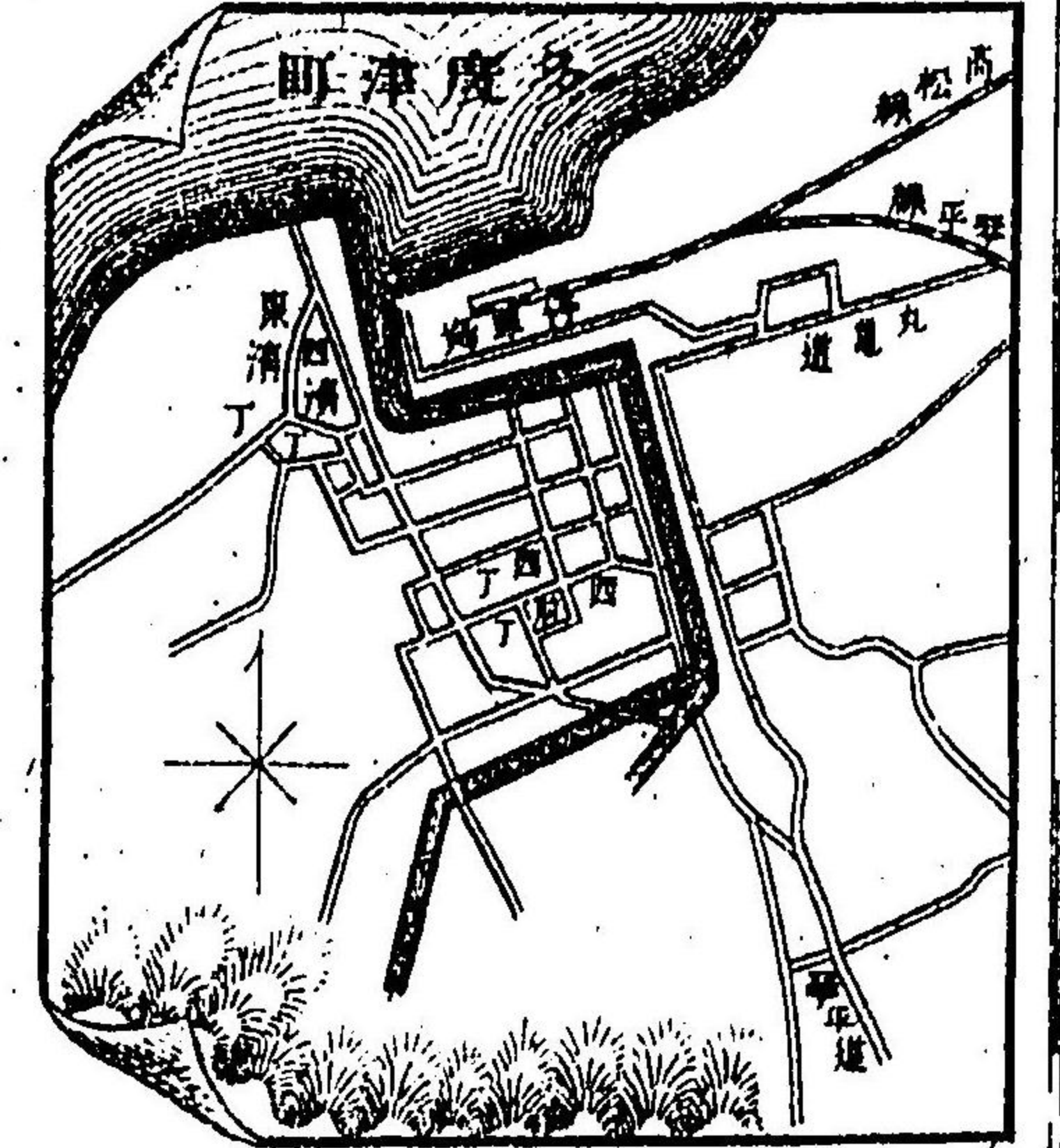

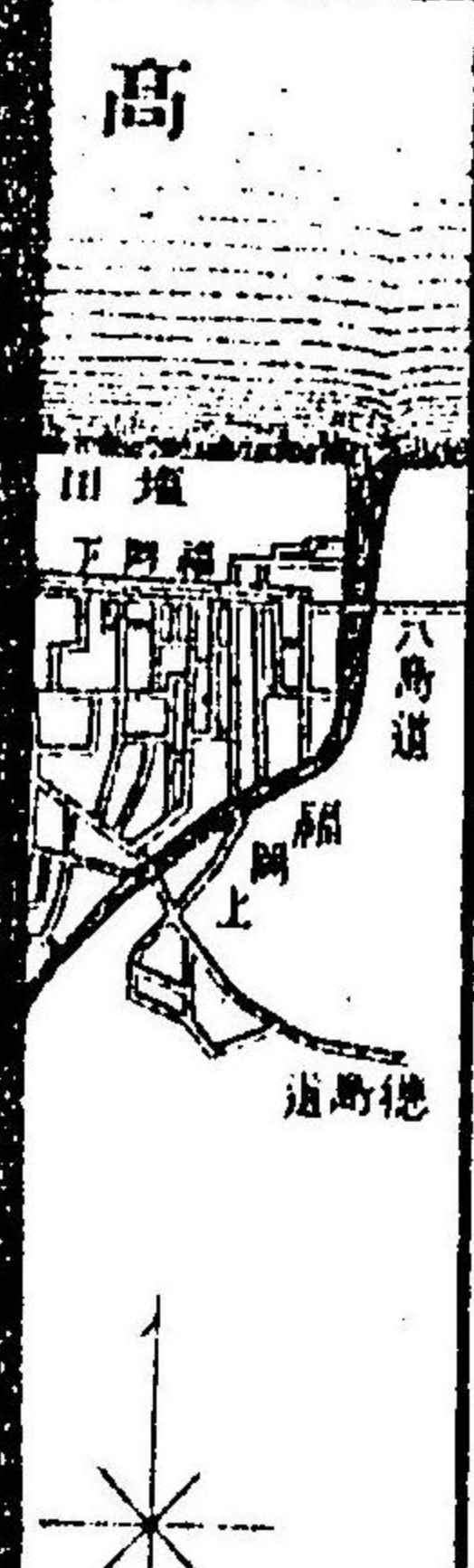
照夕ノ浦藻玉





# 香川縣讚岐全圖

三十分之一



三十分

二十分

三十分

四一島北

分十三

分十四

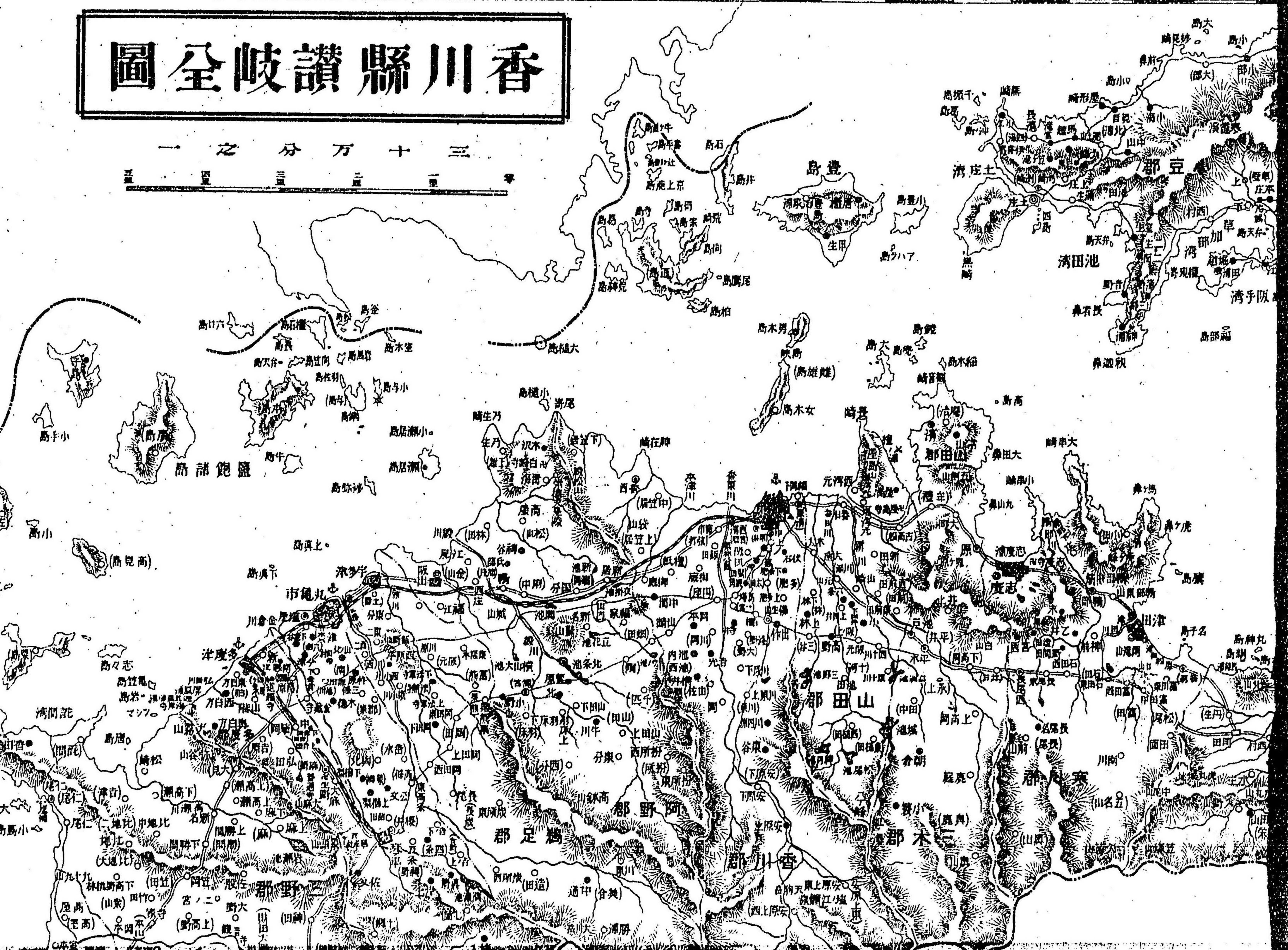
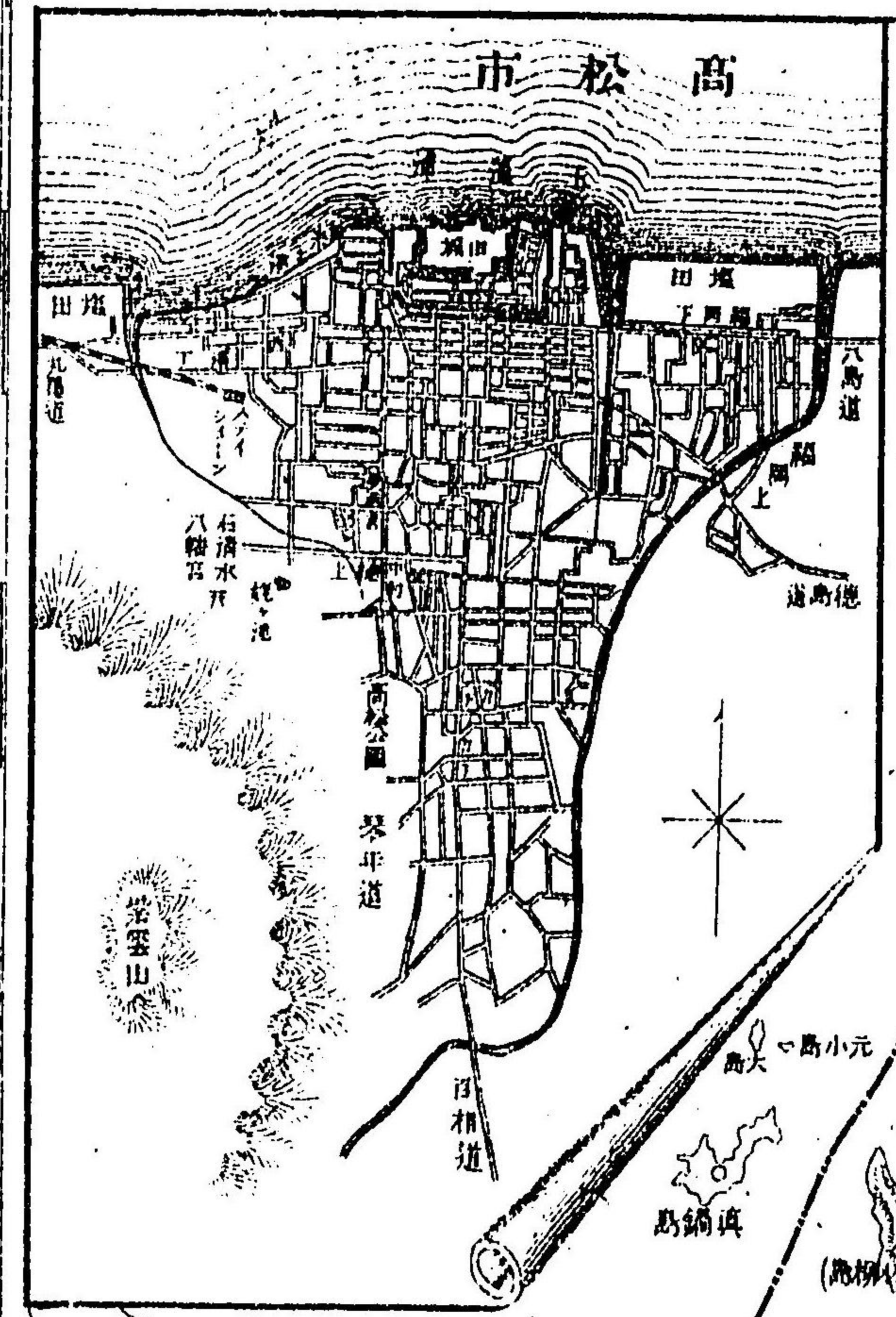
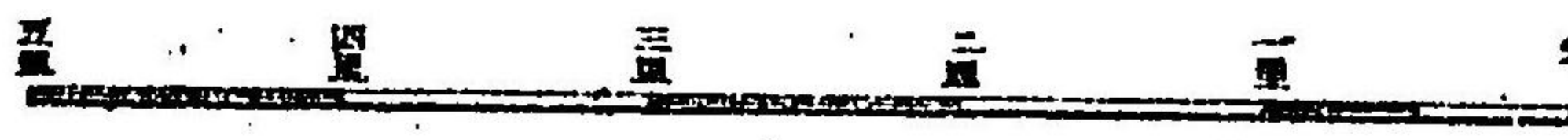
分十五

度四十三百

分十

# 香川縣讚岐全圖

三十分之一

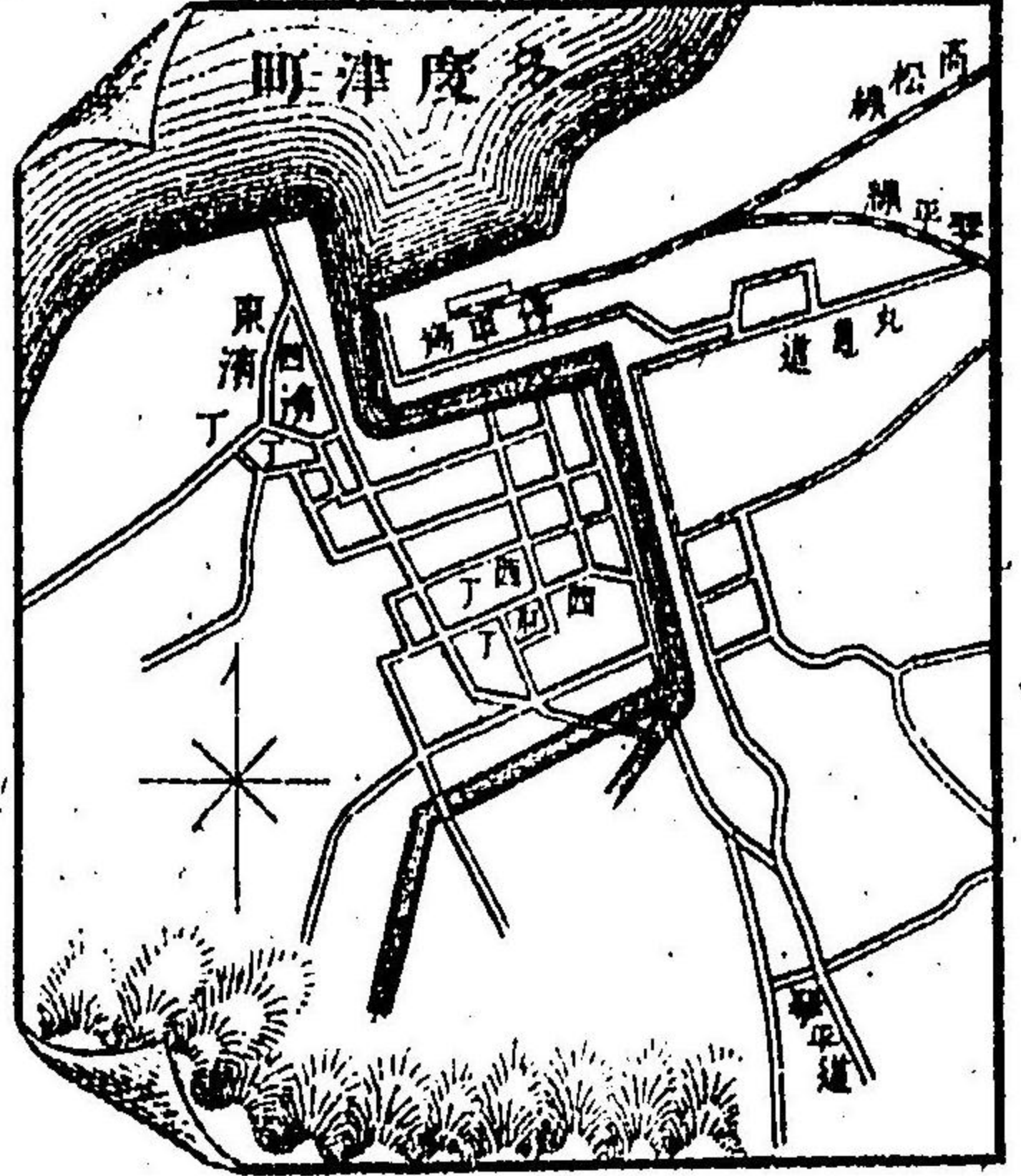



三十分

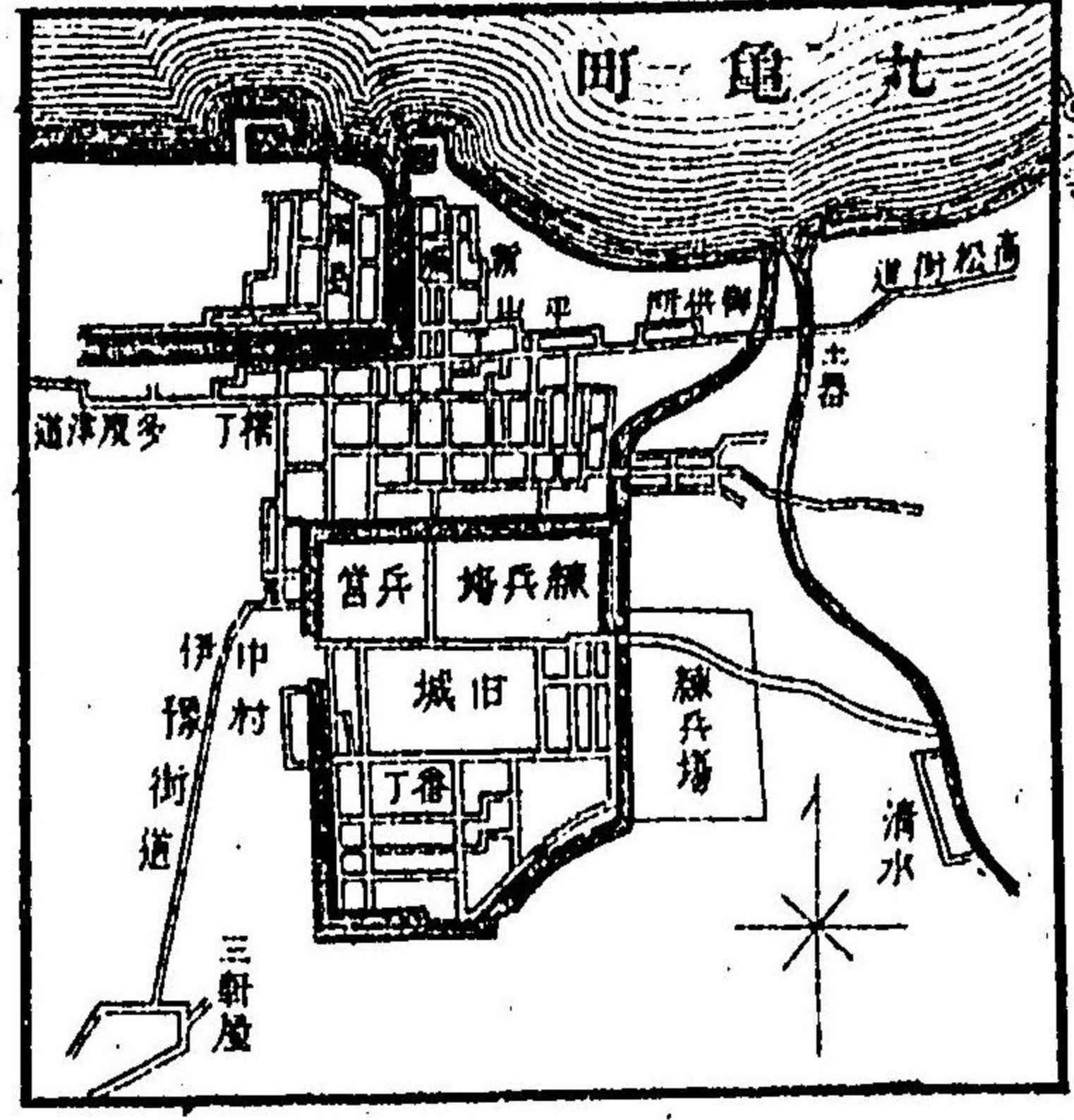
二十分

三十分  
四十分

島上四



二十分



三十分

( )		○	△	×	△	○	□	○	●	○	□	○	△
新	道	國	沼	河	山	古	燈	港	旧	寺	神	飲	郡
村	縣	界	池	川	脈	馬	台	跡	院	社	道	界	界
名	路	道	池	川	脈	馬	台	跡	院	社	道	界	界

分十四

分十五

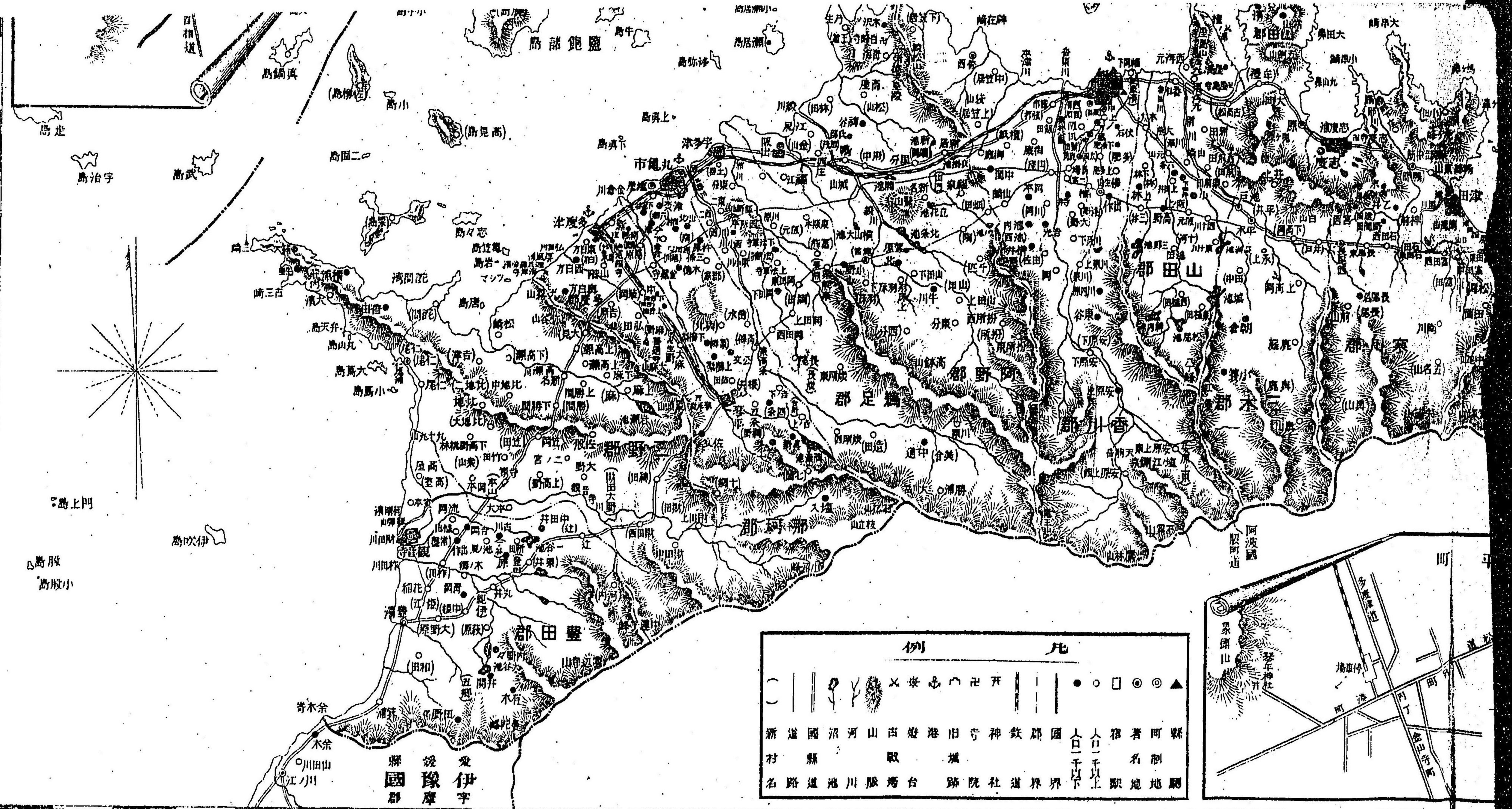
度四十三百

分十

分十二

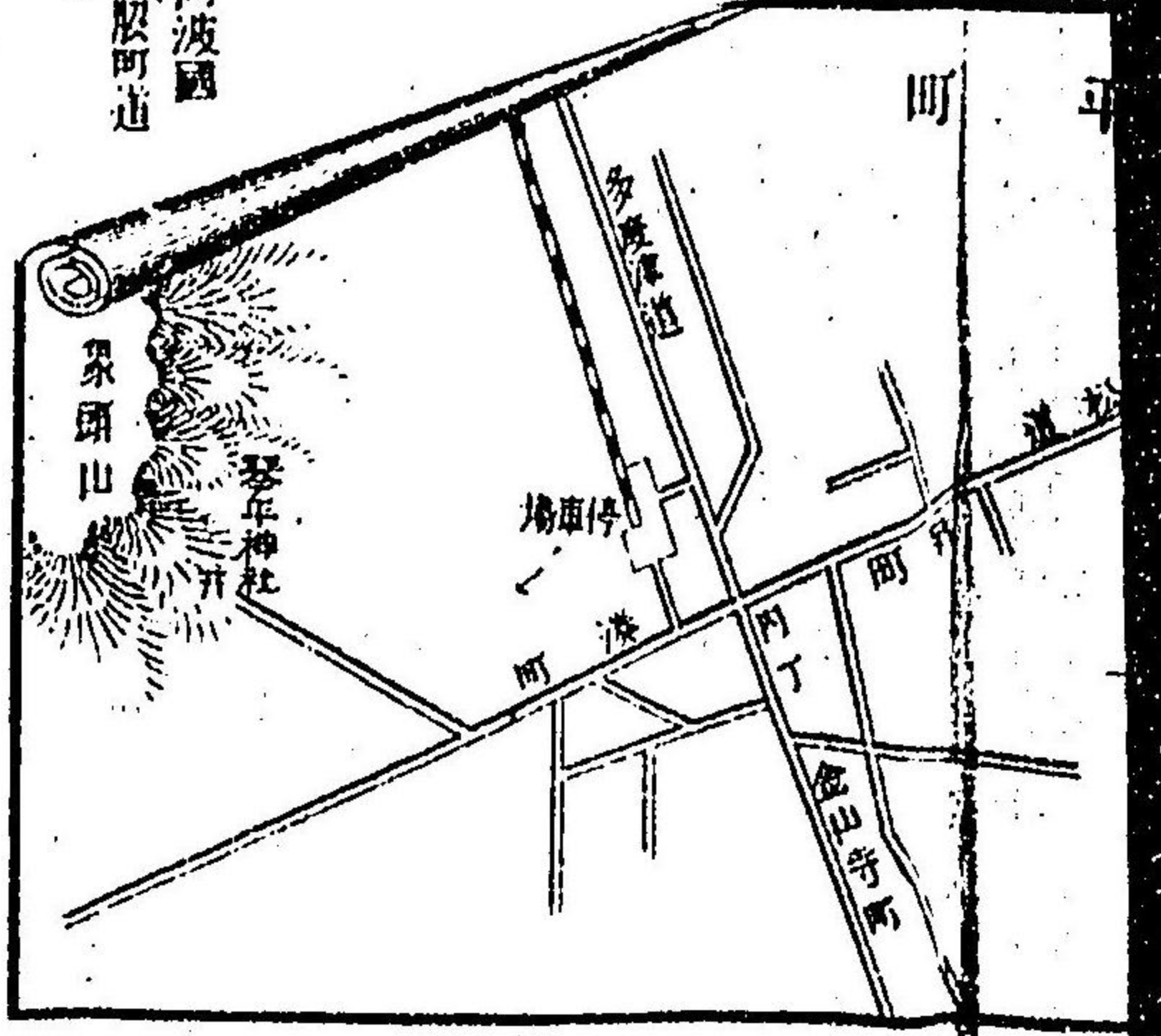


三十分  
三十四分  
十分  
分十三  
分十四  
分十五  
度四十三百  
分十



例 凡

( ) 新道 國 沼 河 山 古 燈 港 旧 寺 神 鉄 郡 國  
 村 縣 驛 城 跡 院 社 道 界 界 人 百 千 以 下  
 名 路 道 池 川 脈 場 台 跡 院 社 道 界 界 人 百 千 以 上  
 人 百 千 以 上 人 百 千 以 下 縣 界 郡 界 國 界



緒言

一 讀の地たる山海の美觀を具へ人事の遺趾に富む其光景を詳説し往事を細叙せば卷を重ねる幾十と雖ども蓋し盡さざらん歟此書唯た其顯著なるものを擧げ以て觀光の客に便するに過ぎず讀者簡疎を咎むる勿れ

一 社寺の傳説土人の口碑に至りては妄誕に流れ怪奇に失するもの多しと雖ども其中幾分の實事を含むものあり故に愛惜して之を載する所尠からず讀者其心して之を看んとを欲す

一 古今の詩歌文藻は其巧拙を甄別せずして専ら實事實景を寫し得たるものを採り看者其玉石相雜ゆるとを責むる勿れ

一 此書明治三十一年末に稿を脱し同三十二年二月初印刷に着手せしめ其殆んど成らんとするに際し明治三十二年法律第四十一號を以て香川縣下郡廢置の公布ありて同年四月一日より之を施行せらるゝこととなり此書記載の郡名と異なるに至りたり然れども之れが爲めに稿を改むるとは發行者の堪へざる所なるか故に異日再版の時機に及びて之を修正せんと欲す依りて左に新舊郡名を對比し以て讀者の默識を望む

舊郡名

新郡名

- 大内郡 ..... 大川郡
- 寒川郡 ..... 大川郡
- 三木郡 ..... 木田郡
- 山田郡 ..... 木田郡
- 小豆郡 ..... 小豆郡
- 香川郡 ..... 香川郡
- 阿野郡 ..... 綾歌郡
- 鵜足郡 ..... 綾歌郡
- 那珂郡 ..... 仲多度郡
- 多度郡 ..... 仲多度郡
- 三野郡 ..... 三豊郡
- 豊田郡 ..... 三豊郡

一 森選綾野惟一安藤國藏西本政次郎鹽田保太郎の諸氏は開益堂主人を介して考證書類を貸與せられ益する所尠からず爰に之を謝す

明治己亥晩春 著 者 識

讚岐名勝地誌目次

總 說 ..... 一

大内郡 ..... 一〇

寒川郡 ..... 五〇

三木郡 ..... 七三

小豆郡 ..... 一〇九

阿野郡 ..... 一七二

鵜足郡 ..... 二〇三

山田郡 ..... 二一七

香川郡 ..... 二四五

高松市 ..... 二六九





# 讚岐名勝地誌

廣井鏡涯 著

總 說



香川縣讚岐國は、南海道中四國島の東北部に位し、大内、寒川、三木、小豆、山田、香川、阿野、鶴足、那珂、多度、三野、豊田、の十二郡より成る、地形半月状を呈し、東西二十五里餘、南北十里に滿たす、全國の面積の百十五方里餘にして、高原所々に散在す、東北西は海を距て、淡路、播磨、備前、備中、備後の五國と相對し、海岸の延長五十五里、岬角港灣多し、南方の山嶺を以て阿波、伊豫の二國に界す、物産ハ米、麥、大豆、粟、黍、蜀黍、蕎麥、甘蔗、實綿、菜種、葉煙草、藍菜、繭、織物、紙、漆器、吳座、團扇、種油、をよび著名なる砂糖、食鹽等なり、沿海の地方及び島嶼にありては、漁業亦た盛にして、海産物砂か

らず、國名の起因につきてい、數説ありと雖ども、古代にありて東西を經といひ、南北を緯といへり、而して此國の東西長く南北狭きが故に、狹緯と名付けたりとの説、盡し其當を得たるものならん歟、

國土の沿革は、太古のこと今これを考證すべき史乘なし、唯だ古事記に曰く於伊邪那岐命。先言阿那迹夜志愛袁登賣袁。後妹伊邪那美命。言阿那迹夜志愛袁登古袁。如此言竟而御合。生子淡道之穗之別嶋。次生伊豫之二名島。此島者身一而有面四。每面有名。故伊豫國謂愛比賣。讀岐國謂依比古。粟國謂大宜都比賣。土佐國謂建依別。と此言すべて寓意にして、其生むとい各島地の治者たるべき人を生みたるの謂にして、一身にして四面ありとい一胎四子を分娩したるをいふ、而して此四神をして四國に分居し、各其國土を創造せしめたるの謂に外ならざるなり之れに依

りて是を見れり、上古讀岐の地の飯依彦の子孫によりて統活せられたるに似たり、古説に飯山に奉祀する飯山大明神は、飯依彦の靈を祭れる處なりと、其或は然らん歟、降りて人王の世に及びてい、略は書記の看るべきものあるを以て、概括して之を説かんに、人王十二代 景行天皇の御宇に於て、皇子神櫛王を以て讀岐の國造とし、統治の任に當らしむ、王の子孫千摩命、能摩命(所謂須賀保禮命)森葉摩命、小枝命、大別命、古美大人、油良大人、坂根磨、等磨、小櫛磨、に至る迄、相次で此土を治めしに、治道日に衷へ、民心月に背き、殆んど統治し得べからざらんとするに及び 文武天皇英斷を行ひ給ひ、舊制を更新し、國造の上に守を置き、彈正尹南海道鎮撫使從五位上大伴宿禰道足を讀岐守となし、國政を總攬せしむ、是より歷朝國司を以て全土の統治を爲さしむ、今其重なる者を擧ぐれば、元明帝の時大神興志及び紀豐島あり

聖武帝の時平群豐磨、大神豐島、小治田廣千あり、孝謙帝の時、奈賀王あり、  
 廢帝の時大伴犬養あり、皆讚岐守たり、天平寶字七年百濟王敬福亦た守とな  
 る、是より先き宿弊日に多く、上下の情相通せず、紀綱將さに亂れんとす、以  
 之 稱徳帝の時に及び、國司補佐の職を置き介と名つけ、村主五十公、を以  
 て之に任す、於是一國統治の機關は守、介、國造、郡領、の四階級となれり、淳  
 和帝の時藤原冬嗣守となり、仁明帝承和元年高階公輔守となり、藤原岳守  
 介となる、同、八年滋野貞主、守となり、嘉祥三年四月橘常蔭、權介となる、同  
 年五月源冷、守とあり、仁壽二年正月茂世王權介となる、次で橘常蔭又た介  
 とあり、同年二月弘宗王、權守となる、三年七月源冷、復た守となる、齊衡二年  
 伴善男、守となり、同三年正月藤原岑主、權介となる、同年三月丹禰第權介  
 となる、天安元年正月源寛、守となり、同二年正月藤原長繼、守となる、既に

して卒し、同年十月紀夏井、守となり貞現四年源生權守となる、七年藤原有  
 貞權介となり、八年轉して守となる當麻嶋權介となる、十年藤原常行、守  
 となる十二年春、春澄善繩、守となる、即ち卒す、藤原家宗、權守となり、此  
 年國孿二人を新置し國政を檢察せしむ、十四年藤原良世、守となり、元慶元  
 年源舒、守となる、五年十二月藤原保則、守となり、長岑辰直、介となる八年  
 三月藤原高藤、介となる、仁和二年正月平正范、權守とあり、從五位上式部少  
 輔兼文章博士菅原道真を特選して守となす、同年二月高階忠岑權介となる  
 是より後ち職籍の據るべきものを欠く、降りて 鳥羽帝の時に至り、藤原家  
 成守となり、其後藤原經隆、守となる、天永中藤原行家、永久中藤原吉家、天  
 承中河内前司盛兼、保元中藤原季頼、長寛中藤原秀能、仁安中橘公成、各々  
 讚岐守となり、公成の子公清其職を襲ふ、是より先き玉政日に哀頽し、武門

勢權月に強大を致し、平清盛大權を濫竊し、諸國に莊園を設け、其子弟を配  
 置し、國司の政度を蹂躪し、古制を破壊す、之れに依りて國司の交代終に全  
 く熄み、國內混亂民歸する所を知らざるに至る、既にして天下の大勢又一  
 變し、源平千才の争亂となり、平氏敗歟し、元暦元年 安徳天皇を奉り來りて  
 行宮を山田郡八島に營す、文治元年源義經之を攻む、屋島陥り平氏次て滅  
 ふ、干茲源頼朝日本六十餘州總追捕使となり、其臣佐々木盛綱を以て讃岐  
 の守護とす、是より以來武門の治下となる、建久の末近藤國平クニヒラ守護とあり、  
 降りて北條氏の世を経て、建武の初舟木頼重、守護となる、足利尊氏の反す  
 るや、細川和氏カズウヂをして四國を經畧せしむ、建武二年和氏の從弟定禪サダメ、頼重を  
 逐ふて山田郡古高松城に據る、延元二年和氏の弟頼春四國の大將となる、正  
 平十六年(北朝應和二年)和氏の子清氏南朝に歸順し、阿野郡高野城に據りて

四國を略す、同十八年(北朝貞治二年)頼春の子頼之清氏を殺す、天授十一年  
 (北朝康暦元年)頼之の弟詮春シツハルを讃岐守に任し、國內の豪族寒川、香川、香西、十  
 河、等を服從せしむ、應永二年詮春の子義之ヨシユキ讃岐守となる、同三十三年義之の  
 子持常モチツネ守となり、寛正元年其子成之、守となり、其子義春之を襲ふ、其子持之モチユキ其  
 孫持隆相繼モチタカひて讃岐守に任す、此時に當りて細川氏の勢威日に衰退し、天文  
 の初三好長慶ナカミチ其弟一存カヅマサをして十河氏を繼かしめ、讃岐の國事に干涉す、二十  
 一年八月一存の父三好義賢、持隆を殺し、寒川諸族を降し國東の地を取る、獨  
 り香川景則カゲノリ天霧城に據り多度三野豊田の三郡を領す、永祿四年十河一存卒  
 し義子存保モトタケ嗣ぎ、天正六年阿波を兼管す、同七年土佐の豪族長會我部元親香  
 川、羽床、二氏を降し、十二年遂に存保を遂ひて全國を併吞す、同十三年豊臣  
 秀吉兵を發して元親を攻め其侵地を奪ひ、仙石秀久を封し鵜足郡宇多津に

居城せしむ、而して山田郡を十河存保に與ふ、翌年秀久存保共に島津征伐に従軍し、存保の戰歿し、秀久は剃髮して高野山に逃かれ國除せらる、天正十五年尾藤知宣トモフナ岐に封せられしも、一年にして之を奪はれ、續きて生駒近規チカノリ封を受け、曾孫高俊タカトシに及びて國除せらる、是より先き豊臣氏亡ひて天下の政權の徳川氏の攝行する處となり、寛永十八年山崎家治多度三野豊田の三郡に封せられ、翌年松平頼重封を那珂以東の九郡に受けて高松に居城し、中國探題となる、山崎氏三世にして嗣絶る國除せられ、萬治元年京極高和タカカズ之れに代りて、丸龜城に居る、元祿中多度郡を割きて京極高澄を封し、多度津に居らしむ、於是高松、丸龜、多度津、の三藩に分れ、小豆、男木、女木、摺飽シチアケ、の諸島の徳川領及び津山藩に分屬し、各其統治を異にせしに、慶應四年徳川氏政權を皇室に奉還し、明治四年に至り藩を廢して香川縣を置き、以て全土

一し、續ひて明治六年に至り名東縣に合併せしが、其後明治八年に及び香川縣を再興し、明治九年復之を愛媛縣に合せ、降りて明治二十一年に及びて更らに又香川縣を置き以て今日に至れり、  
以下本國の東方より、順次に西方に及ぼして、各郡の地理名勝を細説すべし

大内郡

大内郡は讃岐の極東に位し、三本松町をよび相生、小海、引田、松原、白鳥、譽水、福榮、丹生、の八箇村より成る、全部の面積は九方里五分あり、東南は山嶺を以て阿波國板野郡に界し、西方は寒川郡に連なり、北東の總べて海に臨み、斜めに淡路國と相面す

本郡の地勢は、東西長く南北狭くして、沿海の地をよび西北部は稍や平坦にして、其他は概ね山林原野なり、郡の極東相生村大字坂元より極西丹生村に至る直徑四里あり、又た極南福榮村字入野山より極北譽水村大字横内に至る三里十八丁なり

大道は二條ありて共に高松市に起り、其一の縣道にして阿波街道と云ひ、山田郡川添村大字元山三木郡平井村大字平木をよび寒川郡長尾、石田、富田、

大内郡

松尾、の四々村を経て來り、其一を志度街道と稱し山田郡古高松村三木郡牟禮、原、兩村をよび寒川郡志度町鴨部村津田町鶴羽村等の海邊を経て來る、兩道丹生村大字町田に於て相會し、東方に進みて三本松町をよび白鳥引田其他の數村を経、相生村大字坂元より山路を越へて阿波國板野郡大寺村に達せり、而して高松市より大寺村に到る所の阿波街道の里程は十三里三十三丁餘あり

郡名の起原を温ぬるに 孝靈天皇第二皇女倭迹迹日百襲姫命 御歳八歲にて大和國より本郡與田山村に渡らせ給ひ、此地の宮居に崩し玉ふ、土人宮居を呼ひて大内と云ふ、是より終に一郡の名稱となれりぞそ

引田村 讃岐東陸の一好村にして阿波街道に當り、其地域東西三町南北九町餘ありて戸口稠密なり、其北東の海灣を引田浦と稱す、沖ノ島通念島其前

に散在し、播陽の青山淡州の嶋影一眸の裡にありて、船泊の往來常に絶へず、風光頗る佳勝なり、往昔は國中第一の大港と稱せられ、巨賈擲を列らべ大船多く碇泊し諸國との交通頻繁なりといふ、村内寺院の内積善坊は眞言宗の古刹にして、天平年間僧行基之を創立し天文年間修造を加ふ、舊号地藏寺と稱し、本尊地藏菩薩居士は多聞天吉祥天なり、各行基の作なりといふ、警察分署區裁判所出張所郵便局等あり、旅舎は柏屋大黒屋等を可とす、本村より高松市に至る十一里十六町にして、東方相生村大字馬宿坂元を経て阿波國境に至る一里十町なり、此地醬油の製造盛んにして引田醬油の名世に高し

引田浦記

松平頼章

(法號瑞雲院殿)

秋の末つかた讚岐國引田といふ處へ行ぬ、所の浦ちかふして四方に山多し、

蟹か舎居かずくあれは、うちよろこひて棟もさたかならず、磯の浪の枕の下によ勢かへり、汐かせは閨の扉にねとたかう吹あひて、寐さめがちなる、あられなり綱引なはのながき夜もともくるしき蟹人かすまぬは、朝日かけ海原にはひ渡り、遠の小島なにとうす霧の絶間になりめゆるるゝに、しめちひささ鳥の數多飛かふを、所の人にとへば爰にはこれちむ都鳥といふをききて

東路のすみた川原の名はかりをこ、にうつして見やこ鳥哉

棚なし小船をしつらひ、友とする人三たり四人ものして遊にれしいだすに、こなたかなたの海士どもをもひくの業のなれぬ粧ひいとをかし、右は阿波のなる戸につ、き淡路かたのいと遠く、雲波にた、よふ船の行かふありさす見ゆるなれ、繪にか、まなし

あかくともいかに及はん見るかうちに詠しかはるあわちしま山  
 ほとなく沖の島につく船人に名をきけり、これぞわが父のつけさせたまふ  
 通念島といふ、折からをかしく下立て岩根ふみかさなる道の險を藪かつら  
 にどりつきからうして、漸に登り見れば、常盤木の縁にしけり覆ひ、宮居い  
 と古く玉恒も嘗むしてれのつから塵なし、すなはち父をいはい奉幣して

この嶋のまつに千とせの色みせて八千代もふへき君の行末

ろれより漕戻し浦つたひ行はど、左は山たかうして峯幾重ともなし、露霜に  
 そめわたす木々のこの葉うすくこく村たちて、そこはかどなきもみちのい  
 ど花やかなるにまじりあひて、色々なるけはひめづらしきに時雨うちう、  
 き風はげしうふき、浪もたつやと岸のいどろひへたるかたへ船よせて見や  
 れは、千歳經むまつの根さしふりぬるに、しつゑもいたく靡き谷の下水清く

なかれ、傍にの老をわすれさ、し白菊す、きやうのもの生うひ就荒ところの  
 やういひつくすへうもあらず、すこし高き方に葛はいか、る岩の洞あり、さ  
 しのろきたれは年ほど五十斗なる法師のけしうはあらぬか、す、さへもた  
 て、いろいろ衣のしほれば、いとをもやせたるか、何となく獨居侍る、ふしき  
 さよどをもひ、たちより事のよしをとへ、彼隠者のいふ、世のありさまい  
 どかしましく思ひ、この處にきたりぬど、われ問ふ、いろかわるともまつかせ  
 浪の音の何ろや、僧答へて山里ばものさひしきこところわれ、世のうきより  
 は住よかりけりとなんいひをさしうといふ人あければ他のをもひなし、夜を  
 あかすに衾なければ小筵をもて不足なし、雨露のすさむとさ、洞のうち  
 に身を隠して、はや十とせあまりすみ侍るに、なんと、折にふれたるものかた  
 りともする言葉、いとつきくしう猶をふかくあわれにもをもはへて



暮るまでかたらひぬ、うのち人してかくいひやりける。

千尋あるうみもてらさむ玉をなど濱の真砂にかくる物かは人とはぬいは  
のはさ方にひとりゐて浮世の夢や浪にたゝなん

隠者のかへし

辱<sup>ク</sup>賜<sup>ラ</sup>専使<sup>ヲ</sup>岩<sup>ニ</sup>栖<sup>ミ</sup>谷<sup>ニ</sup>飲<sup>ケ</sup>之貧道。曾<sup>テ</sup>漱<sup>キ</sup>於<sup>テ</sup>瀨水洗耳之流<sup>ニ</sup>方外絶學之野人。

忽<sup>チ</sup>見<sup>ル</sup>詠歌<sup>ノ</sup>曷<sup>ソ</sup>預<sup>ル</sup>於<sup>テ</sup>四娘<sup>ノ</sup>裁花<sup>ノ</sup>榮<sup>ニ</sup>。但<sup>ニ</sup>殊<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>塗<sup>ヲ</sup>還<sup>テ</sup>同<sup>メ</sup>厥<sup>ノ</sup>歸<sup>ヲ</sup>。故<sup>ニ</sup>恭<sup>ク</sup>和<sup>シ</sup>

陽春<sup>ノ</sup>曲<sup>ヲ</sup>捧<sup>ル</sup>以<sup>テ</sup>鄙<sup>陋</sup>之詞<sup>ヲ</sup>。伏<sup>テ</sup>乞<sup>フ</sup>笑擲<sup>セ</sup>也。

わかれゆくほどは千里をへたつとも心はをなしさとりなりけり

日ははや入果て空清うすみ渡り、浦半の夕たどへていわかたなし、あさかせ

ひや、かにふき送り、虫の音ほのかに山の千くさになき、尾上の鹿の遠音も

聞へたるういと忍ひかたし、東の海原を眺<sup>ナ</sup>めれば、月くまなく涙のうへにさ

し出てたゞきらりと錦をばへたるやうなり、今宵は長月十三夜かゝる所

の秋のけしき、無<sup>下</sup>に見つくさんば口惜かるへし、いてやひとくおもふふ

しくをつらねよおのれも人まねせんとて、つら杖突あんしぬたるをこか

ましや、折ふし雲のうすきり棚ひさわたりいとひかりますかと獨こちて、

ひとすちの雲には猶もかけそひて名のみおくる、月のさやけさ

こゝを泊<sup>ト</sup>と漕<sup>リ</sup>よする舟とも多くあつまり帆おろし管<sup>ト</sup>などとして、いとしつ

けく火影はかりかすかなるに、鷗<sup>ニ</sup>さへ三四<sup>ニ</sup>なんど鳴つれ沖の洲にありぬ

て、友よふ聲をまたなくあはれふかし。

かなしさは今こそ<sup>欠字</sup>鴈<sup>ニ</sup>ある浦のとまやに月さゆるころ

まことにしはし旅たちたるこそ目さむることちすどて、兼好法師かかける

もけにさる事そ、よろつに心つかひし哀もうれしきも身によくしらるれど、

友たちうらなくわひわひ慰るに、空かきくらし海面もいとさわかしくなるまゝに、船人いさ歸りたまへ風つよく吹へきなどくらくにいひのしりければ、あまり名残をしくて、

むらさめもこゝろして行<sup>ナカ</sup>欠字詠ならぬ月の<sup>ナカ</sup>欠字を

天和二年冬の日

引田浦

鈴木資深

播磨かたをきつ汐風ふきぬらし引田の浦に波たちさわく

同

岡長祐

月下揚<sup>テ</sup>帆<sup>ヲ</sup>去<sup>リ</sup>。溟渤湧<sup>リ</sup>我傍<sup>ニ</sup>。蒼巒千萬疊。波上鬱<sup>トシ</sup>相望<sup>ス</sup>。昔往丹花滿。今來樹欲<sup>ク</sup>黃<sup>ク</sup>。衆芳忽歇矣。此生長<sup>ナ</sup>違<sup>ハ</sup>々。

引田<sup>シロアト</sup>城墟 引田村の西北方にある一堆の山を引田城の墟とす、其東方海中

の一<sup>シロ</sup>嶼を女郎島といふ、永正年間四宮右近なる者あり信濃より來りて寒河丹後の麾下となり此城に居る、自から諏訪大明神氏子と稱す、其子瑞勝其孫光行を経て其曾孫光武に及んで、寒河元隣阿波の三好氏の爲めに迫られ盡<sup>ヒ</sup>寢城<sup>ヲ</sup>に退居せしかは、光武もまた此城を去りて阿波にゆき武田氏に倚る、茲に於て三好氏更らに矢野駿河守をして之を成らしむ、天正五年伊澤越前守三好長治を殺す、駿河守是を聞きて兵二百を率て阿波國伊澤の城を襲ふ、城中備を爲さず狼狽して城門を開き防戦するいへとも終に支ふる能はずして數千の兵潰亂す、酸河守鎗を揮ふて突進し火を城中に放ち越前を討つて其首級を獲、以て故主の仇を復す、其後天正七年駿河守阿波の岩倉城を攻め長曾我部元親の臣美馬藏人の爲めに殺さる、是より引田城守りなかりしに仙石秀久淡路に在りて讃岐を攻略せん事を計り、先づ其臣森九郎左衛門

を遣はして此城に據らしむ、長曾我部元親報を得て直ちに其臣蓮池右京進大西上野等をして兵を驅りて來り攻めしむ、天正十二年七月城遂に陥る、次で天正十五年生駒近規讃岐の領主として此城に入りたりと雖ども、東僻の地以て全國の治所たるに適せずとなし、去りて鶴足郡宇多津城に遷り引田城を東邊の番城とし老臣をして之を守らしめたりしも幾干ならずして廢絶し、城閣も亦た頽廢して終に荒凌の空城となれり、

森權平墓 引田村より西方松原村に通する阿波街道の小字伊坐に一阪路あり、阪の中央小池あり其水清澄鏡の如し、池の南崖縣道の上に一祠を見る、是を森權平の祠となす、權平は森九郎左衛門の嫡男なり、天正十二年長曾我部の兵寒川郡松尾村大字田面に陣し將さに進んで引田城を攻んとす、仙石秀久伏兵を設けて之を邀撃す、元親の前鋒敗績し急を報す、元親手兵を

率ひて進む、仙石の軍終に敗る、權平時に年十八殿戦して死す、村民之を葬り墓表を建つ、權平生時秀久より仙石姓を得て仙石權平と稱せしと云ふ、南海治亂記老父夜話に曰く、初合戦は仙石方の兵戦勝て敵を追伐する事數町なり、しかれども少兵なれば其終を持することを得ずして土佐方の兵に追返さる、仙石權平十八歳にして紅梅鵬毛コウバイツキヤの馬にのり初合戦に高名し引取るところに、土佐方より稻吉新藏人と名乗て若武者一騎鞭をあげて馳來る權平中山口カエツアハセに返合て馬上にて太刀討し引組て落重り互に深手を負ふ處に、土佐方の兵來り重りて權平こゝに討れぬ、則其處に墓を築き石塔を立て今に存せり、其頃僧ありて夜中に通りしが是は何人の墓やらんといへば、墓の中より仙石權平と答ふ、僧驚きて續經廻向して通り近郷に止宿して其旨趣を記し銘を作りて板に書付墓にたておきて通りぬ、また僧ありて夜中に通

りしかは甲冑を帶したる武士馬上にて行向ふて曰、此馬なつみてゆかず希くは直してたまへといふ、僧いわく身は何人ぞといふと覺て見れば墓にむかへり、僧驚て讀經念佛して通り、近郷キンゴウに止宿して翌日來りて其記を見れば、仙石權平十八歳にして紅梅鴈毛ベニウメヅギなる馬にのると記せり、僧即此事なるべしとて紅梅鴈毛ベニウメヅギと改書して通りしとなり、又其頃何人やらん墓に和歌を手向て短冊あり、

武士の二度の懸して權平は陣の引田に名のみのこしつ

となり今の世に至るまで武士たらんものは墓の前にて下馬をなし拜して通りける、誠に人は一代名は未代なりと語りなき、云々

過森權平墓

赤松 椋園

水青山紫暮禽歸。無限愁情説カン向フテ誰ニ。黄葉蕭々飛シテ似シ雨ニ。行人

傾レケテ笠ヲ讀ム殘ニ碑一

安戸池 引田城址の西麓海濱を西方に進めは一帶の山峰蜿蜒して前面海邊に及ふを與次山と稱す、其最高峰を翼山といふ、其東麓なる海灣は則ち安戸池とす、土人の口碑によれば往昔此海濱は海中に出つると尙ほ數町にして、小丘田畝の間に一池ありて之を海戸池と稱せしに、地震の爲め陸地陥没して海灣に變せりといふ、此灣内冬季に至れば鯨群集し漁業頗る盛なり、與次山の垂脈延ひて東北海中に至る所を犬良々鼻と名付け、前に數點の島嶼あり之を二子島と呼ぶ、其脈西北海中に突出せる一岬は燕越崎と稱し、海上遙かに一嶋を看る之を一ツ嶋となす、

君 彦

池といへといつしも汐のみちひればあどの入海とよふへかりけり

教清カウか膏カウ 安戸池の北方山脈の海に迫る所の斷崖タケガイに岩窟カシヤクあり、之を教清か膏と呼ふ、教清は延寶年間松原村教蓮寺の僧なりしか一日飄然此膏に來り結跏趺座トクカフラスして去らず、人行きて之を訪ひ何か故に自から苦むと如此と問へは「得とらす損をもせざるいとなみは苦にもならねは樂とも思はず」と答ふ、衣破るれども人に乞はす、食空しけれども敢て求めず、人之れに食を送れば則ち喰ふ、一日一食只た念佛を事とす、之れに法を問へば禪宗は面白き宗なりと答ふ、天和元年春三十餘日食を斷つも死せざりしかは、教清か業カノいまた盡期に達せずといひて其後又た食す、松平頼章か引田浦記中にいふ所の隱者は即ち此の教清なり、頼章嘗て國中の僧侶を集つめ自から阿彌陀經を講す、教清亦た招かれて座にあり、講中笑て立て曰く「極樂はみなみに有をしらすして西を願はるるか成けり」と頼章笑て「極樂はみなみに有と今を聞くそれ知ものは安戸の教清」と答へたりといふ、教清か人に示せしといふ辭世の詞を左に録す、

吾カ生ハ甲戌ノ年。經レ歲四十九。埋レ骸ヲ使ニ人ヲ勞セ。燒レ火ヲ有ニ薪ノ積ノ不レ埋ル。又レ不レ燒カ。弄テ野ニ與ニ飢ノ狗ニ。狗ノ鳥ノ悲ノ鳴シ。用ヘハ。勝レレリノ誦ス。經ニ一部。

天和二年三月朔日

永 徳

白鳥神社 引田村より縣道を西に進むと一里十二丁一帶の鬱林を看る、是を松原村大字松原の白鳥神社所在地とす、舊記を按ずるに日本武尊東夷を征して還るの途伊勢の能褒野ノノに到りて薨す、尊の靈化して白鶴チドリと爲りて西方に飛ひ大和國彈琴原コトヒキおよび河内國古市に到り、復た化して白鶴となり西方に飛ひて讚岐國大内郡三里の松原に止まる、依りて神鳥の止まりし地を白鳥の郷と名づく、 仁徳天皇の御宇に及びて讚岐の國造に勅し祠を立て、

之を奉祭せしめ給ふ、鶴を以て神鳥と爲す、降りて中世に及びて王弟武鼓  
 王の裔讚岐の豪族香西、羽床、の二氏以て祖神となし稱して弓矢の神とい  
 ふ、是よりして後人遂に謬りて八幡の神となし白鳥八幡宮と稱す、此社元  
 と白鳥にありたるに、寛永十八年松平頼重封を受けて入國するに及び其由  
 來を質し祠を松原に遷し、大に土木を起し宮殿を築造し壯嚴を極む、本廟  
 は日本武尊を主神とし一宮と稱して兩道入姫、弟橘姫を配神とし、攝社に  
 五坐の神を祀つる、第一若宮 仲哀天皇を祭る、第二中宮 神功皇后を祭  
 つる、第三今宮 應神天皇を祭つる、第四綾宮武鼓王を祭つる、寛文五年  
 頼重更らに徳川氏に請ひ朱印地二百石を以て祭田とす、其券文に曰く、  
 讚岐國白鳥宮神領。大内郡歸來村之内。高二百石ノ事。新々ニ寄附之レテ訖  
 并ニ門前山林竹木諸役等免除。永々不可ニ相違フ者也。專ニ神事祭祀。可

抽シテ國家安全之懇祈者也。仍々如件、

朱印

神主

寛文五年七月十七日

王政維新の後ち明治五年六月改めて縣社に列せらる當社の寶物を擧ぐれば  
 左の如し

- 一 額 二品道晃親王御筆
- 一 同白鳥宮三字 御同筆
- 一 三十六歌仙 親王御筆并に公卿寄合筆
- 一 具足 松平頼重奉納
- 一 紫硯 ムラサキイシ 酒井忠清奉納
- 一 弓箭 松平頼恭奉納

一太刀二振

松平頼重奉納

一石劔

松平頼恭奉納

當社の祭典は毎年陰曆春秋二季に之を行ひ、春季は四月四日より八日まで、秋季は九月四日より八日までとし、神輿下院へ渡御の際は兵器を執れるもの行列に加はりて尊か東夷遠征の古儀を模擬し頗る壯觀にして、諸國より參詣の人群集し雜沓云はん方なし、社前一帶の村落は神靈の餘光によりて繁榮し、旅舎軒を並らべ其構造皆な清麗廣寛にして僻地に似ず橋又、阿波屋、を其最上とす、此地より高松市に至る里程は九里にして徳島市へ八里なり、

社背の松原 社後の裏門を出つれば東西一帶の松林あり、蒼々鬱々其幾十萬株あるを知らず、幹枝縦横に交錯し臥龍の如く鶴翼の如く舞ふか如く踊

るか如く一幹として奇ならざるはなく一枝として妙ならざるはなし、花崗石の大華表を經きり海濱に出つれば、波浪靜かに細砂を洗ひ、右には燕越崎左には住吉岬相對して海中に蜿蜒し、前方を望めは一ッ島海霧の間に渺茫として綠毛の巨龜悠然浮泳するに似たり、遙かに北西を望めは小豆の翠巒ウシケイザイ鯨鯢の如く水天の間に横はり、白帆遠近に來往し、風伯忽まち嘯けは松籟ウツロウ瀾朗として神韻を弄し、天女伯龍を想起せしむ、此海渚最も游浴に適し夏季の遊客尠からず、

白鳥祠

谷 本 煮

日尊威武赫々西東。神劍隨來岬偃風。化鶴傳聞慕慕南土。仙松深處托靈宮。

白鳥浦

渡 邊 早

人家落々雜ニ漁商ニ。滿浦ノ潮聲日夜忙ハシ。東北嶺茫山飲ル處。鰻鮓<sup>ウナギ</sup>掉尾<sup>ウシ</sup>播磨洋。

北村安雅

神さひて心をすめるしる鳥のうら松風のここのしらへは

小松信周

風ふけはまつの小琴にひきつれて浪の鼓の聲あはすなり

坂上道啓

ほととさす此ころなつとしのひ音のかけをや頼む白鳥の松

三本松町 白鳥神社より西すると十八丁にして一橋あり港川橋といふ、下を流るゝは則ち港川にして此川は源を寒川郡五名山村の群山に發し笠塚、中尾、入野、與田、等の溪流を合はせ譽田、福榮、の両村を経て茲に來り海

に入る、其流程四里二十丁ありて、川口に於て春夏の交白魚を漁す、其味淡泊高尚にして松原の旅舎に就くもの必らず試嘗すへき佳肴なり、橋を渡りて尙は西行する十丁、一市街に入る、是を三本松町とす、此地は本郡中最盛の地にして富家豪商多く戸口稠密なり、海邊は漁者軒を列らへ漁業も亦た盛なり、町中に區裁判所警察署郵便局あり、旅舎は松原に比すれば甚た劣たりと雖とも津田屋、大坂屋、住吉屋、等は稍々可なり、町の南方約十町の所に公園あり園は丘陵にして松樹粗生し梅櫻桃竹牡丹其間に點綴し、澗流縷の如く其裾を廻り、北方は蒼海の渺々豆嶋の翠々たるあり、左方は五劍の峩々右方は松原の積線を見る、春時に至れば老幼男女厨を理し瓢を負ひ華傘盛衣手を携へて遊ぶもの頗る多し、眞に一好遊園と稱すべきなり、常町より高松市に至る八里二十二丁餘とす、



虚空藏院 三本松町を西方に進むと十丁一橋を架す、之を與田川橋と云ふ、下を流るゝは與田川にして源を寒川郡田面村に發し東流して來り小字横内の海に入る、其流程三里なり、此川を渡り行くと數丁譽水村大字中筋に達す、街道より二丁を距て、古刹あり之を虚空藏院となす、元と醫王山神宮寺と稱したるに今は呼んで與田寺と號す、中古七談義所の一にして生駒氏太守たるの時十五箇院を定め其一とせり、眞言宗仁和寺末寺にして、本尊は僧行基作藥師如來なり、脇士は僧增伴ソウベン作日月光明、僧空海作持國多聞なり、當寺は天平十一年の創立に係り藥師寺と號せしに、僧空海唐より歸り來りて眞言の道場と爲す、其後歲月を閱するに従ひ頽廢に赴きしか、應永十九年に及びて僧增叫之れを中興す、寺域千九百五十八坪ありて本堂十王堂ゴウ護摩堂御影堂鐘樓門二王門宮殿庫裏等あり、寺後の丘上に増伴の墓あり、

其麓には譽水尋常小學校あり、

寺記に曰く、當寺は天平十一年行基菩薩草創なり、奏請して方八町を當山の境内とする 勅宣あり、其後八十餘年法相宗なり、其頃は醫王山藥師寺といふ、弘法大師入唐歸朝のゝち當山に來りて眞言の道場とし今の寺號に改む、中興増伴僧正といふあり、父を安藝盛正といひ蘇我入鹿ソノイカの裔なり、増伴生れなからにして歩み空を仰ひて伴と唱ふよりて名とす、幼なる時砂を集め佛塔を作り又畫を嗜み佛像を描く、常に僧舎に遊ひ一日神宮寺に到る、増惠法師これを見て嘆稱して曰く鳳雛驥駒ホウスイウキなり他日必らず大法を興さんど、終に弟子となし龍徳坊と名付く、勤學倦ます密莊に妙達す、應永十九年勅ありて權僧正に任せられ虚空藏院の號を賜ふ、天正年間土佐の豪族長曾我部宮内少輔泰元親兵を出して讚の諸城を侵掠し虎丸の城を攻むるに

當り、大水主神社および當寺等へ火を放つ、之れか爲め伽藍僧坊残りなく  
焼亡し、獨り本堂一字は恙なきを得たり、然れども往古より傳來せる繪旨  
國宣并に相傳の聖教什物の大寶器あるひは當山の緣起等にいたるまで悉く  
焼失す、現在の寶物は本堂の内庫にありし故にこの災を免かる、天正十三  
年豊臣秀吉公の命にて仙石秀久當國の守護となりて、國中神社佛閣古來相  
傳の料所は前代の繪旨國宣の明證ありとも夫にかまひなく一概に沒收して  
、纔かに飢を凌ぐばかりの寺領を賜へり、是より堂塔の修繕もなし難く、  
僧侶も散々になりて、古來の形もなく成行ける、正保二年松平氏より寺領  
二十石賜はりける、元和年間住持増意寺の零落を慨嘆して修補せしかども  
纔に十の二三に過ぎざりし云々、寶物の重なるものを擧ぐは左の如し  
一唐鈔水晶珠數 後小松天皇増畔へ賜物

一二十五條袈裟 弘法大師在住の時遺物  
一紺紙金泥法華經八卷 中將姫筆  
一一寸八分觀世音 佛師春日作  
一佛畫七幅 弘法大師筆  
一佛畫三幅 惠心僧都筆  
一佛畫十五幅 増畔僧正筆  
一五大尊二幅 鳥羽僧正筆  
一不動明王 金若筆  
大水主神社 オホミツジノ 虚空藏院を西南に去ると一里弱にして譽水村大字水主に達す  
れば大水主神社あり、當社は寶龜年間の創建にかゝり、古へは大内一郡の  
總鎮守にして社殿壯嚴を極め別當を大水寺と號し社家七十五員僧坊四十二

宇ありて頗る繁盛なりしに、寛文中大守松平頼重白鳥神社を松原に遷し大に修築を加へ朱印地を付與せしより、大主水神社の氏子等去りて松原に移る者相續き、是か爲め歲月を累ねるに從ひ衰微に赴き今は社殿の檐端も朽ち傾きて、寂寥たる神境に松吹く風の音のみは獨り千古の容を殘せり、當社は延喜式内讚岐國廿四坐の一にして、讀日本後記に承和三年讚岐國水主神社に從五位下を授け奉るとあり、又三代實錄に貞觀八年四月壬午從五位上を授く、同十八年三月四日正五位上を授くとあり、然るに當社賢寺の一たる 桓武天皇敕額には正一位大水主大明神の九字を二行に認め給ひて、延曆十六年四月二十六日藤原俊房卿之を奉して下向し二の鳥居に奉掲し、其所を今もなほ額原ガツカヨといふによれば、其前既に正一位に陞叙ありしや疑なし、祭神は倭迹々日百襲姫命ヤマトヒメノミコトにして 孝靈天皇を配祀せり、土人の傳

説に從へば命は 孝靈天皇第一の皇女にて大和國黒戸の宮に座ませしか、御陰の毛いと長く座マスによりて親神の恥ち給ひて、うつは船と云ふを造りて之れに乗せ海に放ち給ひしかば、何處ともなく漂ひて大内郡馬篠の浦に着き玉ひぬ、其時御舟の櫓を掛けし地に後人祠を立て船掛大明神と唱へける、然るに此地の愚民とも命の御船を突き流し奉りければ、又東の方に漂ひ安戸の浦に着き其處にて船より下り給ひて御心安く落ち居玉ふ、是によりて後人また其所に祠を立て安堵大明神と稱へけり、命其後郡内を巡行しなほ善き所もかなと探りつゝ竟に水主に宮居を定め玉ふ、此時御歳八才に渡らせ玉ひしとぞ、是より土人其地を大内と稱しけるに何時となく郡名となれり云々、社地の傍らに命の御陵あり、傳へ云ふ今を去る五六十年以前に大水寺の或る住僧疑心ウツサイイハシロクを起し潔齋沐浴すると七晝夜にして此陵を發掘せしに、

下に石棺ありしを見て忽ち人事を失したりとぞ、明應五年宥州といへる僧ありて大明神和贊といふものを作る、其文に曰く「忝も人皇の。主の君の第七代。其名を申せば。孝靈の。第二の姫宮なりしかど。まこと皇居の栖には。ちりにましはるわさならて。大和の黒田の廬戸より。出させ給ひし御歳は。七歳なりしに稚く。獨御舟に奉り。うはの空行波の上。こかれたまふぞいたはしき。御歳は八歳なりし時。浦によりしや船越の。下りて休ふ安堵の浦。御腰をかけて居坐の宮。寄りて來りし其里の。水さへをしむ物うさに。しるしの石の水を堰。與田にて水をかけ玉ふ。空戸の坂水のかど。水徳自在の命にて大山戸の水石は神通現世のはしめし。かくてもとまる所なく。山を凌ぎ浦にいて。海を見付し津見の浦。袂を落し袖なしの。比は五月の炎天に。池に裾を冷しに。不測御足を喰魚の。とがめ玉へ

る故により。堤はきれて流れ岡。永く絶にし餘かな。郡にちかひたて石の。至らぬ所ぞましまさぬ。(中略)穴穗の所と宣へは。其儘宮居をしめ玉ふ。まことの宮代定りて水主に鎮坐御座さ「云々、當社の寶物中重なるものを左に掲ぐ

一匾額(正一位大水主大明神の九字) 桓武天皇宸筆

一同(大水主御櫻所の六字) 僧増伴筆

一鞍 源義經奉納

一心經 東山院宸筆

一獅子頭 全秀作

一大雁股 能登守教經遺物

虎丸城址 譽水村大字水主虎丸山にありて、中古東讃の豪族寒河丹後守元

隣の要城なり、元隣は神櫛王の裔讚岐朝臣永直の末葉にして大内寒川の二郡を領す、永正の初大内義興に屬し、元龜三年阿波の三好氏の爲めに迫られ寒川郡晝寢城に退き、安富盛方此城に居りしに、天正十年長曾我部元親兵二萬を率ひ來りて是を陥れ、進んで阿波に入り三好存保を攻め其勝瑞城を取る、後ち和を講し存保は虎丸城に入りしか豊臣秀吉其臣仙石秀久を讚岐に封するに際して、存保は采地二萬石を得て十河城に入れり、是よりして虎丸城荒廢す、

若一王子宮 譽水村大字水主より南すると一里五丁にして福榮村大字入野山に至り、更らに東すると一里一丁福榮村大字與田山に達す、此地に若一王子宮あり、社地に依れば元弘の昔 後醍醐天皇大和の國十津川に潜居し給ひ、護良親王奈良般若寺にて大般若經の櫃中に隠れ虎口の難を免かれ、

紀州熊野を経て粟島より舟に乘し此地に渡り玉ひけり、其時御供は赤松則祐、岡本武藏坊兩人なり、其頃佐伯季國と云へる武士ありて此地に迎へ奉り、王子の社中を修繕し假りに親王宮居となし、一族を集めて云けるは、今我れ大塔宮を社中に置き奉つれども山賊の難あらんとを恐る、然るに虎丸山の頂は究竟の要害と覺ゆる故に彼峰に一城を築きて守護しなは、敵百萬騎にて寄するとも我等一族百騎あれば幾年にても支ふべしとて、衆議を爲せしに何つれも其意に同しつゝ内々用意を爲しにけり、然るに親王は不思議にも大般若經の櫃の中にて生命を全ふせし事を思ひ出て玉ひ、大般若經を書寫して王子宮に奉納せんとて御開筆ありける間に虎丸城成就し御座を移し玉ひつゝ、則祐武藏坊も御寫經を助け高時誅伐の祈念を爲し、又た密かに諸國へ令旨を發し玉ふに、讚阿二州を始とし播の赤松豫の阿野

皆な令旨に隨ひけり、斯くて時機日に熟し諸國に勤王の軍起りければ、親王も河内國を指して歸り玉ひたりとぞ、其後應永年間赤松顯則當社に參籠し大般若經を拜閱し、如此御手寫の經卷僻地に在りて、凡夫の手に觸れ年を経て亂送せんは慨すへきの限りなり、固より全部成就せるにも非らさるか故に、我國に持歸り法華山に納むへし、法華山は大伽藍なれば御經も不朽に傳はるべし、此御經の代りとして我全部の經を寄附し、舊故の人に乞ひ久からずして大般若經成就せしめ當社に奉納すへしとて、虛空藏院増伴僧正に面し、顯則に代りて此願成就し給へと懇ろに頼みしか終に六百卷成就して今に當社の重寶たり、其内四百三十六卷は筆者の名われども百六十四卷は名を記さず、奥書には讚州大内郡中筋村虛空藏院住僧伴同國同郡入野山村長福寺住眞海比丘願主赤松前出羽守源朝臣顯則とあり云々、

篠明神 丹生村小字土居春日大明神の社地内に一祀あり之を篠明神といふ、傳説によれば祭神は篠塚伊賀守重貞なりといふ、重貞は新田氏の勇士にして伊豫國世田城の一敗より去りて吉野の行宮に至り居ると少焉、其女伊賀局禁中におりしか楠正儀の妻となる、重貞後ち此地に來りて卒せりとぞ、太平記世田城合戦の條に曰く九月三日の曉大館左馬助主從十七騎一の城戸を打て出て塀に着きたる五百餘人を遙かなる麓へ追下し一度に腹をきつて枕をならへて伏したりける、防矢射ける兵共これを見て今は何をか期すべきとて、或は敵に引組てさし違るもあり或は己か役所に火をかけ猛火の底に死するもあり目もあてられぬありさまなり、加様に人々自害しける其中に篠塚伊賀守一人は一二の城戸のこりなく推開きて只一人を立たりける、降人に出るかど見れば左はなくて、紺糸の鎧ゴロビに鍔形ツリガタうつたる兜カシマの緒をしめ

四尺三寸ありける太刀に八尺餘りの金材棒脇に挟て大音わけて申けるは、餘所にては定めて名をは聞つらん今近付いて我をしれ、畠山庄司二郎重忠六代の孫武藏國にそたちて新田殿に一人當千とたのまれたりし篠塚伊賀守こゝにあり討て勳功にあつかれと呼りて、百騎ばかり控へたる敵の中へすこしも擬議せず走りかゝる、其勢ひ骨柄勇銳たるのみならず豫て聞えし大かなれば誰かは是を遮り止むへき百騎の勢東西へ颯と引退て中を開て通しける、篠塚馬にもならず弓矢をも持たすしかも唯一人なれば、何程の事かあるへき只近付となくて遠矢に射殺せ、返合せはかけ腦して討とて、藤橋の伴の者とも貳百餘騎あどに付て追掛る、篠塚些とも騒がず小歌にて閑々とおち行けるを、敵あますなどて追かゝれば、たち留りて嗚呼御邊達いたく近付て頭と中違すなどわざ笑ひ、伴の金棒をうちふれば蜘蛛の子を散ら

すがとく颯とはにけ、又村立てあどに集り鐵をそろへて射れば某の鎧には方々のへろく矢はよも立候はしすは是を射よとて、後を差向てぞ休みける、されども名譽の者なれば、一人なりとも若や討留ると追かけたる敵貳百餘騎に六里の道を送らせて、其夜の夜半ばかりに今張浦にそつきたりける、これより船に乗て沖の嶋へおちばやと心さし船やあると見るに、敵の乗捨て水主ばかり残れる舟あまたあり、これこそ我ものよと悦んで、鎧さなから浪のうへ五町ばかりをおよぎてあかりがばと飛のる、水主楯取おとろきて是は何者ぞと咎ければ、左ないひそ是は官軍の落人篠塚といふ者をいそき此船を出して我を沖の嶋へ送れとて、二十餘人してくり立ける碗を安々と引わけ、十四五尋ありける帆柱を輕々とおしたて、屋形のうちに高枕し舳かきてそ臥たりける、水主楯取もこれを見てあな夥し凡夫の態に

はわらずと恐怖して、則ち順風に帆をかけて沖のしまへ送りてのち暇を乞てそ歸ける云々、

脇屋義治墓 リキヤ 丹生村小字土居にあり古忠臣の墳塋の知るなく空しく茅草の間に埋む嘆すべきなり、碑の正面には淨琳居士脇屋君の墓と刻し銘は藤原廣野なる者の撰する所に係る、曰く六世之裔。系自新田。高岸額。舊蹟廢。焉。以テ似。以テ續。續ニ爾之先。於今爲。庶。追孝是。維此。塋兮。不崩不。と脇屋家傳に曰く、正平二十三年七月上野國戰敗れ新田義宗脇屋義治出羽國羽黒山に匿る、後ち伊勢の國に移らんと踏ふ、北畠氏京師に近きを以て許さず、遂に潜みて伊豫國宇摩郡下山村柴生山に匿る、後ち義宗病を以て卒す、土居通郷得能通種カケの義徒祠を立て、之を祭る、其後新田の族を討索すること甚た急なり、是に於て義治及其子義長徒りて讚岐國丹生

の山長福寺に匿れ土居氏の族と稱す、其後東山村に移り荒野を墾闢して家を爲す、今土居村と曰ふ、義治卒す法名常琳居士、子義長家を繼ぎ掃部と稱す、文明二年を以て歿す子なし、弟義信家を繼ぎ民部と稱す、永正十六年歿す、其子徳光助兵衛と稱す邑の豪族たり、天正五年歿す壽百歳、其子義則善助と稱し子孫繁衍せり云々、

馬篠浦 丹生村の北端に灣曲せる海濱を馬篠浦といふ、此浦の光景廣濶といふに非らざれども、正北には豆島の翠然たるあり、東には北山の嘴岬海中に斗出し、西には虎ヶ鼻馬ヶ鼻の丘陵遙かに屏遮をなすあり、前面には絹島女島丸神島雁行を爲して散在し、清麗絶佳と稱すへき所なり、絹島は凝塊岩より成り短笹密生して恰かも栗殼を浮ふるに似たり、其北面は千古激浪の爲め漸次に陥没して自然に大洞を爲し、其内容柱狀をなすを柱穴



と稱し、其一を基石穴といふ、河内に舟を容れ春遊を試むる者尠からず、  
蓋し讚州海邊の勝多しと雖とも、區寰小にして斯の如き妙境は其匹を見さ  
るなり、

絹島

岡長祐

彩石高欵錦作<sup>レ</sup>巒、四邊不<sup>レ</sup>斷海風寒。危峰欲<sup>レ</sup>墜層波裡。疑是鼈頭載未<sup>レ</sup>安。

同

三木篤

天機織得石爲<sup>レ</sup>絲。幾幅絞絹照<sup>レ</sup>浪奇。縱使<sup>二</sup>佳人欲<sup>レ</sup>衣<sup>一</sup>美。裁縫千載巧難<sup>レ</sup>  
施。

同

瀬川政忠

きぬしまにいさ舟よせて見てゆかむ波路のはとはまとはなれとも

本郡の記事を終るに臨み重なる産物を擧ぐれば、米、麥、醬油、砂糖、食鹽等

にして海産物も亦れ尠からず、引田浦の海風腸、磯川の白魚は殊に名品と  
す、

寒川郡

寒川郡は大内、三木兩郡の間に在りて、志度、津田の二町および松尾、富田、五名山、神前、石田、造田、長尾、奥山、鴨部下庄、小田、鴨部、鶴羽の十二ヶ村より成る、全郡の面積は十一方里八分あり、南方は山嶺を以て阿波國板野郡および阿波郡に界し、北方は海を隔て、小豆郡と相對す、本郡の地勢は東西狭く南北長くして、東南部は山岳起伏し、西北部は概ね平坦なり、郡の極東松尾村大字田面より極西長尾村大字長尾西に至る直徑二里あり、又極南、奥山村より極北小田村に至る六里十四丁なり、郡名の起原を討ぬるに、石田村の東に古來清泉ありて其水涓々として流れこれを寒川といひしより終に一郡の名となれりとぞ、懷中抄にも「唐衣ぬふ寒川も青柳の糸よりかくるころは來にけり」とあり、即ち此泉流を詠せしものなり、

大道は二條ありて、一は阿波街道とし三木郡井戸村より來り長尾、石田、富田、の三村を貫通して田面阪を越へ大内郡に入る、其一は志度街道にして山田郡牟禮村より來り志度町、鴨部村、津田町、鶴羽村を貫通して大内郡に入る、

雨瀧城址 阿波街道富田村字富田中に一山あり之を雨瀧城址とす、往昔安富山城守盛長なる者あり初めて城を築きて居る、其子を筑後守盛正といふ、盛正の子を筑前守盛方といふ、盛方の子を肥前守盛定といふ、元龜元年阿波の篠原入道紫雲の女を娶り謀を合せて竟に寒河常隣の領土を奪ひて虎丸城に移り六車宗湛をして雨瀧城を守らしむ、天正十一年に至り長曾我部元親の陥いる、所となり其後頽廢す、南海通記に曰く、享徳元年より細川右

京太夫勝元は畠山徳本に代りて管領職を勤め十三年に至る、此時香川肥前守元明香西備後守元資安富山城守盛長奈良太郎左衛門尉元安の四人を以て棟梁の臣とす、世人是を細川家の四天王と云ふ、各讚州に於て食邑を賜ふ、多度三野豊田の三郡は詫間氏か領なり詫間没して嗣なし、頼之其遺跡を香川に統領せしむ、那珂鶴足の二郡は藤、橋、両黨の所有なり、是を細川家馬廻りの武士とす、近年奈良太郎左衛門尉を以て二郡の旗頭とす、奈良は本領畿内にあり其子弟を差下して宇多津の城に居住せしむ、綾の南條、北條、香東、香西の四郡は香西氏世々之を領す、三木郡は三木氏没して嗣なし安富筑前守を以て之を領せしむ、香川安富奈良は東國の姓氏なり、細川家に屬して讚岐に來り恩地を賜ふて居住す、其來住の遲速何れの年と云ふとを知らず、香西氏は讚岐の姓氏なり建文二年細川律師定禪當國に來りて足利家

歸服の兵を招きし時、詫間香西に屬して武功を立てしより以來更に野心なき故四臣の内に揚用せらる、其嫡子四人は香川兵部少輔香西備中奈良備前守安富民部少輔なり、此四人は在京して管領家の事を執行す、故に畿内にて食邑を賜ふ、其外在國の郡司は大内寒川二郡は寒川氏世々之を領し、山田郡十二郷は三谷神内十河を旗頭として植田氏世々相持てり、細川管領家諸國を統領すといへども讚州を以て根據の國とす云々、安富民部少輔は筑前守盛方の子元綱なり、國弘城址 石田村大字石田西にあり、應永年間細河掃部助弘氏初めて城を築き子孫世々之れに居れり、弘氏曾て長尾村大字前山の山中に獵し倦怠して一櫻樹の本に晝寢せしか、夢に大和芳野に遊ふ 後醍醐帝敕ありて召さる、夢覺めて側を見れば一書あり濁字を誓せり、携へて歸り祠を立て、是

を祭る、又寺二字を立つ、一を上醍醐寺と云ひ俗に遠見千間と呼ふ、一を下醍醐寺と云ひ俗に上ヶ内千間と呼ふ、其の假寝せし所を雲寝と云ふ、弘氏七世の孫左兵衛尉矩弘志を 皇室に寄せ潜かに足利氏を亡するの意あり、然れども同志を得ず、織田信長の興るに及んで之れに屬し其の志を伸ふ、天正十年長曾我部元親讃州に來襲し神社佛閣を毀つと聞き、順安入道行經および畑四郎次郎左衛門定盛と謀り、兵八千を卒ひて石田八幡および大饗彦社、布施社を守護す、土佐の兵果して至る、行經迎へて是を禦く、蓮田池を廻りて相戦ふ、行經疵を負ひ流血草鞋に及ふ、矩弘奮進射て土兵を倒す、行經曰く疵の爲め豈に事を廢せんやと、衆を引ひて之れに尾し大に土兵を敗る、三祠是を以て兵禍を免かる、矩弘の子を國弘といふ、年甫めて十三、一夜石田八幡に射法を受くと夢む、覺めて枕頭を見るに神一本

有り、因て祠を立て是を祭る、文祿元年十二月十八日國弘長尾東小倉山に遊ふ、山姥ありて路を遮る、國弘磐石を捧げて之に投す、飛去りて又た馬に化す、國弘之を捕へて擲つ化して石となる、世俗是を御馬石といふ、又行きて尾崎に至れば雛僧二人道を塞く、國弘是を池中に投す、後人其池を足迹池といふ、元和二年秋九月真田幸村大阪を逃かれ石田村に來る、國弘之を遇すると頗る厚し、留ると二年にして紀州に歸る、幸村石田に有る時妾あり男子を生む權左衛門之親といふ、國弘の孫を孫太夫義固といふ、之親の女を娶り子あり、其裔真田姓を冒し系統今に絶へすといふ、然れども當城の廢頽せし年代は之を知るに由なし、

寶藏院 長尾村大字長尾東にあり、本尊藥師如來あり、寺記に曰く當寺は天平勝寶年中僧正行基の草創なり、初め法相宗にして石田村よりありたり、

天長元年四月八日弘法大師嶋部東山村に移し再興せり、今其の地を談議所と稱す、此時眞言宗に改たむ、八月 敕して紫雲山寶藏院の號を賜はる寛平七年十月官錢を賜ひ講堂および諸堂再營せり、昌泰三年十月談議所の號を賜ふ、天慶二年正月四ヶ談議所を定め當寺を以て年預行事となす、其後三寺を加へて七談議所となす、元弘二年二月兵亂のため播州津田の寺領を削られしを、大塔宮令旨を賜ひて舊に復す、建武二年大破の故を以て長尾村吉祥院にうつりて寶藏院といふ、今の所在地なり、貞治年間細川頼之鎮守社領として五石寄附す、松平頼重封に就くの後寺領となす、其後奕世の國守之を修造す云云、現在の堂宇は本堂、烟麿堂、阿彌陀堂、護摩堂、鎮守堂、庫裡、二王門等にして、寺域二千八百十坪を有す、

長尾村 寒川郡中阿波街道最盛の地を長尾村とし、長尾村中最も所を大

宇長尾西とす、此地民家櫛比宛然一小市街を爲し、大内寒川三木の三郡役所および高松區裁判所出張所并に警察署稅務署郵便電信局等あり、旅舎は三木屋を上位とし米屋大島屋之れに次く、皆な料理業を兼ねたり、此地より高松市に至る四里十丁にして、阿波國大寺に至る九里二十三丁餘なり、長尾寺 長尾村大字長尾西に在り、四國八十七番の禮拜所にして本尊は聖觀音なり、補陀洛山觀音院と號し、天台宗山城國愛宕郡岩倉寶相院の末寺たり、寺記に曰く、當寺は天平十一年僧行基の創造なり、天長二年讃岐太守良岑安世（シノノケス）國內の諸堂宇を修造し、地名によりて寺號を改む、降りて慶長年間に及び生駒一正土木を起して之を再興し、天和年中松平頼重此寺を以て國內七觀音の一とす、其餘の六ヶ寺は阿野郡國分寺白峰寺香川郡根香寺山田郡屋島寺三木郡八栗寺寒川郡志度寺なり、長尾寺現今の境内は平坦に

して、本堂は東面し其左右に大師堂護摩堂あり、  
 晝寢城址 ヒルナラシメ 長尾寺の南三十丁大字前山の山上にある古城址を晝寢城址とす  
 、元龜三年寒川元隣 モトナリ 大内郡虎丸城より移りて此城に居る、後ち寒川光永に  
 至り、天正三年九月阿波の人海部左近の爲めに陥いれらる、生駒一正封を  
 受けて入國するに及びて之を招く、光永陪臣たるを耻ち辭して雜髮し淨塵  
 入道といふ、正保二年十一月廿日卒す齡八十餘、此山巉巖より成り突兀と  
 して頗る峻險なり、城址の傍らに老櫻一株あり、枝條蟠蛇十六間春季爛熳  
 一堆の彩雲に似たり、名けて晝寢櫻といふ、細河國弘か午睡せしより此名  
 を得たりと云ふ、

晝寢櫻

久 家 明

クイミツ 瓊瑤妝點 ハルセンガシ 白犀額、クイミツ 欲 クイミツ 到 クイミツ 花邊 クイミツ 難 クイミツ 可 クイミツ 攀、知是儂妃絕 クイミツ 塵俗 クイミツ 春光牢、

鶴羽村

大内郡丹生村字馬篠浦より快爽なる山海の風光を望みつゝ漸次に  
 志度街道を西行すれば、一帶の松林海邊に顯はる、是れを鶴羽村の松原と  
 す、街道左手の小丘に鶴羽明神の祠あり日本武尊を祀つる、神體は巖上白  
 鶴に駕せる木像なり、傳へ云ふ、往古此丘は海邊の一大巖なりしか歳月を  
 經るに従ひ海漸やく埋まりて、小丘の狀を呈せしものにして、日本武尊の  
 靈白鶴と化して讚岐に飛來るや、初め此巖上に休ひし後ち大内郡の方に飛  
 去り、松原村なる今の社地に止まりしが、此巖上より飛去るに當りて羽一  
 片を落す、村民尊重祠を建て之を祀つる、村名是より出つとぞ、當村は民  
 舎の狀態劣等なりと雖ども、海上には石子嶋ありて波浪之を洗らひ、松風  
 颯々として一勝景を保てり、

津田松原 鶴羽村の西方にある一好街を津田町とす、志度街道に當り其地  
 域東西十七町南北殆ど三十町にして警察分署郵便局裁判所出張所等ありて  
 、戸口稠密富商家抄からず、津田川其西を流る、此川は源を松尾、富田  
 の二村に發し石田村の北方を環流し來りて海に入れり、其流程三里二十丁  
 なり、津田町と鶴羽村との間に積翠の長帶を引けるは是れ則ち著名なる津  
 田松原なり、其長さ殆んど壹里に亘れり、林中八幡神社あり、往昔安富肥  
 前守盛方其居城たる雨龍城の鬼門守護の爲め豊州宇佐より迎へ祠を立つ、  
 今世に及びて津田町の氏神となせり、海邊松樹の間より望めば、東方に淡  
 路の嶋影髣髴たり、前方は播磨の洋上浩々として汽船帆船波間に出没し、海  
 砂細麗にして銀鱗眼前に躍り、眞に佳絶の風景なり、近來此濱に海水浴を  
 試むる者稍多し、左に古人の詞藻を録し、以て勝狀を細説するの勞を省く、

琴林碑記

皆川 區

東讀津田邑、人安藝榮柱、使其子榮尙ナレタ來、謁レ予曰、予、驪之姫適レ  
 晉、而得レ稱シテ爲ニ美姫、西施之在ニ苧羅ニ未レ可レ得ニ其、美稱ナ耶、予曰、  
 爲其然、雖在苧羅亦天下之美耳、曰有レ美玉於斯、比レ之十  
 璧其厚倍焉、然如連城之價則不可レ得以相值、耶、曰奚爲其、  
 言之以若是也、其厚倍則價亦當倍也已矣、榮尙於是方稱曰、我  
 邑、南有二八幡祠廟、祠、東松林長三里餘、其勢迤連東南、而前枕於  
 海、其松樹無慮數千株、狀皆奇詭、白砂綠陰雖畫不如也、清風入レ  
 之聲有レ似ニ琴奏、因稱之曰、琴林、夫播之妓濱、以其當ニ孔道、故ニ  
 特ニ聞コト、而琴林以ニ地稍僻故ニ雖モ其景致勝ニ於彼、而不レ得ニ世  
 稱、豈ニ非ニ美玉厚倍而讓於下璧、驪姫西施以レ在、而以レ埋ニ

其國色乎、僕父子以生、居其林側、心常竊憚其未得顯聞、今所以來謁者、意欲得先生之筆而以播其勝於四方、願勿爲吝者、也、余曰果如子言、是誠可惜也、凡世所稱名區勝槩、率不近於通邑大都、則與夫周行相依者、爾、我身乏勝具、而不能遍遊、然苟有遊、則欲探奇、搜秘、以挾摘世所未知者、今於子所、言雖未能躬造、而先獲其一焉矣、於是乎乃爲之記、

著者曰、此の淇園の記は石に刻するに至らずして止みしとぞ

津田松原

谷本 薫

雨染松林翠鶴晴、玉砂縹紗夕陽明、不識何人能寫出、吟笻十里書中行、

同

片岡 晉 溪

沙白松青十里程、輕帆往々隔、林生、無端原上清風起、人在瑤琴聲裏、行、

同

久家 朗

幾樹青松透、浦栽、蟠根偃蹇白砂隈、要聞琴韻天然妙、却被潮聲攪煞、來、

同

藤 奇 簡

海涯一綫綠松蹤、近映蒼波遠、映空、紅旭將升、彩霞動、人行青錦屏風中、

同

鹿庭 道人

風潮且暮洗根株、數里濃陰翠積鋪、爭倚唐山拳九手、爲推沙浦海



松園、

同

山田 泉々

濃陰一碧遍江涯、煙罩雲蒸分外奇、曾被吟人占松浦、此邊好景少人知、

同二首

玄々翁

請見津田、松樹林、萬根沿海自森々、鱗幹曲直群龍躍、秀葉橫斜幾鶴吟、

醉後詩懷述勝景、坐來幽興愛清陰、春霞秋月薰風好、况復青葱雪裏深、

靈芝寺 津田町より志度街道を西北に進み、鴨部村大字鴨部中筋より鴨部川を渡り南する、十九丁にして、志度町大字末に達すれば、丘上に靈芝寺

あり、本尊は釋迦如來なり、貞觀元年創立して日内山泰光寺と號す、天正年間兵火の爲め廢燬したりしか、寛永の頃に及び志度の僧有春なる者あり、初め高野山に登り眞改律師を師とし、次で河内にゆき雲雪律師に學ぶ、後ち歸國して鴨部村に居り、明曆三年廬を日内山に立つ、降りて寛文年間に至り、後水尾天皇名利の滅するを惜ませ玉ひ、比丘惠忍をして堂宇を再建せしめ給ひ、日内山靈芝寺と改稱し春日明神を以て鎮守となすといふ、現今の建物は本堂、觀音堂、鎮守堂、額堂、鐘堂、二王門にして、境内に讚岐太守松平頼常の墳墓あり、

志度町 寒川郡の西北端に位し街衢清麗巨商富家櫛を列らへ、地域東西一里四丁南北二十九町、警察分署郵便電信局等あり、旅舎も亦た廣濶なるもの尠からず、阿波屋、明石屋等を最とす、其海灣は則ち志度の浦にして古

へ玉の浦或は房前フササキの浦と呼へり、灣内水深くして巨船を泊するに足り、小串崎遠く東北海中に突出し三木郡牟禮村なる丸山鼻と相對して、灣口を扼し、其中間正北に高島ありて其狀殆かも巨壘の口栓を脱したるに似たり、當町より高松市に至る里程は三里十六丁餘ありて、所謂志度街道の名は當町の爲めに起りしものなり、

大納言忠家

舟出して今こそ見つれ玉の浦のはなれ小島の秋夜月

衣笠内大臣

玉の浦はなれ小島の汐の間に夕あさりする田鶴を鳴なる

公朝

汐風や遠よる千鳥玉の浦のはなれ小しまに友誘ふ聲

僧行基

汐みちて嶋の敷そふ房崎の入るくのまつの村立

志度浦十二景

佐々木黄愚

八栗層雲

春はまた梢の花の色そひて猶幾重とも峰の白雲

志度晚鐘

ちる花に暮るゝを憎と聞やはた我よもいたくふる寺の鐘

高嶋晴嵐

かすみはれ嵐も浪も縁にて朝日に匂ふ沖つしま山

惠遠鳴蟬

鷺の山うへなき法の跡どめて世を空蟬も踏聲になく

博覽夕煙

敷遺火にむすはふれたつ夕煙伏屋に近き浦のしほ籠

神池群蟹

神こゝに塵にまじはる光かも池のみくさにすたく釜は

津村牧笛

小萩さく野かひの牛も心われや秋の哀れをこめし笛竹

珠嶋秋月

岩さしによるの光の玉くしけあけすもあれな浪の月影

八浦漁舟

いさりするあまの小舟の音はしてみるめもわかぬ浦のやへ霧

屋嶋暮雪

山深み楨の葉白くつむ雪にくるしともなく登る月影

原汀白鷗

磯近くあさる鷗のそことたにたちもあへすは雪と見ましや

海士野夜雨

さとはくる竹の葉こしの灯は見えみ見えすみ降時雨かな

志度浦

江村宗珉

客舟一泊白砂濱、波上風明浮月輪、遺愛千年海中玉、今宵清影屬何人

志度寺 志度町の東北端にあり補陀洛山と號し眞言宗として京都仁和寺の

末寺なり、本尊は十一面觀世音菩薩なり、寺記によれば 推古天皇の御宇

大織冠藤原鎌子 勅を奉して讚岐國寒川郡の海濱に寺堂を建つるに當り、

園小尼知法なる者あり、高島の漂木を以て十一面觀音の像を作る、則はち是を本尊とす今の志度寺なり、其の後 天智天皇の御宇に當り鎌子の女厨土に行きて玄宗の皇后となる、皇后かつて面向不背の珠および管絃磬石の類を其兄藤原不比等に贈くる、唐船讃州寒河の海上に至り龍人の爲めに奪はる、不比等惋惜潜かに其地に尋ね來り、蟹女を妻となし居ると三年、一兒を生む、不比等婦に謂つて曰く、吾實は淡海守藤原不比等にて龍人の爲め珍珠を奪はれたるを嘆き、之れを取り還さんとて裝を變して此地に來りしなり、汝若しよく海底に入りて之を取り來らば、生める所の子は吾か後嗣となすべしと、蟹女喜ひ諾し海に投し遂に不背の玉を獲携ふる所の短刀を以て自から肚腹を割きて之れを容れ船に上る、蟹女終に死せり其子は則ち房前大臣なり、因りて其浦を房前浦といふ、不背の玉は後ち興福寺釋迦

如來の眉間に納む、 持統天皇七年房前大臣年甫めて十三、行基菩薩を請して此寺に於て其生母の追福を爲す、因りて死度寺といひしか、後ち轉訛して志度寺と稱す云々、現今寺域頗る廣濶にして七千九百七十七坪を有し、本堂、大師堂、焰魔堂、藥師堂、鐘樓、二王門等あり、當寺は四國八十六番の名刹なるか故に來賽する者常に絶へず志度町の盛榮は多く是れか爲なり、本郡中にある所の神社にして、延喜神名式に載する讚岐國二十四座の内に屬するものを擧ぐれば左の如し、

- 一 志太張神社 鴨部村大字鴨部東にあり祭神天下春命
- 一 大饗彦神社 石田村大字石田東にあり祭神大饗彦命
- 一 布勢神社 石田村大字石田西にあり祭神大彦命
- 一 神前神社 神前村にあり祭神葦原田彦命

一多和神社 志度町西南山上にあり祭神速秋津姫命  
 例によりて本郡産物の重なるものを擧ぐれば、米、麥、大豆、菜種、砂糖および津田海中より産する海膽等なり、

三 木 郡

三木郡は寒川、山田、兩郡の間にありて、奥鹿、田中、氷上、下高岡、井戸、平井、牟禮の七ヶ村より成る、全郡の面積は六方里八分あり、南方は連山を以て阿波國美馬郡および阿波郡に界し、北方は山田郡庵治村と界を交ゆ、本郡の地勢は東南概ね山林原野にして西北は僅に平坦なり、郡の極東井戸村より極西平井村大字池戸に至る直徑一里十八丁、又極南奥鹿村大字奥山より極北牟禮村に至る五里二十五丁なり、郡名の起原を討ぬるに、上古、井戸村字高木に栝の大木ありて其高數十丈因て其地を高木と云ふ、又平井村大字平木に栝の古木あり因て其地を平木と云ふ、又田中村大字朝倉に山椒の大樹あり朝日を遮りて其里くらし因て朝倉の里と云ふ、以上三木あるに依りて三木郡と稱すとる、

大道は二條ありて一を阿波街道とし高松市より香川山田の二郡を経て來り平井村に入り大字池戸、平木、鹿伏、及び下高岡、井戸の二村を貫通して寒川郡長尾村に至る、其一は志度街道にして是又高松市に起り香川山田の二郡を過ぎ牟禮村に入り大字牟禮、大町、原、を経て寒川郡志度町に通せり、

和爾加波神社 井戸村字熊田にあり、祭神は豊玉姫命なり、境内坪數八千二百九十二坪ありて本社幣殿、拜殿、神樂殿、神馬舎、旅殿、神門等あり社傳にいふ、上古海神豊玉姫命由縁ありて鰐魚に駕り給ひ今の新川を遡はり來て、此の處甚た善き居處なりと宣ひて居ませしより地名となり、又た傍らを流るゝ川を鰐川といひて後人社を立て奉祀するに及びて和爾加波社と稱せり、貞觀年間におよびて八幡の神を相殿に祀りしより和爾加波八幡宮と

呼ぶに至れり云々、當社は延喜神名式に載する讚岐國二十四座中の一社なり、

鎌倉家 和爾加波神社を北方に去る八町許小字下井戸元真行寺境内に一古冢あり、土人呼ひて鎌倉家といふ、傳説に曰く足利十一代征夷大將軍源義材、職にあると十八年にして大永元年三月淡路國に隱遁す世呼ひて島公方といふ、同三年讚岐に來り此地に止まり尋ひて薨す諡して惠林院殿道深殿山大居士といふ、之を井戸村真行寺の後ろに葬る世人誤まり呼ひて鎌倉家といふ云々、

静家 井戸村字高木に古冢あり里人の傳説によれば、源義經の愛妾静此地に來り狂亂して死し此所に葬ると、是れ蓋し妄誕なり、何となれば静の墓は淡路國志筑羅漢院にありて顯然たればなり、或は靜に縁あるもの此地に居

り追福の爲め營めるもの歎、又同所に鼓か淵といふあり、靜狂亂し其携ふる所の初音の鼓を投したりといへり、固より虚構といへとも初音の鼓は白河院の御宇、法住寺の長老入唐のとき妙曲といふ琵琶と初音といふ鼓とを持歸り、其後平氏の重器たりしか檀浦合戦の際海中に漂ひ居りし和田義盛拾ふて義經に致し、後ち義經吉野より逃るゝに當り靜に之を與へたりと云、此鼓は紫檀の胴に羊皮を張り凸凹あるものなりと云ふ、

過靜妓塚

藤田可致

草没<sup>シ</sup>殘<sup>レ</sup>畫<sup>ナ</sup>尙<sup>ハ</sup>昏<sup>シ</sup>、空<sup>シ</sup>將<sup>ニ</sup>舞<sup>ハ</sup>袖<sup>ニ</sup>委<sup>ニ</sup>荒原<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>時松<sup>籙</sup>如<sup>ニ</sup>琴瑟<sup>ニ</sup>、喚返香娥夜日魂、

細川清氏墓 下高岡村白山の麓に古冢あり、是を南朝歸順の將細川相模守清氏の墓とす、正平十七年（北朝貞治元年）春清氏 勅を奉して四國を征

し、細川右馬頭頼之と綾松山（白峰）の下に戦ひて死す、寒川郡石田西寶藏院（今極樂寺跡といふ所）にありたりとぞ（主明範和尚其遺骸を收め歸りて此地に葬ると云ふ、大平記に曰く、相模守の陣は白峰の麓、右馬頭の城は宇多津なれば、そのわはひ僅に二里なり、寄せやす待てや戦ふと、互に時を伺ひて、數日を送りけるほどに、右馬頭の勢、大略遠國の者共なれば、兵糧につまりて窮困す、かくては右馬頭は、讚岐國には<sup>コト</sup>見<sup>ル</sup>ける程に、結局備前の飽浦薩摩、權守信胤宮方になりて、海上に押し浮ふ、小笠原美濃守相模守に同心して、渡海の路を差し塞さける間、右馬頭の兵は日々に減して落ち行き、相模守の勢は國々に聞えて勝し、七月二十三日の朝、右馬頭帷帳の中より出て、新開遠江守眞行を近づけていひけるは、當國両陣の體を見るに敵軍は日々にまさり、味方は漸々に減す、かくて猶數日

を送らば、合戦難儀に及ひぬと覺ゆる、依之事をはかるに、官方の大將に、中院源少將といふ人、西長尾といふ所に城を構へておはすなる、此勢を差し向けて攻むべき勢を見せば、相模守定めて勢を差し分けて、城へ入るべし、其時味方の勢城を攻めんとする體にて、向城を取りて、夜に入らば籬を多く焼き捨て、他道より馳せ歸り馳て相模守か城へ押し寄せ、頼之搦手へ廻りて、先づ小勢を出し敵を欺く程ならば、相模守縦令一騎なりとも懸出て、戦はずといふ事あるへからず、是一舉に大敵を亡す謀なるべしとて、新開遠江守に、四國中國の兵五百餘騎を相副へ、路次の在家に火をかけて、西長尾へ向られける、如案相模守是を見て、敵は西長尾の城を攻め落して、後へ廻らんと巧みけるを、中院殿に合力せては叫ぶましとて、舍弟左馬助、從兄弟の掃部助を兩大將として、千餘騎の勢を西長尾の城へ差し向らる、

新開元來城を攻めんとするためならねば、態と日を暮さんと、足輕少々差し向けて、城の麓なる在家所々焼き拂ひて、向陣をぞ取りたりける、城は尙大勢なれば、おはれ新開か寄せて攻めよかし手負少々射出して後、一度にはつと懸出て、一人も残らず討ち留めんとそ勇みける、夜已に深ければ新開向陣に籬を多く焼き残して山を超ゆる直道のありけるより引返して相模守の城の前白峰の麓へ押し寄る、かねて定めたる相圖なれば、同二十四日の辰の刻に、細川右馬頭、五百餘騎にて搦手へ廻り、二手に分れて、関の聲をそ擧げたりける、此城元來鳥も翔り難き程に拵へたれば、寄手縦令如何なる大勢なりとも、十日二十日の中には、容易く攻め落すへき城ならず、其上新開、西長尾より引きかへすと見るは、左馬助掃部助馳せ歸りて、寄手を追ひ拂はん事、却りて城方の利になるべかりけるを、相模



守はいつも、己が武勇の人に超るたるを憑みて、軍立餘に大はやりなる人なりければ、寄手の旗の手を見ると均しく、二の城戸を開かせ、小具足をだにも堅めず、袷の小袖引きたをりて、鎧はかゝりを取りて肩に抛げ懸けて、馬上にて上帯縮めて、只一騎懸出で給へば、相順ふ兵三十餘騎も、或ははゝあてをして、未冑をも着す、或は籠手を差して、未鎧を着す、眞前に襲み連れたる敵千餘騎か中へ破りて入る、哀剛の者やとは見ながら、片皮破の猪武者、をこかましくを見えたりける、實にも相摸守、敵を物とも思はれさりけるも理かな、寄手千餘騎の兵共、相摸守一騎に懸分られて、魚鱗にも進まず、鶴翼にも圍み得ず、此處の塚の上彼處の間に打ち上りて、馬人共に辟易せり、相摸守は鞍の前輪に引きつけて、ねぢ頭にせられける、野木備前次郎、柿原孫四郎、二人が首を太刀の鋒に貫きて差し擧げ、屠土夫

竺鬼海太元の事は、國遠ければ未知らず、吾朝秋津島の中に生れて、清兵に勝る手柄の者ありとは、誰もやはいふ、敵も他人にあらず、蓬く軍して笑はるなど耻しめて、只一騎猶大勢の中へ懸入りたまふ、飽くまで馬強なる打物の達者が、逃くる敵を追立て追立て切りて落せば、其鋒に廻る者、或は馬と共に尻居に打居ゑられ、或は甲の鉢を胸板まで破りつけられ、深泥死骸に地を易へたり、爰に備中國の住人陶山三郎と、備前國の住人伊賀掃部助と、二騎田の中なる細道を、しづくと引きけるを、相摸守追ひつきて切らんと、諸鎧を合せて攻られける處に、陶山が中間側なる溝に下り立ちて、相摸守の乗り給へる、鬼鹿毛キカガといふ馬の、草脇をぞ突きたりける、此馬さしもの駿足なりけれども、時の運にや曳れけん、一足も更に動かず、すくみて地にぞ立ちたりける、相摸守は近づきて、敵の馬を奪はんと、手

負ひたる體にて馬手に下り立ち、太刀を倒に突き立て立れたりけるを、眞壁孫四郎馳せ寄り、一太刀打ち當て倒さんとする處に、相摸守走り寄りて眞壁を馬より引き落し、ねち頸にやする、人飛礮にや打つと思案したる様に、中に差し上げてぞ立れたる、伊賀掃部助高元は、懸合する敵二騎切りて落し、鎧に餘る血を笠符にて押し拭ひ、何處にか相摸殿のおはすらんと、東西に目を賦る處に眞壁孫四郎を中に提げながら、其馬に乗らんとする敵あり、あなおびたし、凡夫とは見えす、是は如何様相摸殿にてぞおはすらん、是こそ願ふ處の幸よと思ひければ、伊賀掃部助、鼻を直達スラカヒに馬を眞間に馳せかけて、むすど組みて引きかつく、相摸守眞壁をは、右の手に搔カキ掴みて投げ棄て、掃部助を射向の袖の下に抑へて、頸を搔かんと、上帯延ノビひて後に回れる、腰の刀を引廻されたる處に、掃部助心早き者なりければ、

組むと均しく抜きたりける刀にて、相摸守の鎧の草摺クサヅリはねあけ、上襟ウラエに三刀刺す、刺されて弱れば、刃ね返して、抑へて頸をを取りたりける、さしもの猛將勇士なりしかども、運盡きて討るゝを、知る人更になかりしかば、續きて助くる兵もなし、森次郎左衛門と、鈴木孫七郎行長と、討死をしける外は、一所にて打死する味方もなし、其の身は深田の泥の土に塗れて頸は敵の鋒にあり、只元曆の古、木曾義仲が粟津の原にて打たれ、曆應二年の秋の初。新田左中將義貞の足羽の繩手にて討たれたりし、二人の體に異ならず云々

細川將軍

中城山

將軍征四國、綾北昔振雄、奪馬兵戈下、磯人矢石中、悲歌皇  
 運ノ極一扼腕僞謀通、俠骨雖委地、芳名千古崇

虹か瀧 田中村大字小鏡にありて一名を懸か瀧といふ溪水湖<sup>ササガ</sup>二段に分かれて落つ因りてまた其上段を雄瀧といひ下段を雌瀧といふ讀岐國中尤も著名なる瀑布とす左に古人の詞藻を借りて其勝狀を叙するの勞を省く

時雨する殿もさして見る小鏡哉

松平頼常

渡邊雅茂

白管の管の小鏡をさして見れば黒き筋なし瀧の白糸

岩倉具選

岩にかふる昔はぬれたるみの衣瀧のしら玉雨とちるゆゑ

山崎宗矩

大空にわたせるはしはこみのなる名にかふたさのにしにそ有ける

高尾義

廻合青山聳<sup>ニ</sup>碧空<sup>ニ</sup>、一双、瀑布表<sup>ニ</sup>雌雄<sup>ヲ</sup>、迸流成<sup>レ</sup>雨、傾<sup>ニ</sup>銀漢<sup>ヲ</sup>、直下倒<sup>レ</sup>光掛<sup>ニ</sup>玉虹<sup>ヲ</sup>、近處沾<sup>レ</sup>衣、鏡可<sup>レ</sup>着、愛情題<sup>レ</sup>句筆難<sup>レ</sup>工<sup>ヲ</sup>、先公會是垂<sup>ニ</sup>高詠<sup>ニ</sup>、勝景添<sup>レ</sup>名<sup>ヲ</sup>世々通、

後藤久包

連山西折眺望偏、白日彩虹巖<sup>ニ</sup>懸、不到<sup>ニ</sup>鏡峰幽絶<sup>ノ</sup>地、誰看<sup>ニ</sup>飛瀑落<sup>ニ</sup>天邊<sup>ニ</sup>、

岡井鼎

崎嶇<sup>カ</sup>山路入<sup>ニ</sup>氤氳<sup>ニ</sup>、飛瀑潺湲<sup>ト</sup>、隔<sup>テ</sup>嶺聞<sup>ク</sup>、千仞<sup>ノ</sup>練光寒<sup>ク</sup>、碎<sup>レ</sup>玉<sup>ヲ</sup>、半天<sup>ノ</sup>河影遠<sup>ク</sup>、穿<sup>レ</sup>雲<sup>ヲ</sup>、虹懸<sup>テ</sup>誰<sup>カ</sup>辨<sup>セ</sup>雌雄<sup>ノ</sup>色、雷激<sup>シ</sup>應<sup>ニ</sup>驚<sup>ニ</sup>麋<sup>鹿</sup>群、舊<sup>ト</sup>識<sup>レ</sup>先<sup>ニ</sup>侯會<sup>ヲ</sup>賞詠<sup>スル</sup>、停<sup>テ</sup>車<sup>ヲ</sup>好<sup>シ</sup>此<sup>ニ</sup>招<sup>ニ</sup>餘<sup>ヲ</sup>、

碧峰界<sup>レ</sup>天<sup>ニ</sup>聳、決<sup>レ</sup>皆<sup>一</sup>蒼々、虎吼<sup>テ</sup>千山動キ、龍飛<sup>ヒテ</sup>萬丈長シ、彩虹騎<sup>リ</sup>氣色ニ、白日慘<sup>ク</sup>輝光<sup>ニ</sup>、直<sup>チ</sup>詭<sup>ル</sup>河源極<sup>テ</sup>溜<sup>テ</sup>從<sup>リ</sup>雲漢<sup>ニ</sup>滂<sup>ル</sup>、

德永顯忠

化翁何<sup>レ</sup>歲<sup>ニ</sup>裂<sup>キ</sup>峻<sup>ニ</sup>贈<sup>テ</sup>、奔<sup>ニ</sup>出<sup>レ</sup>懸泉<sup>ニ</sup>高<sup>ク</sup>此<sup>ニ</sup>憑<sup>ラシム</sup>、渴虬飲<sup>レ</sup>淵<sup>ニ</sup>波濤々、鳴雷擊<sup>レ</sup>石<sup>ナ</sup>嶺層々、半空雨共<sup>ヒ</sup>晨烟碎<sup>ク</sup>、五彩虹迎<sup>ヘ</sup>落日蒸<sup>ス</sup>、更有<sup>リ</sup>玉花<sup>ニ</sup>灑<sup>キ</sup>毛髮<sup>ニ</sup>、滿襟<sup>ニ</sup>仙氣奈<sup>シ</sup>飛騰<sup>テ</sup>、

勘解由小路昭光

洞口懸<sup>レ</sup>長<sup>キ</sup>三千丈、決<sup>ス</sup>皆<sup>テ</sup>銀河掛<sup>ニ</sup>中台<sup>ニ</sup>、大珠小珠雹雪碎<sup>ケ</sup>、驚<sup>キ</sup>聞<sup>ク</sup>晴午轟<sup>ニ</sup>雨雷<sup>ナ</sup>、織女綺<sup>シ</sup>石自<sup>ラ</sup>古<sup>リ</sup>、鮫人絹淨<sup>フ</sup>、淚成<sup>レ</sup>堆<sup>テ</sup>、忽<sup>チ</sup>看<sup>ル</sup>神龍<sup>ノ</sup>出<sup>ニ</sup>窟宅<sup>ナ</sup>、吐<sup>レ</sup>氣萬丈衝<sup>ク</sup>蒼崖<sup>ナ</sup>、巧<sup>ニ</sup>架<sup>ニ</sup>畫橋<sup>ニ</sup>穿<sup>テ</sup>飛瀑<sup>ニ</sup>、々<sup>ハ</sup>似<sup>テ</sup>天梯<sup>ニ</sup>挿<sup>ニ</sup>雲限<sup>ニ</sup>、定<sup>テ</sup>知<sup>ル</sup>遊仙出<sup>テ</sup>洞口<sup>ニ</sup>、直<sup>チ</sup>下<sup>ニ</sup>天梯<sup>ニ</sup>踏<sup>テ</sup>橋來<sup>ル</sup>、

片山冲堂

小澗<sup>ニ</sup>中有<sup>リ</sup>雙瀑<sup>ニ</sup>、上下誰<sup>カ</sup>分<sup>ツ</sup>雌雄<sup>ノ</sup>目、雄瀑快瀉<sup>ニ</sup>貼<sup>ニ</sup>崖垂<sup>テ</sup>、逆<sup>リ</sup>如<sup>ク</sup>碎玉<sup>ノ</sup>亂<sup>レ</sup>如<sup>ク</sup>絲<sup>ノ</sup>、雌瀑飛流<sup>シ</sup>聲<sup>ハ</sup>吼怒<sup>ク</sup>、水勢快開<sup>ニ</sup>巖石<sup>ノ</sup>削<sup>レ</sup>、老龍張<sup>レ</sup>吻舌何<sup>ソ</sup>長<sup>ク</sup>噴沫散作晴天<sup>ノ</sup>雨、安<sup>ク</sup>得<sup>テ</sup>蒙<sup>リ</sup>吟氣吐<sup>レ</sup>虹<sup>ナ</sup>、與<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>雙瀑<sup>ニ</sup>競<sup>フ</sup>雌雄<sup>ナ</sup>、雙瀑雙瀑真<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>惜<sup>ム</sup>、如<sup>ク</sup>今世無<sup>キ</sup>李太白<sup>ノ</sup>、

二本杉 田中村熊野神社の傍らに二本の大樹あり之を二本杉と云ふ竝立數百尺千畝を経て斧鋸を免かるゝは神木とせらるゝか故なり然れども神社の由來に至りては考證すべき書記なし

秋山忠諦

昔よりその名も高くさこゑ來てなはいく千代かふたもとの杉

深井修

老株三百尺、古色一千年、相並元如鏡、高標欲<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>天、  
 白羽八幡宮 牟禮村大字牟禮にありて馬場筋一帯の松林延長二町に餘れり  
 本祠拜殿神門等は丘陵の上にありて祭神は應神天皇なり社司の家屋其下段  
 にあり、社記に曰く、當社は文明年中中村氏宗の勸請にかゝる初め氏宗重  
 疫に罹り殆んど死せんとす、則ち此神に禱りて曰く九死の疾若し一生を得  
 は神靈を領地内に奉祀せんと、其夜老翁夢裡に告げて曰く汝延壽<sub>ニ</sub>祈らば  
 宜しく法華經を寫すべしと、覺めて僧侶一百人を招き寫經せしむ成るに及  
 びて重疫頓に癒ゆ、于是氏宗社地の選擇に焦慮す或夜又た白羽の矢東方よ  
 り飛ひ來りて城北の林中に落つと夢む、覺めて之を尋るに白羽の矢此丘林  
 にあるを發見す、則ち神慮あるの所を察し社殿を建て奉祀し、白羽八幡  
 宮と稱す云々、

六万寺舊趾 牟禮村大字牟禮にあり、天平二年 聖武天皇讚岐公高晴に食  
 采六萬戸を加賜せらる、高晴大に喜ひ寺を牟禮に建て領内の民庶一戸一驅  
 として銅像六萬軀を作り六萬寺と號す、本尊は則ち新羅王の刻せし阿彌陀  
 如來なり、天長四年秋寺僧眞濟之を再修し壽永二年安德天皇の行在所とな  
 る、元徳元年高松賴重本地堂を立つ、貞治八年細川頼之金堂を脩し又た佛像  
 を修飾す、次いて細川詮春禁榜を爲し天正十一年長曾我部元親此寺に陣し  
 志度浦に向ひて去るの後ち火を失して堂宇悉く烏有に歸せり、延寶六年其  
 の舊址に堂宇を再建し今日に至ると雖も僅かに寺號を繼承するに過ぎず、  
 南海治亂記に曰く、元親も法橋か訓カサに任せ牟禮の六万寺に入て宿陣し玉ふ、  
 此寺は 聖武天皇の御願にて國中の民庶六萬戸の力を合せて建立したる伽  
 藍なれば年累カサなり世移りて永久に至れども柱も腐ちずして相持てり、殊に

壽永二年の冬平家の一門屋島に來り止まりて安座し玉ふ時平家方の公達經誦房阿爾梨祐圓本三位中將重衡但馬守經政此寺に入りて止宿し、海中の疲勞を休めし時、

嬉しくも遠山寺に尋ね來て後のうき世を洩しつるかな

重衡

さらさらは此山寺にすみ染の衣の色を深くそめなむ

祐圓

世の中はむかしかりとなりぬれば紅葉の色は見し世なりけり 經政  
斯くなん詠歌を佛殿の内陣に自筆にて書附年號月日まで誌置かれけるか、今の世まで遺留て世の言種となる、元親も是を感じて往古の人に遇たる心地すると珍事にも殊勝にも思はれける、明る日出立て志度の浦に趣き、原の大町を過ぐる時分あとの寺焼亡す、元親是非なく思はれけれども、遠く隔てぬれば力なし、其所に馬を留めて出火の巨細を糺せしかば、樵汲の下

部が業なり、元親是を憤りて彼下部を斬り首を四本竹に懸けて罪札を立て通り玉ふ云々、

八栗山 牟禮村にありて一名を五劍山と稱す、海面を抜くと百五十三丈七、尺山麓より山頂に至る二十四丁あり、中腹に至る迄は松樹鬱鬱たりと雖も、其上部は怪巖突起して五峰に分かれ蒼穹を摩す、故に五劍の稱を得、其北端の一峰は永祿十一年五月大雨日を重ねし爲め、廿日拂曉折裂し、其後ち寶永三年十月四日大地震の爲め東峰また折くといふ、八栗寺側の導者を備ひ五峰の巔を跋渉すれば、古松巖上に偃蹠し白雲脚下に浮遊し、山海の風光人目を爽かにす、天正十一年中村恒頼此山に孤城を築き、長曾我部元親の兵と戦ひ之を破り、其夜出て、庵治浦に至り船に乗して備前國兒島郡に移りしとぞ、

五劍山

尾池樂

峰分五劍<sup>ニ</sup>插<sup>ニ</sup>雲端<sup>ニ</sup>、雨淬<sup>キ</sup>風磨<sup>キ</sup>影自<sup>リ</sup>寒、白日南溪高<sup>ニ</sup>紫氣<sup>ニ</sup>何人<sup>カ</sup>携得<sup>テ</sup>倚<sup>レ</sup>天<sup>ニ</sup>看、

同

僧海量

八栗山頭千仞峰、峰々如<sup>シ</sup>劍翠重々、青天時々雲烟起、精彩宛爲<sup>ニ</sup>五色龍<sup>ニ</sup>、

同

山川燿

捫<sup>レ</sup>蘿攀<sup>レ</sup>石此登臨、播海阿山天際沈、誰謂人間難<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>謝、蓬萊巖上紫雲深、  
八栗寺 八栗山の中腹にあり、五劍山千手院と號す、眞言宗にして四國第八十五番の禮拜場とす、本尊は正觀音脇士は愛染明王不動明王なり、此寺は延曆年中僧空海の開基にして、麓よりの山路八町餘羊腸屈曲す、よりに七曲の名あり、境内坪數八百十四坪、本堂、聖天祠、大帥堂、通儀堂、中將堂、

藏王堂、鐵樓、二天門等あり、就中大聖歡喜雙身天王は其靈應顯著なりとて賽者毎に絶えず、傳へ云ふ天和の頃山城國山崎勝尾寺住職以空なるものありて、四國の名區を巡拜し來りて八栗寺に宿す、其時以空八栗寺の住僧に告げて曰く、吾が勝尾寺に大聖歡喜雙身天王の像あり、當山は實に奇勝の地なるか故に、怪巖の窟中に彼の像を安置奉祀せば靈應必らず顯はれむ、此儀いかにとありければ住僧大に喜ひ乃はら官に請ひて此山に遷し浴油の法を修す、遠近喧傳信者忽ち群集し、遂に今時の盛狀を來せりといふ、  
神櫛王陵 王は人王十二代 景行天皇第十七の皇子にして、御母は五十河媛なり、讚岐の國政檢理の爲め國造の名を以て山田郡に封せられ、屋嶋の下に宮居し給ひ薨して牟禮村の小丘に奉葬す、今牟禮村志度街道の南岡にある大墓或は王墓と呼ぶ是なり、然れども其王墓といふもの二ありて、一

は高さ五尺七寸の立石なり、一は高さ四尺三寸の立石とす、皆北面して其面に星辰の象を刻せり、中山城山の説によれば大なるは神櫛王の墓にして小なるは須賣保命<sup>スメホレミコト</sup>の墓なりと云へり、

佐藤次信墓 王墓の東麓志度街道の傍らにあり、舊は池ノ内にありしを正保二年溜池を築くに當り此地に移す、其時大刀墓内より出つ之を志度寺に納むといふ、寛永十二年松平頼重新碑を立てしむ、其文左の如し、

佐藤繼信墓碑

維年壬午之夏我君受封讚州、的爲維城、助、確乎其忠貞、眞可觀焉、一日講武之暇、泛蘭漿、飛彩鷁、吳歌越唱、逍遙屋島、偶覽佐藤次信墳墓、茲乃命下吏刊貞石、建新碑、表義旌貞、於乎君用意也、深矣哉、至矣哉、次信決死於元曆之昔、而感三人、于寛永之今、奚

其雄矣哉、乃命余作碑銘、遂書如左、曾若渠系譜、旣辰載曆日月事跡操行、舊記所載、前史所傳、歷々焉、章々焉、胡不贅余言、銘曰、於皇次信兮、挺于濱危之場、酬恩致死兮、百世誰曰不剛、剛、遇比盤、當錯兮、顯于莫之雄、識定、膽壯兮、誠依教養有常、尤可稱者兮、維夫在將之良、建碑刊石兮、遺烈山高、水長、

寛永癸未仲夏上浣

高松侯儒臣岡部拙齋

太夫黒墓 次信墓碑の傍らにあり、碑面に太夫黒馬埋所の五字を刻せり、傳へいふ此馬奥州の産にして藤原秀衡之を義經に贈る、始め淡墨といひしが義經五位尉に叙せられし時此馬に騎りしとて、太夫黒と改めしに檀浦の役佐藤次信忠死を遂げ、義經深く之を哀傷し次信を葬りて此馬を志度寺に送り、以て次信吊祭の料に換へしに、或る時逸走して次信墓前に駱れたり



と、中山城山の曰く、是れ項羽烏雕ウタカの説をとり來りて附會するものなり、常時戦死するもの何ぞ唯たに次信のみならん、源廷尉の仁堂に之をすてん乎、然して次信の勇は世の最も惜む所なるか故に後世に不朽なり、其他戦死者の墳墓に至りては姓名傳はらざるを以て、後人附會し名馬の墳となす妄誕といふへし、只た屋嶋戦死者の墓と爲せは可なりと、宜といふへし、源平盛衰記に曰く、此に常陸國住人鹿島六郎宗綱ナツカ行方六郎鎌田藤次光政をはしめとして十餘人は討れにけり、能登守教経は心も剛に力も強く精兵の手利テキなり、源氏は駈廻りかけ回りちとやすらふ處を見おふせて、指つめさしめ射ける矢に武藏國住人河越三郎宗頼目の前に射られて引しりそく、次に片岡兵衛経俊胸板射られて引退く、次に河村三郎内甲ウチカサ射られておちにけり、次に大田次郎重綱小がひな射られて引退く、次に判官の乳母メノトの子奥州

三郎兵衛繼信は黒革威クロカハヒの鎧を着たりけるが首の骨を射つらぬかれ眞逆さまに落にけり、忠信は兄の繼信を肩に引かけ泣々陣の中に負ふて入たり、判官ちかく居より給ひ、いかに繼信義經こゝにあり一所にてと契りしに、先たつとの悲しさよ、いかにも後生を吊ふべし冥途の旅心易くおもふべし、扱も何事をか思ふいひ置けかしと宣へとも、只泪を流すばかりにて是非の返事はなし、判官重て汝心が有ければこそ泪を流すらめ、猛き兵の矢一つに中りて生なから物いはさる事やはある、左程の後れたる者と存せざるものを今一度最期のこといひ聞せよと宣へば、繼信息ふき出しよにくるしけにて息の下に、弓箭とる身の習ひなり敵の箭に中りて主君の命にかはるは兼てどんずる處なれば更に遺憾イタマにあらず、只おもふ事とては老たる母をすておき親しき者ともにも別れて遙に奥州より仕奉りしは、平家を討ほる處

し日本國を奉行し給はんを見奉らんとこそ存せしに、先たち奉るばかりこそ心にかゝり侍りし、老母が歎きもいたはしと申ければ、さしも猛き武士なれども判官泪をばらくと流し給ひける、實に思ふにも理なり敵を亡さん事年月をふべからず、義經世にあらは汝兄弟をこそ左右に立んと思ひつるにとて、手に手をとりあひて泣たまへは、繼信あなうれしとそれを最期の言葉にて息絶けるこそ無慘なれ、これを聞ける兵ども鎧の袖を絞りけり、日も西山にかたふさけるうへ判官には多くの郎等の中に四天王とてことに身近く憑み給へるものは四人あり、鎌田兵衛政清か子に鎌田藤太盛政同藤次光政と佐藤三郎兵衛繼信弟四郎兵衛忠信なり、藤太盛政は一谷にて討れぬ、一人欠けたる事をこそ日比歎きしに、今日二人を失ひて今は軍もせんなしとて繼信光政が死骸を昇て、當國武例高松といふ柴山にかへり給

ひて其邊を相尋て僧を請し薄墨といふ馬に金覆輪の鞍置て申けるは、心静ならば懇にこそ申へけれども、斯る折節なれば力なし、此馬鞍をもつて御房庵室にて卒都婆經かれ、佐藤三郎兵衛繼信鎌藤田次光政と廻向して後生を吊ひ給へとて、舍人に引せて僧の庵室に送られけり、兵ども是を見て此君の爲めに命を失はん事惜からずとて勇みける云々、

惣門跡 志度街道より左りに折れ行くこと數町にして、田畝の中に二柱を立つ、是を惣門跡といふ、元暦二年平家牟禮村に來り六万寺を行在所とし、諸將は此地に陣營を設けし時、此田畝の所に惣門ありしに、源義經阿波より攻め來りしかば、平家は船に乗りて檀ノ浦に浮ひしを以て、源氏の諸將入り更りて爰に陣せしゆゑに、却りて源氏の惣門となりたりといふ、松平頼重入國の後ち舊跡を討究して門を建て其所を表す、是より以降常に修

建して今日に存せり、

祈石、駒立石、牟禮の海邊にあり、奈須宗高が扇を射るとき祈念をなし又  
た駒を立てし跡なりといふ、

源平盛衰記にいふ、元暦二年二月二十日の事なるに、源平又戦はんとする  
所に、沖より莊たる船一艘渚に向て漕寄す、柳の五重に紅の袴着て袖笠か  
つける女房あり、又紅の扇に日出したるを枕に狭て船の船頭に立て是を射  
よと源氏の方を招たる、此女房といふは建禮門院の后立の御とき、千人の  
中より撰出せる雜司に玉虫前とも又舞の前とも申今歳十九才成ける、雲の  
鬘霞の眉花の顔色雪の膚繪に書とも筆にも及かたし、折節夕日に耀きてい  
とよ色こそ増りけれ、斯りければ西國までも召具せられたりけるを出され  
て此扇を立たり、此扇といふは故高倉院嚴島へ御幸のとき、三十本切立て

明神に進奉あり、皆紅に日出したる扇なり、平家都を落たまひしとき嚴島  
へ參社あり、神主佐伯景廣此扇をとり出して是は一人の御施入明神の御秘  
藏なり、且は故院の御情帝業の御守たるべし、されば此扇を持せ給ひたら  
ば敵の箭も還て其身にあたり候へしと祝言して進らせたりけるを、此を源  
氏射外したらは當家軍に勝へし、射負せたらば源氏が利を得るなるべしと  
て、軍の占形にそ立られたり、角して女房は入にけり、源氏は遙に是を見  
て當座の景氣をおもしろさに目を驚かし心を迷はす者もあり、此扇誰か射  
よと仰られんと肝膾を作りかた唾を飲む者もあり、判官畠山を召す、重忠  
は木蘭地の直垂に樞細目の鎧着て、大中黒の箭負所、藤の弓の真中とり、  
駒の馬の太く逞しきに金覆輪の鞍おき、判官の弓手の脇にすゝみ出て畏て  
候、義經は女にめつる者と平家にいふなるか、角搦たらは定て進出て輿に

いらん處を、よき射手を用意して真中さし當て、射おとさんと手謀とど心得たり、あの扇射られなんやと宣へば、畠山畏て君の仰家の面目と存するうへは仔細を申に及ばず、但これはゆゝしき晴藝なり、重忠打物とりては鬼神といふにも更に辭退申まし、地體脚氣チキキの者なる上に此間馬にふられて氣分をさし、手もあらはに覺へはへる、射そんしては私の耻はさる事にて源氏一族の御瑕瑾と存す、他人に仰よと申、畠山かく辭しける間諸人色をうしなへり、判官は扱誰かあるへけれと尋給へば、畠山當時御方には下野國住人那須太郎助宗か子に十郎兄弟こそ加様の小物は堅く仕り候へ、彼等を召るへし、人は免し候はずとも強弓遠矢うち物などの時は仰を蒙るべしと深く申切たり、さらば十郎召されたる、禍カチの直垂に洗革の鎧に、片白の甲二十四さしたる白羽の矢に、笹藤フネトウの弓の塗籠ヌリコノたる真中取て、潜ナギサを下りに

さしくつろけて参りたる、判官あの扇を仕れと仰す、御説の上は子細を申におよばねども、一谷の巖石を落せしとき馬弱くして弓手の臂を砂につかせて侍りしか、灸治いまた癒す、小振コソバして定の矢仕ぬとも存せず、弟にて候與市ヨイチ冠者カウシヤは小兵コヘヤにて侍れども、懸鳥カケトリ的テキなどはづるは稀なり、定の矢仕りぬへしと存す仰下さるべしと、弟に讓て引へたり、さらば與市ヨイチ召とてめされたり、其日の装束は紺村濃コンムラユの直垂ヒキアソに緋威ヒキアソの鎧、鷹角反甲居タカカドソウカウチイ頸ケになし、二十四指たる中黒の箭ヤサヒ、滋藤シムトウの弓に赤銅造シヤクドウゾウの太刀をおひ、宿赫ヤクカク白馬シラウマの太く逞チカラきに洲崎シマザキに千鳥の飛散たる具鞍カウケおいて乗たりけるが、進出て判官の前に弓とり直して畏れり、あの扇仕れ晴の所作ぞ不覺すなどのたまふ、與市仰を蒙り子細申さんとする處に、伊勢三郎義盛後藤兵衛尉實基等與市を判官の前に引居ヒキスエて、面々の故障に日既に暮なんとす、兄の十郎指申うへは子細

や有へき、疾々急き給へいそきたまへ扇上聞くなりなはゆ々しき御方の大  
 事なり早々と云ければ、與市實とおもひ、甲をはぬき童にもたせ、操鳥帽  
 子引たて、薄紅梅の鉢巻しめ、手綱搔練扇の方へと打むかひける、生年十  
 七歳色しろく小髭生ひ、弓の取やう馬の乗貌、優なる男に見えたりける、  
 波うち際にうちよせて弓手の沖を見わたせば、主上を初奉り國母建禮門院  
 小政所方々の女房たち、御船其數漕ならべ、屋形々々の前後には、御簾も  
 几帳もさゝめけり、袴温卷の座までも楊梅桃李とかさられたり、鹽風にさ  
 そふ空燒は、東の袖にそ通ふらし、妻手の沖を見わたせば平家の軍將屋島  
 大臣をばしめ奉り、皆甲冑を帯して數百艘の兵船をならへてこれを見る、  
 後の陸を願れば、源氏の大將軍大夫判官をばしめ大勢繼をならへて是を見  
 る、定の當りをしらされば、源氏の兵各手に汗を握りける、されば沖も渚

も推ならへて何所も晴と思けり、そこしも遠淺なり鞍爪鎧の菱鏡板の浸る  
 まてうち入れたれども、沛艾の馬なれば海の中にもはやりけり、手綱をゆり  
 するゆりする鎮れども、寄る小波に物怖して足もとゝめす狂けり、扇の方  
 をいそぎ見れば、折節西風吹來て、船は艦舳も動つゝ、扇枕にもたまらぬ  
 ば、くるりくるりと廻りけり、何所を射べしとも覺へず、與市運の極めど  
 悲しく眼をふさき心をしつめて歸命頂禮八幡大菩薩日本國中大小神祇別し  
 て下野國日光宇都宮氏の御神那須大明神弓矢の冥加あるへくは、扇を座席  
 にさためてたまへ、源氏の運もきはまり家の果報も盡へくは、矢を放たぬ  
 前に海中に沈め給へと、祈念して目を開きて見たりければ、扇は坐にそ靜  
 れる、有繫に物の射にくきは、夏山の滋緑の木間より、僅に見ゆる小鳥を  
 殺さずして射こそ大事なれ、挟みて立たる扇なり、神力すてに指副たり、

手の下なりと思ひつゝ、十二束二伏の鏑矢と拔出し爪やりつゝ、滋藤の弓握りふとなるにうち食せ、能引しはし固めたり、源氏の方より今少しうち入たまへうち入給へといふ、七段ばかりを阻たり、扇の紙には日を出したれば恐あり、要のほどを志して兵と放つ、浦響くまで鳴わたり、要より一寸置てふつと射切たりければ、要は船にとまりて扇は空に上りつゝ、しばらく中にひらきて海へ颯とそ入にける、折節夕日かゝやきて、波に漂ふ有さまは、龍田山の秋の暮河瀬の紅葉に似たりけり、鳴箭は抜て潮にあり、濤のうき巢と覺わたり、平家は舷をたゝいて女房も男房もあゝ射たりいたりと感じけり、源氏は鞍の前輪籠をたゝいて射たり射たりと譽ければ、舟もどよみてそ在ける、紅の扇の水にたゝよふ面白さに玉蟲時ならぬ花やもみちをみつる哉よし野初瀬の麓ならねど

平家の侍に伊勢平内左衛門尉が弟に十郎兵衛尉家員といふ者あり、餘りにおもしろさにや威に堪すして、黒糸威の鎧に甲をは着す、引立烏帽子に長刀をもつて、扇の散たる處にて水車に廻し、一時舞てそ立たりける、源氏はを見て種々の評定あり、是をは射へさか射ましさかと、射よといふ人もあり、ないそといふ者もあり、是ほどに威する者をば情なく射へさ、扇たにも射るほどの弓の上手なれば、増て人とは、外すべしとはよも思はしなれば、ないそといふ人も多し、扇をは射たれとも武者をはぬいす、されは孤矢にこそあれといはんも本意なければ、只射よといふ者も多し、思々の心なれば日々にとよめさけるを、情は一旦の事そ今一人も敵を取たらむは大切なりとて、終に射へさにそさためたる、與市は扇射すまして氣色して上りけるを、射へさに定めければ、又手綱引かへして海にうち入、今度は

征矢を拔出して九段ばかりを隔つゝ、よく引かためて兵を放つ、十郎兵衛  
 家員が頸の骨をいさせて真逆マツカサマに海中へそ入にける、船の中には音もせず、射  
 よといひける者はあ射たりいたるといひ、ないそといひける人は情なしと  
 いひけれども、一時の内に二度の高名ゆかしかりければ、判官大に感して  
 白駒馬サメトマに尾花毛馬オシハモウマに黒鞍おいて與市に賜ふ、弓箭とる身の面目を屋島の浦  
 に極たり云々、  
 本郡産物の重なるものを擧ぐれば、米、麥、大豆、黍、生絲、食鹽および砂糖等  
 なり、

小豆郡

小豆郡は寒川、三木、兩郡の海上に横はりて、本島たる小豆島および附屬島  
 たる豊島より成り、之を分ちて土庄町トシムラおよび淵崎、大鐸オホタカ、池田イケダ、二生ニノムネ、三都サンツ、  
 西、草壁、安田ヤスダ、苗羽ネムヘ、坂手、福田フクダ、大部オホホ、北浦キタウラ、四海シカイ、豊島トヨシマの十五ヶ村となす、  
 全郡の面積八方里七分あり、四圍海を廻らし、北方は備前國と相對し、東  
 方は遙かに播磨灘および淡路島に向ふ、  
 本郡の勢は山岳中央に連亘し、沿海の地僅かに平坦にして、印角頗る多  
 く、島嶼暗礁所々に散在す、本島の極東安田村大字橋より極西、四海村大  
 字伊喜末に至る直徑四里十五丁、又た極南、三都村大字神浦より極北大部  
 村に至る三里十四丁なり、  
 小豆島は土俗セウト島と云ふ、蓋し「ト」ハ「トウ」の促音なり、日本書記に

よれば 應神天皇二十二年春三月。望<sup>シ</sup>兄<sup>ノ</sup>媛<sup>ノ</sup>之舟<sup>ヲ</sup>以歌曰<sup>ク</sup>。阿波施辭<sup>ヲ</sup>摩<sup>ヲ</sup>異<sup>ヲ</sup>耶<sup>ヲ</sup>敷多那羅<sup>ヲ</sup>弭阿豆<sup>ヲ</sup>枳<sup>ヲ</sup>辭<sup>ヲ</sup>摩<sup>ヲ</sup>異<sup>ヲ</sup>耶<sup>ヲ</sup>敷多那羅<sup>ヲ</sup>弭阿豆<sup>ヲ</sup>枳<sup>ヲ</sup>辭<sup>ヲ</sup>摩<sup>ヲ</sup>異<sup>ヲ</sup>耶<sup>ヲ</sup>。之を看れば、古代に於ては「アツキシマ」と訓せしものにして、後世に及びて音讀するに至りしなり、

本郡は讃岐本陸と其沿革を異にするか故に、其概要を記さんに、日本書記應神天皇二十二年秋九月朔。天皇狩<sup>リ</sup>于淡路<sup>ニ</sup>。轉<sup>リ</sup>以幸<sup>リ</sup>吉備<sup>ニ</sup>遊<sup>ニ</sup>。千小豆島<sup>ニ</sup>。云々續日本記卷之十八延暦三年冬十月庚午 勅。備前國兒島郡小豆島所<sup>レ</sup>牧<sup>ス</sup>官牛。有<sup>レ</sup>損<sup>ハ</sup>民<sup>ノ</sup>産<sup>ヲ</sup>。宜<sup>シ</sup>遷<sup>シ</sup>長島<sup>ニ</sup>云々とありて、本島は上世備前附屬の一島たり、然れども一個の海島なるを以て、統治の吏を置かず、殆んど自治の有様にて漁業航海を専らとせしか貞治年間細川氏の管領する所となりて讃岐の屬島と爲る、其後慶長十年片桐市正檢地を爲し、本島

の支配を行ひ、豐臣氏の直轄地となせしものなり、是より以降徳川氏の世に至るも、支配人を定め代官を置き、以て統治を爲せり、然るに天保九年に及びて、草加部、福田、大部、の地域を徳川直轄とし、池田、淵崎、土庄、上庄、肥土山、小海を津山領となしたり、王政維新の後ち明治四年二月全島を倉敷縣の治下とし、同年六月津山縣の治下に改め、同年十一月又た之を北條縣の管轄とし、明治五年一月香川縣の所轄となし、同六年十二月名東縣下となり、明治八年又た香川縣下に屬し、同九年八月愛媛縣下とし、明治二十一年十二月におよびて復たひ香川縣所轄となりて今日に至れり、土庄町 郡中最盛の地にして郡役所、稅務署、警察署、郵便局、裁判所出張所、紡績會社等ありて、西北方の海灣を吉<sup>ク</sup>ヶ浦と稱す、航海者は呼んで土庄港といふ、志度、高松、岡山、神戸、大阪を往復する所の氣船日々寄航す、其里



程を擧ぐれば、志度へ九湮半、高松岡山へ各十二湮、神戸へ五十九湮、大  
 阪へ七十一湮とす、（一湮は十六丁五十八間三尺に當る）  
 此地相應の旅舎あり、赤松樓は料理屋兼業にして、酒喜は旅人宿專業なり、  
 淵崎村。土庄町との海峡に一橋を架す、之を永代橋と稱す、本村素麵の製  
 造盛にして、土庄町と相擁する灣邊には和船を建造する所あり、東南丘陵の  
 巔に富岡神社あり、郡内郷社五社の一にして、應神天皇を奉祀す、其南麓  
 海邊を天王ヶ原と云ふ、五社縁記によれば、清和天皇貞觀元年山城國男  
 山八幡宮御造立あり、其の後六十五年を経て、百載天皇延長四年九月當嶋  
 に五社造立すとあり、蓋し、應神天皇此の嶋に巡狩し給ひし往昔の因縁に  
 依るもの歟、社前より遙か西方を望めば、八雲山雲間に秀で、屋嶋山其  
 右に横はり、稍空濶なるは高松市にして其右の青巒は弦打山なり、眼を南

方に轉すれば、志度、津田、の沿岸蒼々として白帆之れに印し、風光太佳、  
 又た東方限上には青門山天を突きて聳る、奇異の山容人目を驚かすに足れ  
 り、今茲に他の四社を擧れば、池田村の龜山神社、苗羽村の八幡神社、福  
 田村の葦田神社、四海村の伊喜末神社なり、  
 傳法川は古名太閤川といふ、土人の口碑によれば、豊太閤朝鮮征伐の時、  
 此河口に兵船を繋さし事ありといふ、此川源は池田村大字中山の溪谷に發  
 し、大鐸村を経て本村に來り海に入る、過くる所の里程三里五丁なり、  
 池田村 本郡中第一の大村にして、田畝開け庶民殷富なり、背後には太麻  
 山あり高さ二百八十六間、山骨露出巍々として天半に横はり、其西端巖下  
 に瀧水寺あり、觀世音菩薩を本尊とす、白壁延長數百間恰かも一帯の白雲  
 巖腰を廻るに似たり、巖下に涌泉あり其水千古絶へず、之によりて土俗此

山を呼ひ西ノ瀧と通稱す、海山の眺望頗る佳絶なり、本村の海岸には和船建造場ありて船舶出入す、此地亦た素麵の製産多し、海邊より坂路を越へ南行すれば、二生村大字室生ムロウに到る、此地漁村にして、前面海中に二個の小嶋あり、其間砂土縷の如く相續く、之を辨天島と稱し、嚴島明神を祭れり、室生より南し大字二面を過ぎり、三都村大字吉野に到る、其の海中に突出する岬角を長者鼻と云ふ、尙は進んで大字神浦の南端釋迦ヶ鼻シヤカ（一名白濱）に達す、此岬角は海中に斗出すること一里二十四丁にして本郡の最南端なり、前は寒川郡大串崎オホクサキと相對し、東北方は斜めに田浦半島の權現崎と相擁して、草壁灣の口を扼す、此近海潮勢急激にして滴々の聲を爲す、蓋し河波の鳴門ナルトに通する一帯の潮流なり、此海中龍骨リヤウコツと稱し、古代に棲息したる巨大なる獸類の骨片ありて、往年漁網に懸りて出つと云ふ、釋迦ヶ

鼻より北に廻り、大字蒲野カヌを経て西村に到れば、土庄、淵崎、より池田村を貫通し來る處の縣道に出づ、此縣道を海濱に接し東行すれば、草壁村に達するを得、

草壁村クサカベ 東南方は内の海一名を草壁灣を距て、苗羽村大字田浦の半島前面に横はりて外壁を爲し、左には洞雲トウウンの奇峰峩々として蒼穹ソウキウを突いて聳る、滿帆の賈舶は灣口より來り、片帆の漁艇イサボネは波を横切りて出で、風光の清爽人目を新たにす、此灣東北三十町南北十八町水深十二仞ありて、巨艦を泊するに足れり、明治二十三年四月の末、海軍大演習の擧あるに當り、大元帥陛下ミコトノサマ、佐世保サセボの兩軍港へ行幸の途此灣内に御寄泊ありて、海霧を避け給ひしを以て、其後村民御眞影の下賜を願ひ、苗羽村八幡神社に奉掲し、毎歲四月十八日を期し、紀念式を執行す、御在泊中御製あり、

思ひさやあつまのしまの朝霧にゆくさき見へすなりはてむとは

舊記を案するに、此地古は草加部と書し、片城、木庄、安田、上村、橋、岩ヶ谷、當濱、苗羽、古江、坂手、堀越、田浦、西村、日方、水木、竹生、の十六支村を併せたる總稱にして、天武天皇第一の皇子草壁王の御名代地と定め給ひしか、朱雀三年薨し玉ふといふ、「内海の入江の浪も御名代の昔戀しみ立歸るらし」と、詠人知らぬ古歌もありて、其事實ありしか如し、譽田縁記にいふ、應神天皇吉備より巽、方小豆嶋に幸ましまし、暫らく遊び玉ふ、此時吉備臣鴨勝士御舟路を導ひさ奉りぬ、此島は東西長く南北短く、山高くして猪鹿多し、南面平沙にて浪速かに流る、因りて、天皇日を重ねて御狩し玉ふ云々と、今の苗羽村八幡宮の南山を、土俗呼ひて御馬目木臺と云ふ、里人の口碑によれば、此山に行宮を造り奉り、村民悉く集まりて狩獵を爲し、

天覽にせしとぞ「御狩せし山こそ知らね小豆嶋馬目木の臺といてまじところ」と或る古人の詠歌ありといふ、本村は醬油の製造頗る盛にして、其輪川と寒霞溪遊覽の客を運送するの目的にて、小流船一艘毎日高松、岡山、の間を往復し、交通の便備はれり、寒霞溪山 寒霞溪は元と神懸、神翔又は神馳、鍵掛に作る土人の傳説によれば、應神天皇此山に御遊あり、斷崖峭立攀り給ふと難く、玉體を鈎索に委し玉ひ、頂巖に登臨あらせられしより、神懸鍵掛の名を遺せといふ、此山は獨り香川縣中の勝地たるに止まらず、豊前の耶馬溪と伯仲し、日本奇勝の一と爲すに足れり、然れども南海の一孤島に僻在し、遊覽の便あらずりしにより、未だ天下に其神秀を普知せらるゝに至らざるは、蓋し山靈の大憾ならん、然れども近時高松、岡山より直航の汽船あるか故に、將來

神州の秀靈を顯したる此勝區の、世人に喧傳せらるゝを疑はず、予不文固より以て異峰怪巖の神秀鬼拔なる状態を寫す能はずと雖も、唯た實踐したる順路の概要を記し山水の癖ある人士に紹介せんとす、

高松、岡山より汽船に乗して直航し、草壁村に上陸す、街路を東行する數町、一川あり大川といふ、楊柳橋之れに架す、渡りて旅亭樹屋に投し、行厨酒瓢を理し、草鞋を穿ち輕装を爲して發し、北方里道を進むこと十數町上村に至る、路傍に案内者の招牌を掲ぐる家あり、金溪巡覽の嚮導實十五錢なり、此導者を備ふて進む、二丁許、溪流を渡る、是れを寒霞溪の下端とす、雜樹左右に粗生し、山路を登る漸次に峻となる所、左顧すれば前嶺に洞門を見る、之れを通天窓と稱し、本溪十二勝中最初に逢遭するものなり、路險を加へ渴頗る催すに及ひて、俄然一快潤の地に達す、雅致の一亭

あり紅雲亭と云ふ、其下溪流急奔す、之れを蒸廻流しの瀧とす、一掬以て枯腸を慰す、前面の斷巖神斧鬼工にあらざるはなし、溪奥幽邃其極まる所を知らず、一氣大呼すれば谷響さ巖鳴る、少焉にして蒸雲水に隨ふて來り、狂風樹頭を拂ふて過ぐ、既に人界にあらざるなり、亭を出て、登る、左溪に高幅數百尺の大斷巖を看る、葛蘿繞帶し奔流其窟を嚙む、之を錦屏風と稱す、路峻を加ふる所、左方に大洞門あり、其背後は深谷にして古杉鬱然たり、之を老杉洞と云ふ洞の中空巨岩の挾まるありて、自然に石橋を爲す、石上より俯瞰すれば洞庭數百仞足自から戰慄す、仰いて洞宇を望めは穹廡の如く、其狀貯さに壓下せんとし、氣魂爲めに消え久しく止まる能はず、去りて又た山路に就きて登る、乍ち前面に一大怪巖を見る、之を蟾蜍巖と稱す、其脚下を過さり、右方天半を突く巨巖あり、之を玉簪峰と云ふ、步

々愈奇、路側巨岩突出す、之を帖子石と云ふ、峻路羊腸、右方孤壘に似幾千重疊せる巨巖あり、蒸雲の上に顯はる、之を屏雲壇となす、一進一奇、左方に一峰あり、其斷壁龜裂縱横甚だ異觀なり、之を荷葉岳と稱す、路愈々峻、觀益々奇、左方に雙巖を看る、之を烏帽石とす、跣歩して進み、左方又た巨巖に接す、巖上の松蘿雲を拂ふ、之を女羅壁と稱す、前方を望めば數百尺の斷崖、屏立して登る可からざるに似たり、之を導者に質すに、岩頭攀つべしと答ふ、於茲導者に尾し、其手を懸くる所足の踏む所を做ふて之を攀つ、若し一手片脚を誤れば身体粉砕せんとす、辛ふして崖頂に達すれば、馳坦短芝密生す、茲を四望頂と云ふ、實に寒霞溪山の頂巔とす、來路を俯瞰すれば、奇峰崢嶸怪巖鋸齒の如く、縷雲其間に浮遊し、奇異の光景人をして唯た恍然たらしむ、目を舉げて西南を望めば、遙かに東

讃の山海蒼々たり、近く草壁の灣鏡に似、白帆參差浮鷗の集散するか如く、辯天の一嶼巨鯨の浮ふに似たり、轉して東方を望めば、星ヶ城山臥牛の如し、北顧すれば播備の群山海天の間に綠帶を曳くに似たり、眞に山海の奇勝偉觀四顧の裡に盡くと云ふへきなり、若し其れ深秋に至れば、全溪の樹木滿巖の葛蘿、悉く紅色を呈し、楓葉殊に一段の紅を添へ、錦繡の山溪となる、故を以て遊客多くは此候を選む、是れ山神華衣盛飾の時なればなり、然れども其平居粗服の日と雖ども、天然の秀靈以て天下に誇るに餘あり、山頂短芝の地に一碑あり、松尾芭蕉の句を刻す、曰く「初しくれ猿も小篋をほし氣也」と而して今一猿を看す、之を導者に質すに、此連山往時松楓森々として、猿鹿猪類頗る多かりしも、明治以降濫伐極狩の爲め、殆んど其種を絶たんとすと惜むべし、而して芭蕉の句は計らすも胡孫の記念碑文

となる、亦た一奇と謂ふべきなり、碑下に行厨を開き一瓢を倒し、神氣昂  
 がるの後ち左方星嶺の肩を渉りて南下し歸途に就く、其途亦た奇巖多し  
 と雖とも、未だ名を附せざるなり、其尤も奇偉なるものを擧ぐれば、松樹  
 の間より突兀として懸はれ形松茸に似たるものあり、之を經れば大洞門わ  
 り、上は天を突き下は深溪に到り、底邊樹木鬱鬱たり、此門より前方を望  
 めば、一溪を隔て、緑林中より矗立數百仞の奇巖雙らひ聳へ、其兩頂松蘿  
 を纏へり、其狀殆かも洋装の佳人才子手を携へて立つに似たり、佳人の裝  
 に當りて空洞の黯然たるを看る、尊者曰く裡に觀音を祀ると、然らば即ち  
 此二巖は如意輪觀音の化身たる大聖歡喜雙身天王の立像かと、尊者大ひに  
 笑ふ、來路の觀其名稱あるものと無きものとを問はず、固より奇異なりと  
 雖とも、此の洞門雙巖は實に奇偉の魁首と稱すべきなり、山路を降り盡く

せば尊者の宅前に出づ、茲より草壁に還へり一泊して、翌朝高松岡山各其  
 欲するに任かせ瀛船に乗して歸る、左に遊客の詞藻を録し、以て予の不文  
 を補ふ、

## 航薇日記中の一節

成嶋柳北

明治二年十一月十五日朝陰晴未だ定まらず、余黃薇に航せし時より神馳の  
 勝をさく、我邦の絶勝は松嶋、象潟等を冠とせしに、近時諸州の名山水を  
 探討せし文士騷客、みな神馳の奇勝實に神州に無二なるを論ず、故に余  
 浪華に歸るの舟をこの小豆嶋によせて、神馳に登らんとを永氏と冠童翁に  
 謀りしなり、小豆嶋は淡路に次て一巨嶋とす、長さ十餘里厚さ三四里にし  
 て、奇勝多きと西國人の誇るも理といふべし、この日朝とく池田港より上  
 陸す、神馳はこゝを距る三里にして遠し、同行する者は永氏、岸田冠童、

其子元吉、齊藤岩吉、佐藤倉次、永氏の侍婢阿豊なり、奚奴酒瓢を負ふて陪す、池田邸の綿屋兵馬が家に立ちより肩輿を借りて永氏を載す、聯歩して山路に進む室野大峠等の地を過く、山路幽邃松杉蕭森山下の田圃みな土腦を造つて野猪の害をさく、此の嶋米麥多く産せず琉球芋を名産とせり、行く里餘多湖といふ地に出づ、巨松一樹あり數百年の物なり、其下に一祠あり一本松明神と稱すこの地より數百歩にして山海の海岸に出づ、海灣明媚右に白濱の山を顧みる、これ前寄停泊せし池田の背にあたり、其の山に面する一堆の山は内海の辨天山なり、其の左に突兀として奇絶快絶なる連峰を坂手の觀音山とす、其の山に對峙して一峰分折して猪牙の直立したる如きものを清瀨觀音の山とす、神馳星城は其の左に蒼茫たり、海濱を歩いて水木村にいたる、始めて烟草の花圃を看る其の色淡紅色なり、此村落甘

蔗を植ゑ砂糖を造る家多し、平砂淺瀬を歩す半里許鬼崎にいたる、洋客の白壁を塗りて記標とせし小碕あり、坂手の觀音山下に人家臥巖の如く見ゆるは野間、植松の二村なり、此の水涯巨石多く波瀾の激撞するさま奇絶といふべし、清水村を経て山路をゆく數百歩にして内の海の下村にいたる繁華なる小港なり、石橋あり刻して柳橋といふ、故山を距る數百里この地に於て柳橋を渡る、また思郷の情を動かすとやいはん、

綺樓ノ情夢斷、千里故山遙、孤島無ニ相識、追レ雲波ニ柳橋、

この地の升屋に憩ひて一酌し温飢を喫す、酒香殺味孤島の物に似す清潔喜ぶべし、この家を立ち出るところ雨ふり出ぬ、人々勇を鼓して上村にいたる、これより神馳の山麓なり、このほとりにある石燈みな自然石を以て造る古色愛すべし、山路に登るに隨ひ溪水潺湲として苔石磊砢たり、村落の童

女松葉を竹籃チクランに盛りて山より歸り來るさま大に風致を添ふ、石逕セキケイを攀ヒちて登るに雨濺アメと雲湧クモく、興キョウ丁も足を進むるに困すれども余と冠童と先登して人々をばげまして行く、冠童余と聯句をなす

巖巖イハ碧雲仙逕開ラカ、一簣衝ツツ雨アメ上ノ三ニ雀鬼セウキニ、

柳北

山靈莫ナク笑無シ桃樹トウジュ、前度劉郎今復來キ、

桐蔭

冠童は此山に登る三回なりと云ふ、登ると半里許素麴ソウキョク瀑ハクにいたる、此の瀑は三丈餘の巨巖の面に流れ水條線の如く下る、其の兩岸峰巒ホウラン突起して其の狀劍の如く屋の如し、ますます進んで望むに四面みな石山なり、淵水カシ琤々ソツとして青松巖頭に生じ其の際にあるは盡く楓樹なり、薛蘿セツラ纏綿テンメンし岩松斑瀾ソウランとして石質を埋む、本郡の山岳は異邦と異にして温厚の氣あるを常とするに、獨り此の山は奇と怪との兩字を下すへき一勝地なり、山形を四顧する

に尖銳センエツ刀刃の如き者あり、夾立カウリ屏風の如き者あり、老練カウレンの咆哮する形なる者、巨人の坐嘯ザセウする姿のもの、其他千狀萬態洞門を開く者、溪水を遮る者、變化奇幻筆墨の寫しかたき所あり、支那人の畫く奇峯怪巖を始めて目眩モクセツに見る、實に一大絶勝といふべし、

絶勝始疑天有レ私カト、丹青難レ寫況レ文詞チヤ、半生憐我烟霞癖、未識溪山

若レ個ノ奇、

益々登れば益々奇、愈々進めば愈々怪、一峰一溪といへとも歩々に其の觀を變ず、冠童曾て余に語るに神馳の勝他に絶したるは一步一景なりと、余其過譽クワゴなるかと疑へり、今日其の眞を見るに及んで其奇幻實に一步一景のみならずるを知れり、山巔サンに近づくころ岫雲シウウン往來し山容出沒して詩歌も形狀すべき様なし、且其の幽深なる猿鹿の外一物を見ず眞の神仙境なり、冠



童いふ此の山に猿數千あり、一月内十五日は此の谷に栖み、十五日は坂手の觀山に移る、其の往來の時索々聲を爲し草木震動すと、是れ亦一奇事なりと、峰巒の少し欠けたる所より讚州の諸山海を隔て、現す、海色蒼茫として間に一洲嶼あり、其内に見ゆるは内の海なり、下村港の人家は雲烟の間に明滅たり、其の風景亦奇絶とす、此時風雨益々烈しく山氣冥朦として逕路歩を進むるに難けれど、余は其の奇に耽つて笠をすて帔を頸に纏ひ衆を扶けて山頂に至る、興丁東道をなす者云ふ、遊人神馳に登る者皆晴和の日を下す、未だ君等の如く風雨を冒して此の險山に登る者を見ずと、痛く吾輩の狂癖に喫驚せり、山頂より四觀すれば山岳海灣千里一目、西は屏風ヶ嶽を望み、北は流れの山東は近く星城山を見る、この山は往古佐々木氏の城廓ありし所なりとぞ、南は坂手其の他諸山遠近に聳ゆ、蒼海杳渺島

嶼幾千あるを知らず、讚の高松備の岡山播の赤穂姫路其他の城壘數十を一望に見る、寔に天下の壯觀なり、

雲岫千重又萬重、紅楓如錦映青松、他年栖隱斯鄉好、笑指星城第一峰、萬仞峰巒滄海間、雲籠老洞路縈環、林泉不似人寰物、始悟蓬瀛是此山、

山頂に坐し風雨の中に人々皆瓢酒を酌み、醉興爽快なり、忽ち連峰雲を起し來たり、須臾に海山冥濛として咫尺も見えぬかと思へば、一陣の風來り雲片散飛して山容明らか、千里入眼の景、誠に驚くに堪へたり、

山出沒兮雲往來、瞬間變幻亦奇哉、我登仙嶺最高處、長嘯一聲飛酒盃、

俳歌者芭蕉の「初時雨猿も小鏡をほしけなり」といふ句は、此の山にて吟

せしとぞ、しばし山嶺カンシヤクに閑酌せしかど、天風雲を吹て面を撲ち堪へかたかりしかば、東道を促かして山を下らんとす、今朝成齊に約し池田港より舟を淵崎の港に移し置きしなれば、舊路によつて歸りたらんは迂路ウロなりとて西南の芝山にわけ登りぬ、この山は枯草生じ奇石處々に轉ひゐて、松楓のたぐひは皆な小樹にて、清らかなる處なり、この處を五兒丸ゴシヤマと稱す、それより尾震上オシヅカマといふ山を過ぐ、景色亦佳なり、海上より吹來る風は又よりも鋭く人々困しはてぬ、ゆくさきの轂より鹿の躍り出で谷に入るさま、珍らしく覺ゆ、

遠近オチコチの紅葉白雲ふみわけて錦のなかに小男鹿オヤシカのなく

此の山には巨蟒カハバシ久く住みて、鹿猿を呑みに出づると多く、夏秋の比は土人も恐るゝよしきゝて、何となく物淋し、この山をゆけどもくはてなく、

山路と思ふ所さへなくなりければ、日のかたふくにつけ心ぐるしくなり、東道の興丁にきけば今少しゆけどのみ答ふ、冠童に問へば此山は曾て登りしとなしと云ふ、誰も皆な心細くなりて面色土の如く見えしかば、余も心いら立ちて東道の者に迫り問へば答るやう、やつかれこの秋薄アキキを刈りに一度此山に登りしのみなれば細かには知らず、けふ神馳を出でし時あまりに雲の立ち掩カサひたれば、チイクシ(少しと云ふ詞なり)路を違へたり、其の罪をゆるしたまへとひたすら謝しけれども今さらせんなし、日もくれかりければ、この山上にあらんよりはむしろ道を尋ねて里へくたらは、いづれの港にか出なるとて、永氏の興につきそひて、急に橋路シロヤロを尋ねて一里ばかり下りぬ、その路はたゞ松杉生茂り下は巖石の逕チミヂにて何といふ處とも知らずたゞ精神を勵ましつゝ高く歌うたひて行くに、足のもとより鹿の飛出

るとしばしなり、雨もやみ雲も晴れて十五夜の圓月林間に出でければ、少し力を得ぬ、坂を下る所に大なる池あり、興丁いふこれよりはやつかれも路をしれり、この池は深山の池といふ處なりと、少こし心落るて、

雲くらさ杉の下道わけゆけば深山の池にさゆる月かけ

これより又山路二里ばかりゆきて下るに、下山といふ孤村へ出でたり、人家少しあり、この村の忠五郎と云ふ農民の家に憩ひ、草鞋買ひて苦茶一椀を飲む、人々みな蘇生の思ひをなす、永氏も始めて笑を催はし、其の侍婢の阿豊もこの險山をわたり杖一すぢに随ひ來たりしは、まことに憐れに覺るける、冠童元吉もみな一二度轉び倒れぬ者はなし、こゝの主人圓き餅と今作りたてゝ猶暖かき黒砂糖とを勧む、珍らしく覺るて携へ歸りぬ、是より淵崎まで一里餘もありとさゝて、月をしるべに立出てぬ、この村よりは

路ひろく平かにして歩みよし、丸き石橋を谷川にかけし所を過ぐ、こゝの山に西の瀧と云ふ瀑布あり、年々除夕にはこの瀑にかならず大なる龍燈上り、土人皆これを見ると云ふ、開きといふ川を過ぎ、大樹の松を見つゝすゝみゆくに、阿古屋といふ處へ出でぬ、鹽濱ある地を経てこれを問へば戸の障に近しと云ふ、戸の障の築臺橋を左に見て漸く淵崎の市に出でしかば、冠童の知りし中屋多兵衛と云ふ家に憩ひ、人々飯うち食ひて飢を醫し、奚奴に舟を尋ねしむれば、この港口にありと答ふ、うれしく思ひて舟にいそきつるかこの地の鍵屋伊太郎と云ふ家に浴湯ありとさゝしかば、立よりて人々と共に湯あみし竟日の勞を慰さめぬ、此家は僻地に似ず家も清らかに富めるさまに見ゆ、こゝを出で、舟に歸り成齋に逢ひ、けふの奇景と困難を物語りしころは三更の月影舟中に稜々たり、余夙に宮海に身を沈め、天

下の山水を縦観する能はず、唯詩章畫圖の間に名勝を知る耳、隱退以來各處を跋渉すといへども、いまだ小豆島神馳の如き奇景怪境を見ず、況や風雨を衝き婦女と偕に無人の境を経過す、其奇亦自から驚くに堪へたり、これ神馳は諸州の山と殊異にして、神劔鬼刻奇絶怪絶なるは筆墨の形容し得る所に非ず、文士騷客もし一遊を爲さば、必ず余がいふ所に千倍したる絶勝なるを知るべし、

著者曰 柳北か此行、縣道未だ開けず、航海の業未だ盛ならざるの時なるを以て、和船に乗して池田村の海岸に着し、該村より輿によりて到るの止むを得ざるありしものなりと雖も、今日にありては道路坦然自由に馳騁するのみならず、海路に於ては岡山及高松市との間に、毎日定時航行の汽船ありて、直に草壁の埠頭より乗降する事を得、時世の變遷亦た甚しと云ふ

へきなり、加之溪中の光景を叙し猿鹿を見るところを云へり、然れども當今にありては、之を求めて得べからず、松楓茂生を説くも、是れまね往時の觀を存せず、其歸路の如きに至りては、則ち今日と雖ども、獵夫採者の外通ふへき所ろにわらず、柳北婦女子を伴ふて過ぐ、其困難思ふべし、所謂行くに小徑に由りしものなり、遊人此轍を履むへからず、宜しく予か記す所の如く、四望頂より東南の路を取りて歸途に就くべきなり、

遊三寒霞溪二記

王 黍 園

小豆島、在り讃岐ノ東北ニ、臨海ニ環レテ山ナシ、中ニ有リ寒霞溪ニ、古名ニ鈎懸ト、爲リ應神帝ノ遺蹟ニ、與ニ豊前ノ耶馬溪ニ、並ニ稱ス奇勝ナリ、余於テ是月初ニ、曾テ一ガヒ遊ニ耶馬溪ニ、遂ニ渡レテ海ヲ來ル讃ニ、自リ讚約レ伴、來リ此島ニ宿ス下村ニ、翌朝天朗氣清、乃僂伴ニ同行ナリ、沿レ溪ニ曲折ス、溪畔皆村舎、村盡入ル山、有リ土塙ニ有リ木

門一、曰<sub>レ</sub>鹿塞<sub>一</sub>、入<sub>レ</sub>門<sub>ニ</sub>行、夾<sub>レ</sub>岨<sub>ニ</sub>綠樹<sub>ナリ</sub>、路漸<sub>ク</sub>高漸<sub>ク</sub>、狹<sub>シ</sub>溪中多<sub>ク</sub>亂石<sub>ナリ</sub>、水落<sub>ニ</sub>石間<sub>ニ</sub>汨々有<sub>レ</sub>聲、隔<sub>レ</sub>溪數十步、忽<sub>ニ</sub>見<sub>レ</sub>懸崖<sub>ノ</sub>、簇<sub>カ</sub>處啓<sub>ニ</sub>一洞<sub>一</sub>、洞圓<sub>ク</sub>如<sub>レ</sub>規、穿<sub>レ</sub>穴<sub>ニ</sub>見<sub>レ</sub>天<sub>ヲ</sub>、余謂<sub>フ</sub>此洞入<sub>レ</sub>夜<sub>ニ</sub>望<sub>レ</sub>月<sub>ヲ</sub>殊<sub>ニ</sub>妙<sub>ナラン</sub>、旋<sub>リ</sub>一折<sub>ス</sub>、亂峰堆疊、夾<sub>レ</sub>洞<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>流泉、瀉落<sub>スル</sub>、豁<sub>カ</sub>底皆石、光滑<sub>カニ</sub>生<sub>レ</sub>苔<sub>ヲ</sub>、舊<sub>ト</sub>稱<sub>ニ</sub>麴溪<sub>一</sub>、々上有<sub>レ</sub>土坪<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>寒僧<sub>ノ</sub>遺址<sub>一</sub>、溪畔平如<sub>レ</sub>臺<sub>ノ</sub>、可<sub>レ</sub>坐<sub>ニ</sub>數人<sub>一</sub>、余謂<sub>フ</sub>此間妙在<sub>ニ</sub>聽泉<sub>ニ</sub>、過<sub>レ</sub>此<sub>ヲ</sub>山分<sub>ニ</sub>二徑<sub>ニ</sub>、左<sub>ヲ</sub>爲<sub>ニ</sub>樵逕<sub>一</sub>、從<sub>レ</sub>右<sub>ニ</sub>而上<sub>ル</sub>山勢忽<sub>チ</sub>橫<sub>ニ</sub>、忽<sub>チ</sub>側<sub>ニ</sub>旋寬<sub>ニ</sub>、旋窄<sub>ニ</sub>、有<sub>レ</sub>石罅<sub>一</sub>、橫列<sub>シテ</sub>如<sub>レ</sub>張<sub>ニ</sub>錦屏<sub>一</sub>、崖石平磨<sub>ノ</sub>處、可<sub>レ</sub>題<sub>ニ</sub>書<sub>ス</sub>大字<sub>ヲ</sub>者<sub>ナリ</sub>、有<sub>レ</sub>數峰<sub>一</sub>、直臨<sub>ニ</sub>高低<sub>一</sub>、錯落<sub>ク</sub>爭出<sub>ス</sub>、如<sub>ニ</sub>筆架狀<sub>一</sub>者、有<sub>レ</sub>危巖<sub>一</sub>、破腹<sub>成</sub>洞<sub>ノ</sub>、々中巨石、橫架<sub>シテ</sub>如<sub>レ</sub>梁<sub>ノ</sub>、劃<sub>ニ</sub>作<sub>ス</sub>上下<sub>ニ</sub>二穴<sub>一</sub>、洞後石破<sub>レ</sub>露明<sub>ニ</sub>、洞外老杉森々<sub>ト</sub>、若<sub>レ</sub>戟<sub>ノ</sub>、非<sub>レ</sub>揉而升<sub>レ</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>此洞<sub>一</sub>也、有<sub>レ</sub>峭壁皆巖、濃翠含煙、冬夏不<sub>ニ</sub>凋落<sub>一</sub>者、高峰如<sub>レ</sub>猿<sub>ノ</sub>側<sub>ニ</sub>首<sub>ニ</sub>欹<sub>一</sub>立<sub>ツカ</sub>、

容貌宛然<sub>ク</sub>者<sub>上</sub>、有<sub>レ</sub>煙岫層疊如<sub>ニ</sub>帶<sub>一</sub>笑張<sub>レ</sub>牙者<sub>上</sub>、有<sub>レ</sub>崖面皴散如<sub>ニ</sub>碎水痕<sub>一</sub>、如<sub>ニ</sub>破荷紋<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、有<sub>レ</sub>孤峰特峙上<sub>ニ</sub>冲<sub>シ</sub>霄漢<sub>一</sub>、如<sub>ニ</sub>我西湖上雷峰<sub>ノ</sub>塔形<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、有<sub>レ</sub>二石脫<sub>レ</sub>頂<sub>ニ</sub>露立<sub>シ</sub>、如<sub>ニ</sub>老佛談<sub>レ</sub>經<sub>一</sub>、一徒拱立<sub>ニ</sub>隨<sub>ヒ</sub>侍<sub>スル</sub>者<sub>上</sub>、山愈<sub>ク</sub>上<sub>レ</sub>、則愈<sub>ク</sub>險<sub>ニ</sub>、愈<sub>ク</sub>險<sub>ニ</sub>、則愈<sub>ク</sub>奇<sub>ナリ</sub>、移<sub>レ</sub>步<sub>ヲ</sub>換<sub>レ</sub>形<sub>ヲ</sub>、借<sub>レ</sub>雲<sub>ヲ</sub>作<sub>レ</sub>態<sub>ノ</sub>、睇<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>在<sub>レ</sub>前、忽焉<sub>ト</sub>在<sub>レ</sub>後<sub>ニ</sub>、變<sub>レ</sub>幻<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>言<sub>ニ</sub>狀<sub>一</sub>、余老脚孱弱、步々停憩<sub>ス</sub>、時<sub>ニ</sub>或<sub>ハ</sub>倚<sub>レ</sub>樹<sub>ニ</sub>取<sub>レ</sub>涼<sub>ヲ</sub>、汲<sub>レ</sub>泉<sub>ヲ</sub>解<sub>レ</sub>渴<sub>ヲ</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>幾<sub>ト</sub>、經<sub>ニ</sub>駐<sub>ニ</sub>足<sub>一</sub>、斯<sub>ニ</sub>得<sub>レ</sub>上<sub>ニ</sub>躡<sub>スル</sub>、絶<sub>ニ</sub>頂<sub>一</sub>、到<sub>レ</sub>頂<sub>ニ</sub>一望<sub>スレバ</sub>、南<sub>ヲ</sub>讀<sub>レ</sub>海、北<sub>ヲ</sub>微<sub>レ</sub>海、二洋風帆往來<sub>シ</sub>、煙波明滅、瞭然<sub>ニ</sub>在<sub>レ</sub>指<sub>ノ</sub>顛<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>覺<sub>レ</sub>拍<sub>レ</sub>掌<sub>ヲ</sub>叫<sub>レ</sub>奇<sub>ヲ</sub>、曰<sub>ク</sub>大觀<sub>々々</sub>、余皆<sub>一</sub>々命<sub>レ</sub>名<sub>ヲ</sub>、編<sub>ミテ</sub>爲<sub>ニ</sub>十二<sub>一</sub>景<sub>一</sub>、屬<sub>ニ</sub>玉纖<sub>一</sub>按<sub>レ</sub>景<sub>ヲ</sub>繪<sub>レ</sub>圖<sub>ヲ</sub>、此第<sub>ニ</sub>就<sub>ニ</sub>余<sub>ノ</sub>所<sub>ニ</sub>見<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>愛<sub>スル</sub>、約略<sub>言</sub>之<sub>ヲ</sub>、固<sub>ヨリ</sub>未<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>悉<sub>ク</sub>、此溪<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>妙<sub>一</sub>也、時<sub>ニ</sub>同伴皆已<sub>ニ</sub>先登<sub>シ</sub>、席<sub>レ</sub>地<sub>ニ</sub>環坐<sub>ス</sub>、廻<sub>レ</sub>解<sub>ニ</sub>游<sub>ニ</sub>囊<sub>ニ</sub>出<sub>ニ</sub>飲具<sub>ヲ</sub>、味<sub>レ</sub>火<sub>ヲ</sub>煎<sub>レ</sub>茶<sub>ヲ</sub>、傾<sub>レ</sub>瓢<sub>ヲ</sub>酌<sub>レ</sub>醴<sub>ヲ</sub>、好風颯拂、吹<sub>ニ</sub>落<sub>ニ</sub>吟<sub>ニ</sub>袖<sub>一</sub>、

仰觀<sup>レ</sup>、則雲日可<sup>レ</sup>摘、俛<sup>シテ</sup>視<sup>レ</sup>、來路<sup>ヲ</sup>、則群巒高低、渾<sup>テ</sup>如<sup>シ</sup>兒孫、繞<sup>リ</sup>列<sup>ス</sup>、膝下<sup>ニ</sup>、問<sup>ニ</sup>爨昔古帝<sup>ノ</sup>遺踪<sup>ヲ</sup>、年荒代遠、曾無<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>能<sup>ク</sup>道<sup>レ</sup>之者<sup>ニ</sup>、亦足<sup>レ</sup>慨<sup>ス</sup>、已<sup>ニ</sup>醉坐良久、復尋<sup>ニ</sup>舊徑<sup>ニ</sup>下山<sup>ヲ</sup>、凡<sup>ソ</sup>前<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>過<sup>ル</sup>諸峰、或側列、或直峙、或斷頭、或裂腹、或欹斜欲<sup>レ</sup>墮<sup>リ</sup>、或峻嶒如<sup>シ</sup>簇<sup>カ</sup>、或平峰之後、又起<sup>ニ</sup>高峰<sup>ニ</sup>、或巨洞之外、又開<sup>ニ</sup>小洞<sup>ヲ</sup>、上山<sup>ニ</sup>時、目<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>未<sup>ダ</sup>到<sup>ラ</sup>者、重複<sup>リ</sup>刮<sup>リ</sup>目<sup>ヲ</sup>、尋<sup>シ</sup>、共<sup>ニ</sup>相<sup>ヒ</sup>評賞<sup>ス</sup>、同伴詰<sup>ツテ</sup>余<sup>ヲ</sup>曰、此溪與<sup>ニ</sup>馬溪<sup>ト</sup>相<sup>ヒ</sup>較<sup>フ</sup>、果<sup>シテ</sup>孰<sup>レ</sup>優<sup>ル</sup>、余曰、馬溪奇石峭峰、透迤數十里、以<sup>テ</sup>長<sup>ク</sup>為<sup>レ</sup>勝<sup>リ</sup>、若夫峰巒萬疊、中、又得<sup>ニ</sup>遠<sup>ク</sup>望<sup>ニ</sup>、煙海空濶無<sup>レ</sup>涯者、則此溪<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>勝<sup>リ</sup>、而馬溪<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>及也、同伴皆以為<sup>レ</sup>然<sup>ト</sup>、隨<sup>テ</sup>賞<sup>シ</sup>、隨<sup>テ</sup>憩<sup>ヒ</sup>、流連不<sup>レ</sup>忍<sup>ニ</sup>遽下<sup>ル</sup>、々々山時、已耕罷<sup>シ</sup>、樵歸<sup>リ</sup>、始<sup>メ</sup>知<sup>レ</sup>近<sup>ニ</sup>薄暮<sup>ニ</sup>矣、寒霞溪<sup>ノ</sup>外、聞<sup>ク</sup>又有<sup>ニ</sup>石門星城<sup>ノ</sup>諸勝<sup>ニ</sup>、未<sup>ダ</sup>能<sup>ク</sup>偏<sup>シ</sup>探<sup>ル</sup>、為<sup>レ</sup>憾<sup>ト</sup>、是日同<sup>シ</sup>游<sup>ル</sup>者、為<sup>ニ</sup>山田晉香小子豫吉<sup>ト</sup>、野柿堂椿堂夢吉中桐星

岳山中石水岡田老齊余與玉纈共九人也、余十二景皆有<sup>ニ</sup>題句<sup>ニ</sup>、同伴亦各有<sup>レ</sup>詩、

石窗望月 即所<sup>レ</sup>稱<sup>ス</sup>通天窓<sup>ト</sup>

峭石嶙々一穴通<sup>ス</sup>、碧雲穿<sup>チ</sup>破<sup>レ</sup>影玲瓏、夜來<sup>リ</sup>坐<sup>カ</sup>看<sup>ル</sup>溪頭<sup>ノ</sup>月、恰<sup>モ</sup>好<sup>シ</sup>蟾光落<sup>ツ</sup>洞中<sup>ニ</sup>、

麵淵聽泉 即所<sup>レ</sup>稱<sup>ス</sup>寒霞溪舍<sup>ト</sup>

泉聲汨々樹蒼々、溪上已<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>舊<sup>ノ</sup>艸堂<sup>ニ</sup>、一石如<sup>シ</sup>臺<sup>ノ</sup>平可<sup>レ</sup>坐、會<sup>ニ</sup>修<sup>シ</sup>禱事<sup>ヲ</sup>好<sup>シ</sup>流觴<sup>ス</sup>、

錦幃排屏 即所<sup>レ</sup>稱<sup>ス</sup>錦屏風<sup>ト</sup>

隔<sup>ツ</sup>溪錦幃似<sup>テ</sup>屏<sup>ニ</sup>橫<sup>ハ</sup>、鬼斧何<sup>レ</sup>年鑿<sup>削</sup>成、拈<sup>ニ</sup>取<sup>リ</sup>尖峯<sup>ヲ</sup>當<sup>ニ</sup>斗筆<sup>ニ</sup>、摩<sup>ヒ</sup>崖石<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>漫<sup>リ</sup>題<sup>シ</sup>名<sup>ヲ</sup>、

峭峯架筆 即在杉巖破腹下、峭峯四五、高低並列、若筆架狀、三五尖峰高又低、森然橫列、碧溪西、呼狀筆架渾相似、恰對前山玉案齊、

杉巖破腹 即所稱杉河谷

河中巨石架爲梁、河外、青杉百尺長、巖腹宏開、渾若戶、白雲深處是仙房、

蘿壁纏腰 即所稱女蘿壁

他屋多、瘦此屋、肥石壁、麟吻鎖翠微、知是滿山風雨冷、藤蘿密密繞爲衣、

咲岫張牙 即所稱空層洞

絕壁危崖十丈長、層々疊石似牙張、緣何冷面頻開笑、々々看游

人跋涉忙ハシキチ

老崖皺面 即所稱荷葉街

雨點雲紋淡又濃、滿頭苔髮自蓬鬆、千年面目鱗々皺、省識雲山老去容、

獨猿側首 在女蘿壁下、從蘿壁前望之、見峰頭、如孤猿側

立、面孔宛然

老猿變化作山公、獨立高峰縹緲中、遮莫聲々啼不斷、浪花溪上月朦朧、

二佛隨肩 即所稱帽子石

拾得寒山歷劫身、蒼茫兀立脫羣塵、千秋風月無遮會、一咲點頭悟夙因、

孤堂插空 即所稱玉筍峰

危崖高處獨，曉々、暮日蒼茫影一條、彷彿、雷峰湖上塔、峻响萬丈簇雲

雲、

雙洋在望 即所稱四望頂、  
絕壁層巒幾屈蟠、飛身直到白雲端、巖洋在左蔽洋、右、無限、煙波

入望、

遊寒霞溪四首 隄 靜 齋

何物曾鞭石、驅來關此寰、衆峰不受土、群玉疊成山、幽壁  
開空洞、碧谿鳴佩環、神思忽縹緲、直欲叩仙關、  
峰巒雖峻拔、成趣在潺湲、水走山皆立、泉懸石欲言、宿雲  
留影、殘雨有餘痕、試把馬溪勝、細心論輕軒、

攀過玉筍峰、空翠淨吾胸、一步山千變、寸眸雲幾重、玉筍葉折、

米點蘇苔封、悉是天然畫、不分南北宗、

霞妍秋入樹、繡出萬屏顏、似借生花筆、工描着色山、今  
變綠陰路、不見綵雲關、唯恨奚囊底、無收寸錦還、

通天窓

石 橋 雲 在

奇峰戴石、聳天邊、石腹洞開窓樣圓、井底窺天、吾所慣、也從石

腹望蒼天、

紅雲亭

同

危亭峭立枕溪流、樹影重々水韻幽、此地風涼夏尤好、世人底事獨、  
稱秋、

錦屏風

同



惱羊花發麗ハシ於楓コ翠壁碧流相映シテ紅ナリ不假ラ深秋青女手滿山染

出ス錦屏風

同

天下奇巖一掃空シ可知ル仙路此中通ス會テ探レ七十二峰勝漫リ道ヲ紀

南多シト鬼工ニ

同

居然大腹似ニ蟾蜍ニ一見始テ知ル名不ル虛カラ响々疑フ他相喚ヒ去テ斷梅時

節放チ晴ヲ初ニ

同

輕雷挾レ雨ヲ度ル雲涯ヲ洗出シ參天蒼突奇ヲ不レ許サ薰風吹テ作レ竹ト依然

森立ス纏龍兒

帖子石

同

重疊有レ巖形似ニ帖ニ錦裝繡飾孰レ能ク摹セ天機所レ至ル君看取セ樹影昔

光盡ク畫圖

同

拔レ地高壇不可レ攀危梯中斷ス白雲間ニ天皇南狩回ル懸テ日ヲ投レ鏡ヲ懸レ釣チ即チ此山ニ

荷葉岳

同

雲間留留樣尙ホ依然ニ誰把リ玉蓮ヲ攀テ碧天ニ評シ得ル此山ニ何ノ句ヲ好キ花開ク十

丈藕如シ船ノ

同

石髮鬚鬚滴露寒シ山中高士即チ仙官ニ有何ノ禮法ニ有何ノ制ニ惟ム汝常時

帽子石

同

不<sub>レ</sub>脱<sub>レ</sub>冠<sub>ヲ</sub>、

女羅壁

同

佳人行立好姿容、薛帶羅衣誰<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>縫、不用巫山勞<sub>ニ</sub>綺夢<sub>ヲ</sub>、寒霞溪上忽<sub>テ</sub>相逢<sub>フ</sub>、

四望頂

同

濃如<sub>シ</sub>螺髮<sub>ニ</sub>淡如<sub>シ</sub>烟<sub>ノ</sub>、島影波光千里連<sub>テ</sub>、恠<sub>ニ</sub>底白雲<sub>ノ</sub>生<sub>ニ</sub>脚下<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>身<sub>ノ</sub>在<sub>ニ</sub>白雲<sub>ノ</sub>巔<sub>ニ</sub>、

星ヶ城山 ホシノシヨウ 寒霞溪の山脈<sub>ヲ</sub>東方に走り隆起<sub>シテ</sub>一大高峰となる、之を星ヶ城山となす、海面を抜くと二百七十三丈山麓より山巔に至る二里ありて郡中第一の高山なり、此山は佐々木信胤<sub>ノ</sub>居城の舊跡なり、信胤南朝に歸順するの故を以て足利の爲めに追はれ、備前の兒嶋より本嶋に來り、山奥を尋ね

溪流より柚皮<sub>ノ</sub>の流れ出つるを看て、其源を討究<sub>シ</sub>卒<sub>ニ</sub>星山に登り、城廓<sub>ヲ</sub>を構へ方士城と名け義兵を揚ぐ、是北朝康永元年なり、然るに曠<sub>カ</sub>々たる高山糧食の運輸に困しみ、今の北浦村大字屋形崎に別館を設け、海賊を業とし西海の航路を塞<sub>サ</sub>しに、其後南朝正平二年細川頼之の爲めに破られ、四海<sub>ノ</sub>村大字長濱に於て捕へらる、一説に云ふ信胤安田村に館を建て此に死すと、今同村小字植松に碑あり、明和年中岡田利和なる者の建つる所なり、其文左の如し、

佐々木信胤之墓

信胤姓<sub>ハ</sub>源其先住<sub>シ</sub>江州<sub>ニ</sub>、而以<sub>テ</sub>佐々木<sub>ヲ</sub>爲<sub>シ</sub>氏<sub>ト</sub>、元應元年三郎盛綱<sub>ノ</sub>子將軍<sub>ニ</sub>伐<sub>ツ</sub>平氏<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>備前國兒島<sub>ニ</sub>、則爲<sub>シ</sub>藤戶之先渡<sub>ヲ</sub>也、於<sub>テ</sub>是<sub>ニ</sub>恩<sub>ヲ</sub>賜<sub>フ</sub>於<sub>テ</sub>兒島<sub>ニ</sub>、故子孫分<sub>ニ</sub>處<sub>ス</sub>于<sub>テ</sub>兒島之飽浦<sub>ニ</sub>、因<sub>テ</sub>諱<sub>ニ</sub>佐々木三郎左衛門尉信胤<sub>ト</sub>、曆應三年

來<sub>リ</sub>テ于小豆島<sub>ニ</sub>而營<sub>ニ</sub>居<sub>ニ</sub>於星城<sub>ニ</sub>而後卒<sub>ス</sub>則葬<sub>ル</sub>此<sub>ニ</sub>也、至<sub>リ</sub>明和五戊子<sub>ニ</sub>此及<sub>リ</sub>四千四百餘<sub>ニ</sub>、有<sub>リ</sub>テ故而記<sub>ス</sub>之<sub>ヲ</sub>矣、

安田村住岡田利和謹記

坂手村 草壁より東し海濱に沿ふて苗羽村を経さり南に進み大字古江に至る、此邊草壁灣中最深の處とす、阪路を越へ東南十丁許にして坂手村に遠す、此地の民多くは航海の業に従事し、衣食の程度僻地に似ず、又た進取の氣象を具ふ、漁業頗る盛なるか故に富饒の者亦た尠からず、海岸より四觀すれば大角崎南東に斗出して苗羽村字田浦の半島は西北を遮<sub>レ</sub>屏<sub>シ</sub>、其岬角觀音崎と相擁して坂手灣を爲し、福部島遙かに前面に浮ひ、小島近く灣内に踞し、泊舟の一好場たり、背後は則ち隼<sub>ノ</sub>、洞雲の二山にして頂嶺の山骨蒼穹を突きて露出し、遙かに山田郡五劍山と相對して其奇異を争ひ、而

して巍然たる山容は優に之れを凌駕せり、洞雲の岩下には深さ九十尺の洞ありて裡に毘沙門天を祀つる、隼の岩中にも亦た空洞ありて觀世音菩薩を安す、蓋し此二洞は太古穴居の跡ならん歟、此山上に登れば東方淡路島に面し、北方播磨の諸州に向ひ、南東阿讃の兩堺を望み、西方東讃西阿の群山と相對し、蒼海一眸鳴門に通する一帶の潮流巖壁の如く一線を爲して急注し、脚下の一島風の子島白浪の間に點在し、海岳の大觀真に人をして氣宇豪壯ならしむるに足れり、

福田村 草壁より東方に直行し安田村の坂路を経て大字橋の海岸に出つれば、前面に一嶼あり城島といふ、此邊淡路國に面し青山綠海白帆黑煙の光景丹青の及ふ所にあらざるなり、北行して大字岩ヶ谷及ひ當濱を過く、當濱の沿岸石皆な圓し、是鳴門潮流の衝突による、土言によれば背後の山頭

冬季湯氣昇騰し積雪なしと蓋し星ヶ城より東西に分かれ小豆全島を縦断する山脈は地質學上第二期火山岩層に屬するか爲め歟、此濱より尙ほ北行三十二丁にして福田村に達す僻村にして漁樵を業とす、然れども風景に於ては賞するに足り、前面に辨天島あり青松奇巖の上に生ひ、北に金ヶ崎斗出して灣形を爲し、白波岸を洗ひ漁艇波間に出没す、金ヶ崎に往昔採鑛を爲せし舊坑あり、口經四尺深さ八間奥に一泉あり、坑の中央綠青色の鑛汁流出す、蓋し銅鑛ならん歟、

此福田村に田中綏猷の墓あり、綏猷は元と但馬出石の人にして、父を小森正造と云ふ、京師に出で公卿中山家の士田中某の義子となり、河内介に任し従六位に叙せらる、常に 皇室の振はざるを嘆し、文久二年同志と共に伏見寺田屋に會して密議を爲す、不幸薩藩の偵知する所となり果さず、捕

へられて薩摩に護送せらるゝの途、播州の海上に於て殺害せられ、其男竊猷の屍と共に同年五月二日當村海岸に漂着す、土人之を假葬し其後親屬來りて今の墓碑を建つといふ、明治二十四年四月八日正四位を贈らる、維新以前勤王の功によるものなり、

田中綏猷の墓に詣て、

品川彌二郎

播磨洋あらし波間にすてられし君の屍の香くはしきかな

大部村 福田村大字吉田の東北方に突出する金ヶ崎およひ藤崎を右手に望みつゝ歩を西方に轉し、大部村大字小部に越ゆる海邊に小判石文臺石坪石白石猫石といふ五個の奇石あり、就中小判石は割りて幾片とするも小判の形あり、猫石は五人を以て之を動かすも十人にて動かすも其動搖同一なりといふ、大字小部を過ぎて大部村に達す、此の地は漁業及び素麵製造を業

とし、天産物にあつては松茸を第一とし栗之に次く、前面海中には大島點  
 在し左りには小島あり右には妙見崎突出す、豊太閣大阪城を築くに當り、  
 片桐市正此近山より石材を掘採したりと云ふ、海に注く所の一川を桂川と  
 云ふ、此川源地を縦横して寒霞溪に登り草壁に通する一路あり、其途中飛  
 瀑懸れり之を仙涯瀧と稱す、高さ六丈幅一間五段に落つ、飛沫四散頗る佳  
 觀なり、本村の西端に琴塚と稱する所あり、往昔 神功皇后三韓を征し玉  
 ひ御凱旋の途、備前國邑久郡矢寄の濱にて彈し給へる玉琴を海中に投せら  
 れしか、其琴此浦邊に漂着せしに土人之を尊重し此地に埋め塚を立つ是よ  
 り地名となれりとぞ

北浦村 大部村より西行して北浦の村界に入り大字小梅を過ぐ、前面に小  
 島と稱する一嶼を見る、此地より十町許の山中に鳴瀧と稱する一瀑布あり

高さ五丈餘、其下溝然小玉淵と云ふ、口碑によれば往昔庄屋の婢阿玉なる  
 ものあり、曾て賓客に給仕す、偶々米粒三顆其懷中より落つ、阿玉大に之  
 を耻ぢ即夜身を此淵に投して死す、是より小玉淵と名つくと、小海より屋  
 形崎に至る、此地は佐々木信胤別館を置きたりと傳ふる所なり、尙ほ西行  
 すれば大字馬越とす、此山中石炭を産す然れども其質稍々下品なり、此地  
 を西行すれば北浦村盡く、南行すれば大鐸村あり肥土山、黒岩、笠瀧、小馬  
 越の四大字に分る、肥土山には蛭子池と名くる周廻十五丁の一池あり、又  
 た銚子瀧と稱する瀑布あり、重疊せる岩頭より直下する事六丈、其狀銚子  
 口より酒を注くに似たり故に名を得、怪巖綠樹多く幽邃閑雅の仙境なり、  
 四海村 北浦村の西に位し瀧宮、長濱、小江、伊喜末、の四大字より成る、小  
 江の北端を燕崎と稱す、伊喜末との間の海上には千振島沖の島葛島等あり、

伊喜末を過くれは淵崎村に入る、淵崎を経て永代橋を渡れば則ち郡衙等所  
在地たる土庄町とす、

豊島村 小豆本島の西方に屏列せる豊島小豊島の二島を併せて之を豊島村  
とす、素より一離島なるを以て特記すべき事項なしと雖ども、古來石材に  
富み採掘の業今に盛にして所謂豊島切石の名稱世に聞こゆ、人烟稍密なる  
の地は唐櫃家浦甲生となす、家浦の東端「アブケ鼻」の北邊に會て石炭を  
採掘せし舊坑あり、質粗悪にして用に適せず廢坑せり、本村の周邊鴨多し、  
土庄との間を往復する郵便和船に便乘し、狩獵を試むる者尠からず、  
本郡春季に至れば諸國より島四國と稱し老若男女續々として來り、八十八  
箇の禮拜場を巡遊す、其の起原を討ぬるに、貞亨三年眞言宗の僧侶協同し  
て本郡中にある自宗の靈場に番號を定め以て四國八十八箇所の靈場に擬し

たるものなり、今左に其箇所を記し行脚者流の東道とす、尤も札所の番順  
によりて之を擧ぐれば記載の体佳なりと雖ども、實踐の順路に反するが故  
に、爰には專はら路順に従ふて記す、讀者之れを諒せよ

第五拾七番

一淨源坊 淵崎村にあり本尊地藏菩薩

第六十五番

一光明庵 同所にあり本尊阿彌陀如來

第六拾六番

一阿彌陀堂 四海村大字伊喜末にあり本尊同上

第六十八番

一松林寺 同所にあり本尊藥師如來

第六十七番

一廢寺 本尊釋迦如來 北浦村大字見目觀喜寺へ合併す

第六十九番

一藥師堂 四海村大字小江にあり本尊藥師如來

第七十番

一長勝寺 四海村大字長濱にあり本尊阿彌陀如來

第七十一番

一阿彌陀堂 四海村大字瀧の宮にあり本尊阿彌陀如來

第七十二番

一瀧湖寺 大鐸村大字笠瀧にあり本尊阿彌陀如來

第七十三番

第七十五番

一觀音堂 大鐸村大字小馬越にあり本尊觀世音菩薩

一一聖寺 北浦村大字馬越にあり本尊不動明王

第七十七番 (六十七番釋迦如來合祀)

一觀喜寺 北浦村大字見目にあり本尊觀世音菩薩

第七十六番

一金剛寺 北浦村大字屋形崎にあり本尊不動明王

第七十八番

一雲石庵 北浦村大字小海にあり本尊觀世音菩薩

第七十九番

一藥師堂 大部村小字田井にあり本尊藥師如來

第八十番

一 觀音寺 大部村大字大部にあり本尊觀世音菩薩  
但し三十五丁を距て、奥院あり堀拔觀音と號す

第八十一番

一 不動瀧 大部村大字小部にあり不動明王を祀つる

第八十二番

一 藥師庵 福田村大字吉田にあり本尊藥師如來

第八十三番

一 藥師庵 福田村大字福田にあり本尊藥師如來

第八十五番

一 雲海寺 同所にあり本尊阿彌陀如來

第八十四番

一 雲海寺 同所にあり本尊觀世音菩薩

第八十六番

一 觀音庵 安田村大字當濱アツノハマにあり本尊觀世音菩薩

第八十七番

一 觀音庵 安田村大字岩ヶ谷にあり本尊觀世音菩薩

第八十八番

一 地藏庵 安田村大字橋にあり本尊地藏菩薩

第十二番

一 岡の庵 安田村大字安田にあり本尊地藏菩薩

第十三番



一 榮光寺 同所にあり本尊阿彌陀如來

第十四番

一 清瀧庵 同所にあり本尊地藏菩薩

第十一番

一 觀音堂 苗羽村小字馬木にあり本尊觀世音菩薩

第九番

一 庚申堂 同所にあり本尊不動明王

第八番

一 淨光寺 苗羽村大字苗羽にあり本尊藥師如來

第七番

一 阿彌陀庵 同所にあり本尊阿彌陀如來

第二番

一 基石ヶ瀧 同所にあり本尊不動明王

第一番

一 大師堂 坂手村洞雲山上にあり本尊毘沙門天王  
但し十八丁を距て、奥院あり觀音寺と號し觀世音菩薩を祀つる

第三番

一 觀音寺 同上本尊觀世音菩薩

第四番

一 古江庵 苗羽村大字古江にあり本尊阿彌陀如來

第五番

一 堀越庵 苗羽村大字堀越にあり本尊阿彌陀如來

第六番

一 田ノ浦庵 苗羽村大字田浦の半嶋にあり本尊阿彌陀如來

第十番

一 芦ノ浦庵 安田村の海邊にあり本尊愛染明王

第十五番

一 大師堂 安田村大字木ノ庄にあり本尊弘法大師

第十六番

一 極樂寺 草壁村大字片城にあり本尊阿彌陀如來

第十七番

一 一ノ谷庵 草壁村小学小坪にあり本尊藥師如來

第十八番

一 東山庵 草壁村大字上村の入口にあり本尊地藏菩薩

第十九番

一 藥師庵 同所にあり本尊藥師如來

第二十番

一 廢庵 草壁村大字下村峰ノ庵へ遷す本尊藥師如來

第二十一番

一 清見寺 草壁村大字下村にあり本尊不動明王

第二十二番 (第二十番藥師如來合祀)

一 峰ノ庵 草壁村大字下村にあり本尊觀世音菩薩

第二十三番

一本堂 同所にあり本尊釋迦如來

第二十四番

一安養寺 西村小字日方にあり本尊觀世音菩薩

第二十五番

一誓願寺庵 同所にあり本尊藥師如來

第二十七番

一阿彌陀寺 西村小字水木にあり本尊觀世音菩薩

第二十六番

一阿彌陀寺 同所にあり本尊阿彌陀如來

第二十八番

一藥師庵 三都村大字蒲野にあり本尊藥師如來

第二十九番

一風穴庵 三法村大字神の浦小字富士にあり本尊弘法大師

第三十番

一正法寺 三都村大字吉野にあり本尊大日如來

第三十一番

一誓願寺 二生村大字二面にあり本尊阿彌陀如來

第三十二番 (第三十四番の不動明王を此寺に遷し合祀す)

一愛染寺 二生村大字室生にあり本尊愛染明王

第三十三番 (第三十五番の八幡大菩薩を此寺に遷して祀つる)

一長勝寺 池田村大字池田にあり本尊八幡大菩薩

第三十四番

一殿額 本尊は愛染寺へ遷す

第三十五番

一廢頽 本尊は長勝寺へ遷す

第四十番

一保安寺 池田村大字蒲生にあり本尊觀世音菩薩

第四十一番

一藥師堂 池田村大字蒲生小字佛谷にあり本尊藥師如來

第四十二番

一瀧水寺 池田村大字蒲生小字西ノ瀧山上にあり本尊觀世音菩薩

第三十九番

一地藏堂 池田村大字蒲生小字北池にあり本尊地藏菩薩

第三十八番

一光明寺 同所にあり本尊阿彌陀如來

第三十六番

一本堂 池田村大字蒲野小字上池にあり本尊釋迦如來

第三十七番

一明王寺 同所にあり本尊不動明王

第四十三番

一淨土寺 池田村大字中山にあり本尊阿彌陀如來

第四十四番

一湯舟山 同所にあり本尊觀世音菩薩

第四十五番

一地藏寺 同所にあり本尊地藏菩薩